

女川原子力発電所2号炉

地下水位低下設備について

目次

第Ⅰ編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針.....	1
1. 地下水位低下設備の要求機能.....	1
2. 設計用地下水位の設定方針.....	3
2.1 基本的な考え方.....	3
2.2 水位評価用モデル.....	7
2.3 再現解析による検証.....	7
2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認	12
2.5 観測による検証.....	21
第Ⅱ編 地下水位低下設備の信頼性向上の方針.....	22
1. 地下水位低下設備の目的、機能及び位置付け.....	22
2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討.....	22
2.1 設置許可基準規則第12条の要求事項の抽出.....	22
2.2 設置許可基準規則第12条の要求事項に基づく設備構成の検討.....	25
2.3 設置許可基準規則第12条の要求事項に基づく設備構成の妥当性.....	42
3. 機能喪失要因等の分析に基づく設備構成の検討.....	47
3.1 供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析.....	47
3.2 関係する条文の抽出.....	48
3.3 各構成部位の機能喪失要因の分析.....	50
3.4 分析結果を踏まえた信頼性向上のための配慮事項.....	58
3.5 監視・制御機能及び電源接続の系統構成.....	61
4. 運用管理・保守管理の方針.....	61
5. 信頼性向上の方針のまとめ.....	67

添付資料 1	既設の地下水位低下設備の概要
添付資料 2	ドレンの信頼性確保の検討
添付資料 3	設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容
補足説明資料 1	敷地の水文環境
補足説明資料 2	建設時工認段階の浸透流解析結果
補足説明資料 3	構内排水路の概要
補足説明資料 4	三次元浸透流解析による防潮堤沈下対策の影響確認結果
補足説明資料 5	基礎地盤の安定性評価における地下水位設定の考え方
補足説明資料 6	地下水位低下設備の機能喪失後の水位上昇
補足説明資料 7	現行の重要度分類上の位置付けの整理
補足説明資料 8	新設揚水井戸・ドレンの構造・配置及び施工例
補足説明資料 9	2号炉海水ポンプ室周辺のドレンに集水される地下水について

第Ⅰ編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針

1. 地下水位低下設備の要求機能

原子炉建屋等の主要建屋直下及びその周囲には地下水位低下設備が設置され、建設時工認の施設評価において、その機能に期待した地下水位の設定を行っている。

地下水位低下設備（既設）設置位置を別紙18-1図に示す（添付資料1参照）。

地下水位低下設備は、各施設周囲の岩盤上に設置されたドレーン（硬質ポリ塩化ビニル製有孔管「以下、有孔塩ビ管」 $\phi 100\text{ mm} \sim 200\text{ mm}$ ）及び有孔遠心力鉄筋コンクリート管「以下、有孔ヒューム管」 $\phi 500\text{ mm} \sim 1,050\text{ mm}$ ）により揚水井戸に集水し、揚水ポンプ・配管を介して構内排水路へ排水する構造となっている。

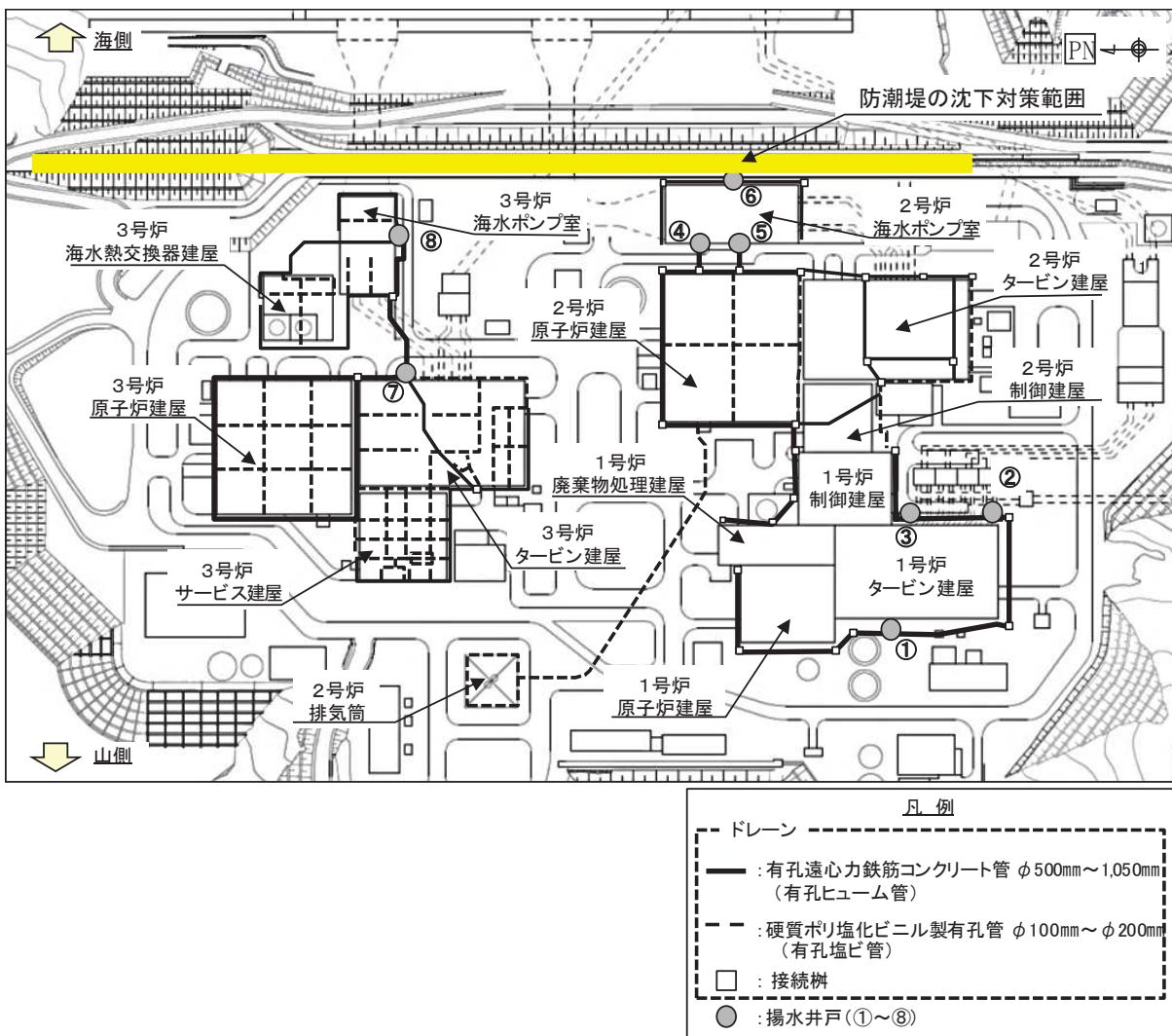
地下水位低下設備の機能は、地下水位を一定の範囲に保持することであり、これにより地下水位低下設備の機能に期待する施設に及ぶ水位上昇に伴う影響が低減される。

一方、津波防護施設として敷地海側に設置する防潮堤の沈下対策概要を別紙18-2図に示す。

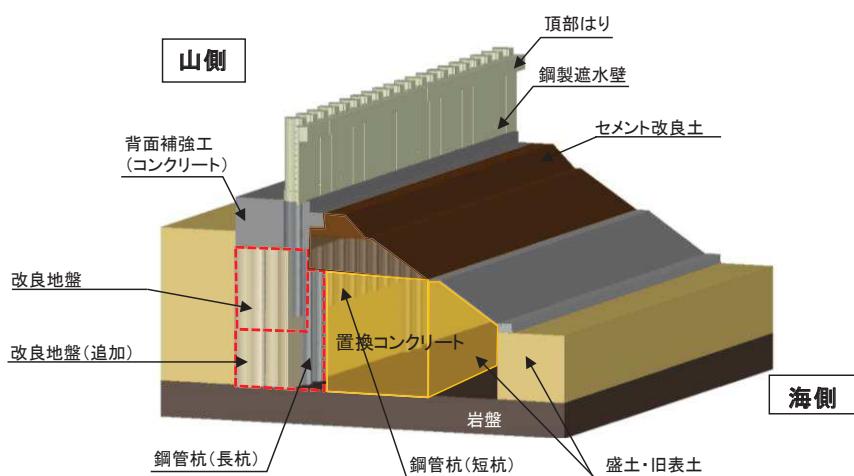
従前は山から海へ向かう一方向の流動場が形成されていたが（補足説明資料1参照），今後、防潮堤直下の沈下対策を行うことにより敷地内の地下水の流れが遮断され、敷地内の流動場は変化し、地下水位低下設備の機能に期待できない場合の地下水位は沈下対策前より上昇することから、地下水位低下設備の重要性は従前より増したと考えられる。

本資料では、今後の設計に用いる地下水位を設定するにあたり、防潮堤沈下対策後における施設の安全性に及ぼす影響を確認し、必要な機能を保持するための信頼性確保の方針について検討した。

この上で、信頼性向上策を踏まえた設計用地下水位の設定方法について整理した。



別紙 18-1 図 地下水位低下設備（既設）設置位置



別紙 18-2 図 防潮堤の沈下対策概要

2. 設計用地下水位の設定方針

2.1 基本的な考え方

施設設計用の地下水位の設定については、地形等を適切にモデル化した浸透流解析により行うこととし、保守性を確保する方針とする。

解析の保守性については、解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定の他、地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲に限定し考慮することにより確保する。

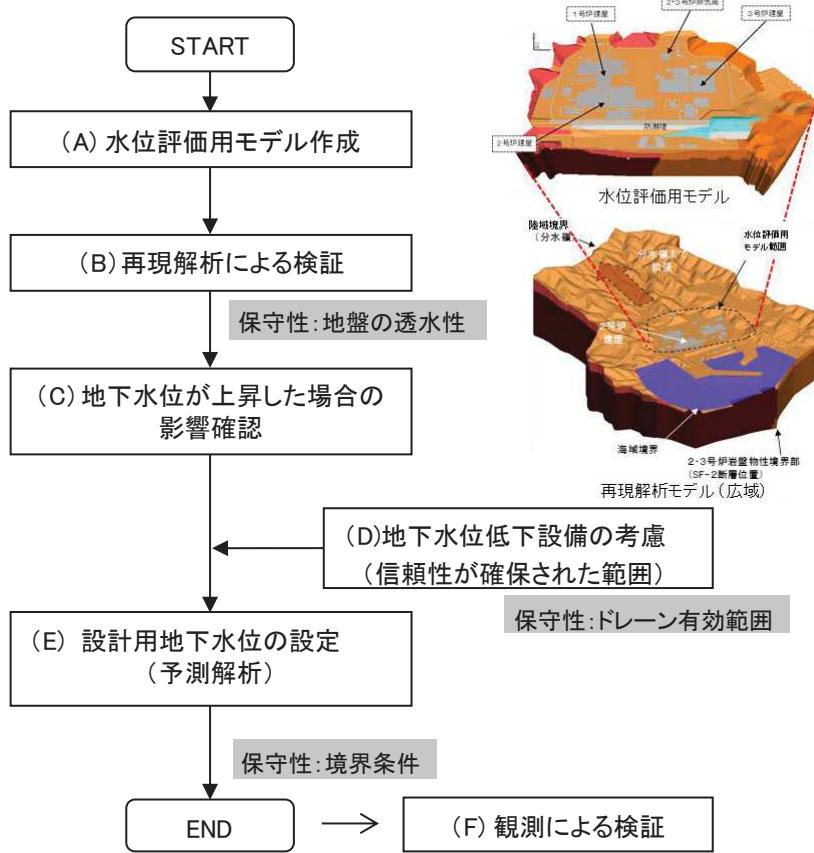
設置変更許可段階においては、防潮堤の沈下対策により敷地内の地下水の流動場が変化することを踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等を網羅的に抽出し、地下水位が上昇した場合に施設等に生じる影響（第Ⅰ編2.4項に示す地下水位が上昇した場合の揚圧力影響（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、設置許可基準規則）第4条）及び液状化影響※（同第3条第2項））が段階的に進むことを考慮し、早期に影響が現れる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する方針とする。

なお、地下水位低下設備の検討にあたっては建設時工認における設計用地下水位を目安とする。

また、液状化影響に対しては、この地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設定する設計用地下水位を用いて評価を行い、地震力に対して当該施設の機能が損なわれないことを確認するとともに、当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。

この考え方に基づき、工認段階において建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備の機能を考慮した浸透流解析を実施し、この結果を前提として、施設の設計用地下水位を設定する。浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フローを別紙18-3図に示す。

※液状化等による影響（設置許可基準規則第3条第2項）の観点から、盛土・旧表土の分布と施設の配置との関係を補足説明資料4に示す



別紙 18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フロー

別紙 18-3 図の各プロセスにおける検討方針を以下に示す。なお、各審査段階における提示内容を添付資料 3 に示す。

(A)～(B) 水位評価用モデル作成・再現解析による検証

- ・ 解析モデル・境界条件について建設時工認を参照し設定した上で、観測記録との比較等によりモデル全体としての保守性の確認を行う。

(C) 地下水位が上昇した場合の影響確認

- ・ 防潮堤沈下対策による地下水流动場の変化を考慮した水位評価用モデルにおいて地下水位低下設備による水位保持機能が期待できない場合の地下水位を算定する。
- ・ この算定結果も踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等を網羅的に抽出する。
- ・ 抽出した施設等について、地下水位の上昇により生じる影響の時系列的な変化を整理し、この影響を低減するための施設毎の対応方針を定めた上で地下水位低下設備の信頼性を図る方針とする（第Ⅱ編にて詳述）。

(D) 地下水位低下設備の考慮

- ・ 浸透流解析における算定条件として、建物・構築物の揚圧力影響低減の観点で設置する地下水位低下設備について施設周辺の地下水位保持に寄与し信頼性が確保できる範囲に限定し、有効範囲として設定する。

(E) 設計用地下水位の設定

- ・ 工認時に(A)～(D)に基づく予測解析を実施し、地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設定する設計用地下水位を用いて評価を行い、地震力に対して当該施設の機能が損なわれないことを確認するとともに当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。

(F) 観測による検証

- ・ 防潮堤沈下対策前後の地下水位観測データを取得し、(E)にて定める設計用地下水位の検証を行う。

設計用地下水位の設定に当たっては、以下に示す浸透流解析の保守性の確保方法の通り、建設時工認段階の地下水位設定（二次元浸透流解析）において適用した保守性確保方針（解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定、①と③）の他、さらに地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲に限定し考慮する（②）ことにより確保する方針とする。

なお、②ドレン有効範囲の考え方は、第Ⅱ編にて詳述する。

① 地盤の透水性

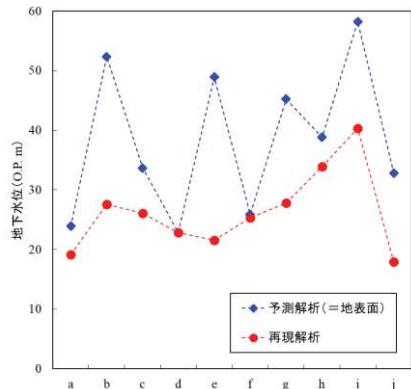
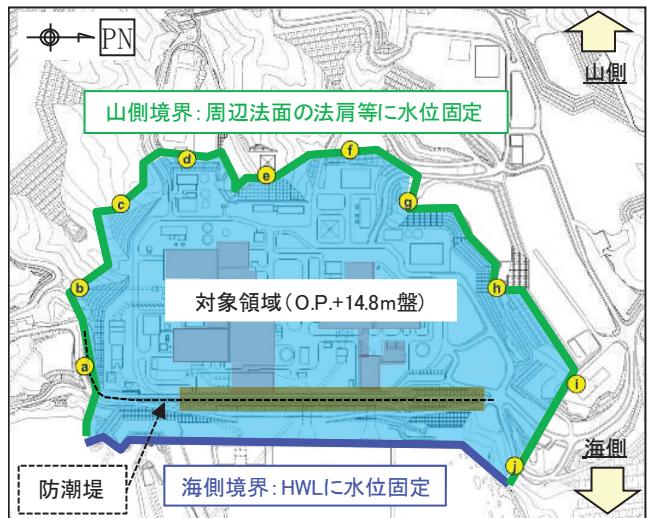
建設時工認の透水係数を基本とし地下水位を高めに評価するよう保守的に設定する。

② ドレンの有効範囲

信頼性が確保されたドレンのみ管路として考慮する。施設に対するドレンの配置から期待範囲を設定し、信頼性の確保に係る3つの観点（耐久性、耐震性、保守管理性）を満たす範囲を抽出した上で、設置許可基準規則第12条の要求に対して機能保持できる範囲のみ有効範囲として設定する。

③ 境界条件

解析境界の地表面に水位固定する（別紙18-4図、建設時工認と同様）。



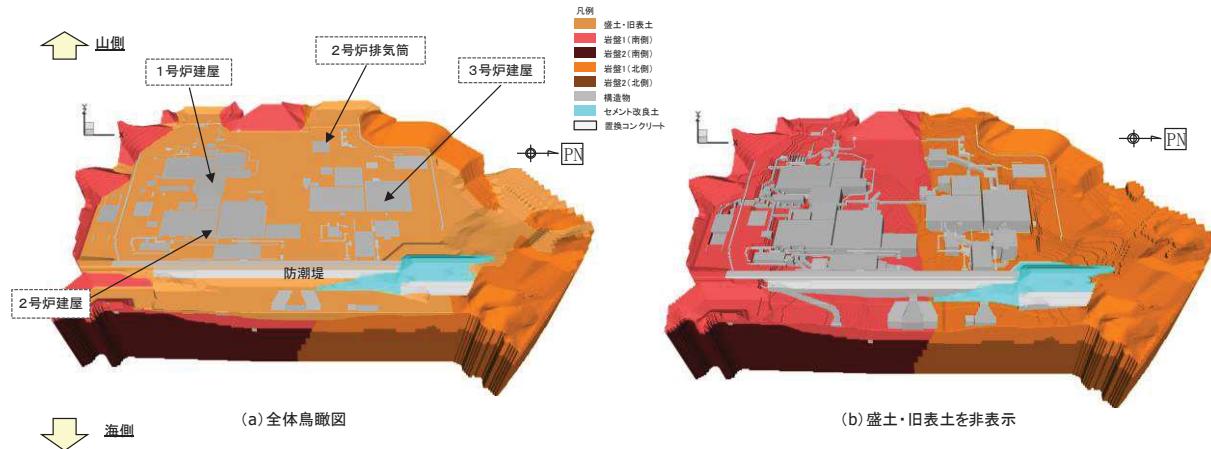
- 観測記録の再現解析(第1編2.3項)における左図a~jの位置での地下水位(●)は、地表面高さ(◆)と同等若しくは下回る。(上図)
- 対象領域の設計用地下水位の算定においては、a~jに対応する解析境界にて地表面高さ(◆)に水位を固定することにより保守性を確保する。

別紙 18-4 図 保守的な解析条件の設定例 ((③解析境界の地表面に水位固定)

2.2 水位評価用モデル

原子炉建屋等の施設が設置される主要エリア (O.P.+14.8m 盤周辺) の地下水位の評価においては、O.P.+14.8m 盤周辺の法肩までを解析範囲とした三次元地形モデルを作成する（解析ソフト：GETFLOWS (GEneral purpose Terrestrial fluid-FLOW Simulator) バージョン：ver. 6.64.0.1）。

水位評価用モデル鳥瞰図を別紙 18-5 図に、水位評価用モデルの概要を別紙 18-1 表に示す。



別紙 18-5 図 水位評価用モデル鳥瞰図

別紙 18-1 表 水位評価用モデルの概要

項目	内容
モデル化範囲等	<ul style="list-style-type: none"> 施設が配置される主要エリア (O.P.+14.8m 盤周辺) を対象領域とする。（解析領域は周辺法面等を含む） 対象領域内の構造物※をモデル化し、敷地造成時における掘削・埋戻しを反映する。 なお、防潮堤下部の沈下対策（遮水効果）を考慮する。

※：耐震裕度向上等の目的で実施した地盤改良等は、低透水層としてモデル化する。ただし、発電所建設時に施工性向上のために海側に設置した地中連続壁（仮設）による水位低下効果は、保守的に考慮しないものとする。

2.3 再現解析による検証

(1) 再現解析と観測水位との比較

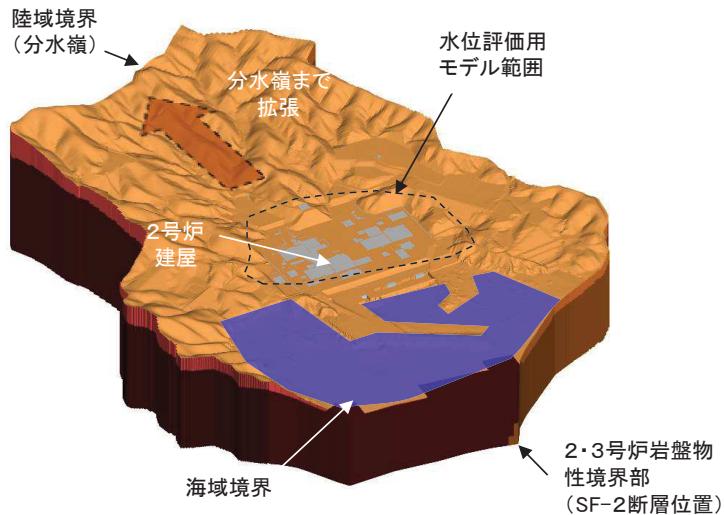
再現解析の目的は、水位評価用モデルに用いる透水係数等の解析用物性値を含めたモデル全体としての保守性を確認することである。

透水係数は、補足説明資料 2 に示す建設時工認段階の評価に用いた設定値等（ルジオൺ試験等に基づく値）とする。

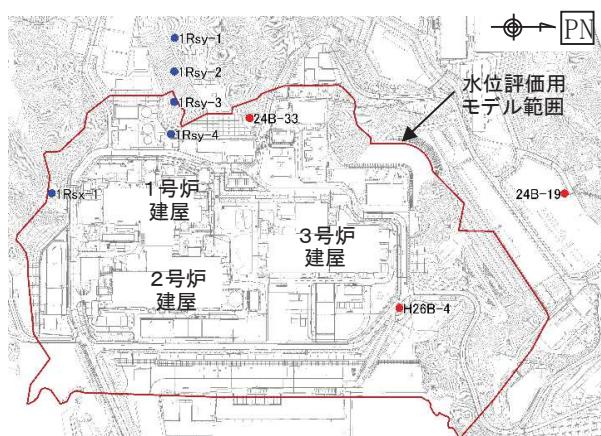
再現解析は、前述の水位評価用モデルを敷地周辺の分水嶺まで拡張し、観測降雨を与えることにより実施した。また、保守性は解析水位が観測水位を上回ることにより確認することとした（水位観測時点の構造物をモデル化しており防潮堤沈下対策は非考慮）。

再現解析モデル鳥瞰図を別紙 18-6 図に、観測孔位置を別紙 18-7 図に、観測値と解析値の比較を別紙 18-8 図に示す。

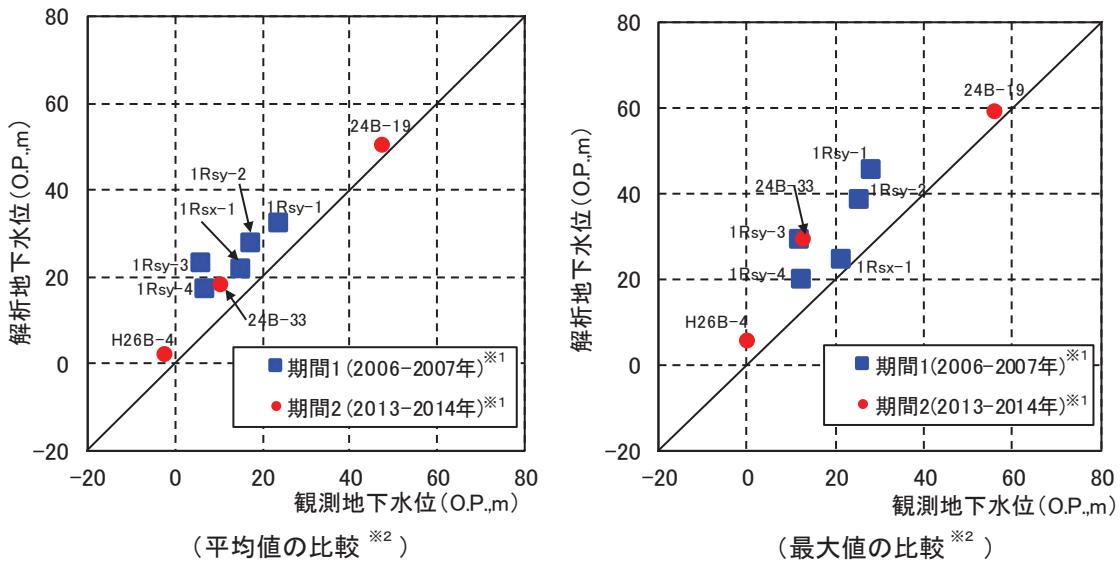
再現解析の結果、解析値は期間平均及び最大値のいずれにおいても観測値を上回ることを確認した。この結果から、予測解析においても解析値が安全側（地下水位が高め）に評価されると考えられ、モデル全体としての保守性が確保されることを確認した。



別紙 18-6 図 再現解析モデル鳥瞰図



別紙 18-7 図 観測孔位置



※1：安全対策工事に伴う敷地改変等に着手した2015年6月以前のうち、一定期間以上の水位観測データのある期間から選定した。
※2：上記期間における観測水位と解析水位それぞれの平均水位及び最大水位のプロットを示す。

別紙18-8図 観測値と解析値の比較

なお、岩盤が地表付近に近く、主に岩盤内を地下水が流れる観測孔（1Rsy-1～4, 1Rsx-1, 24B-33）において、観測値と解析値の差が比較的大きい結果が得られている。これは、建設時工認において設計用地下水位（揚圧力）を高めに評価するため、別紙18-2表に示すように岩盤Iの透水係数を -1σ 小さく設定していることに起因するものと推察される。

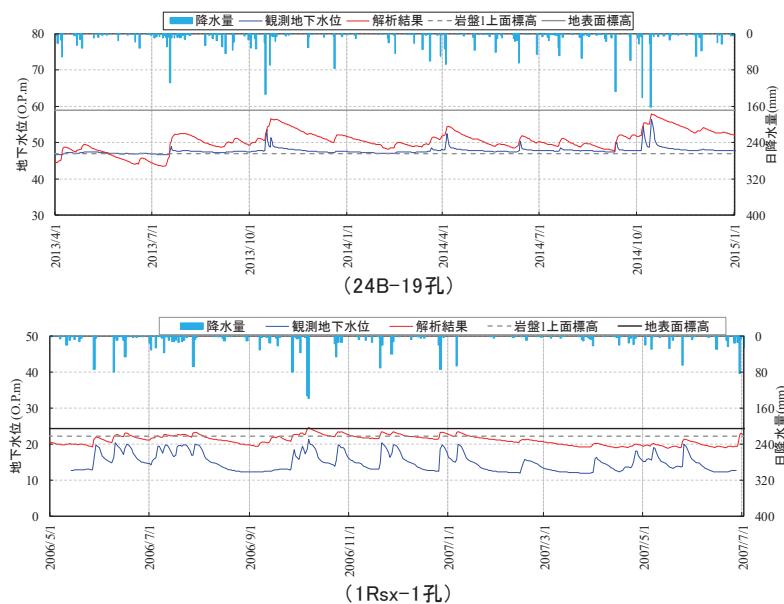
別紙18-2表 透水係数

地層区分	透水係数 (m/sec)	設定根拠
盛土・旧表土	3×10^{-5}	平均値
2号炉周辺以南	岩盤I	7×10^{-7}
	岩盤II	5×10^{-7}
3号炉周辺以北	岩盤I	2×10^{-7}
	岩盤II	1×10^{-7}
改良地盤・セメント改良土*	2×10^{-7}	平均値
構造物	0 (不透水)	—

*：建設時工認段階以降に取得

(2) 水位経時変化の確認

別紙 18-8 図に示す観測値と解析値の比較において比較的裕度の小さい 24B-19 孔・1Rsx-1 孔を例に、解析水位と観測水位の経時変化を別紙 18-9 図に示す。



別紙 18-9 図 地下水位の経時変化例

24B-19 孔は盛土層厚が大きい地点、1Rsx-1 孔は岩盤が地表面に近い地点であるが、いずれも降雨時には解析値が観測値を上回っており、保守的な結果となっている。

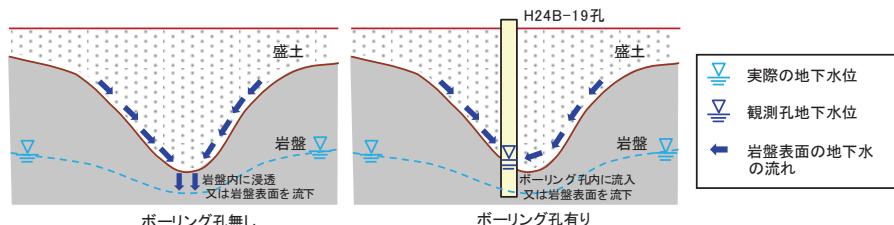
それぞれの観測孔における地下水位の経時変化の傾向を以下に示す。

a. 24B-19 孔

盛土層が厚い 24B-19 孔では、解析値と観測値それぞれの水位変動と降雨との連動性は概ね一致し、降雨時には解析値が観測値を全て上回っている。これは、盛土層が厚い他の観測孔（H26B-4 孔）においても同様である。

なお、観測水位が岩盤表面以下に下がらない状況が確認されるが、観測孔位置は沢部であるため周囲から岩盤表面の地下水が集まりやすい構造であることに起因するものと考えられる。

沢地形部における小降雨時の地下水の流れのイメージを別紙 18-10 図に示す。



別紙 18-10 図 沢地形部における小降雨時の地下水の流れ（イメージ）

b. 1Rsx-1 孔

岩盤が地表付近に近い 1Rsx-1 孔では、解析値と観測値それぞれの水位変動と降雨との連動性は概ね一致し、降雨時には解析値が観測値を全て上回っている。

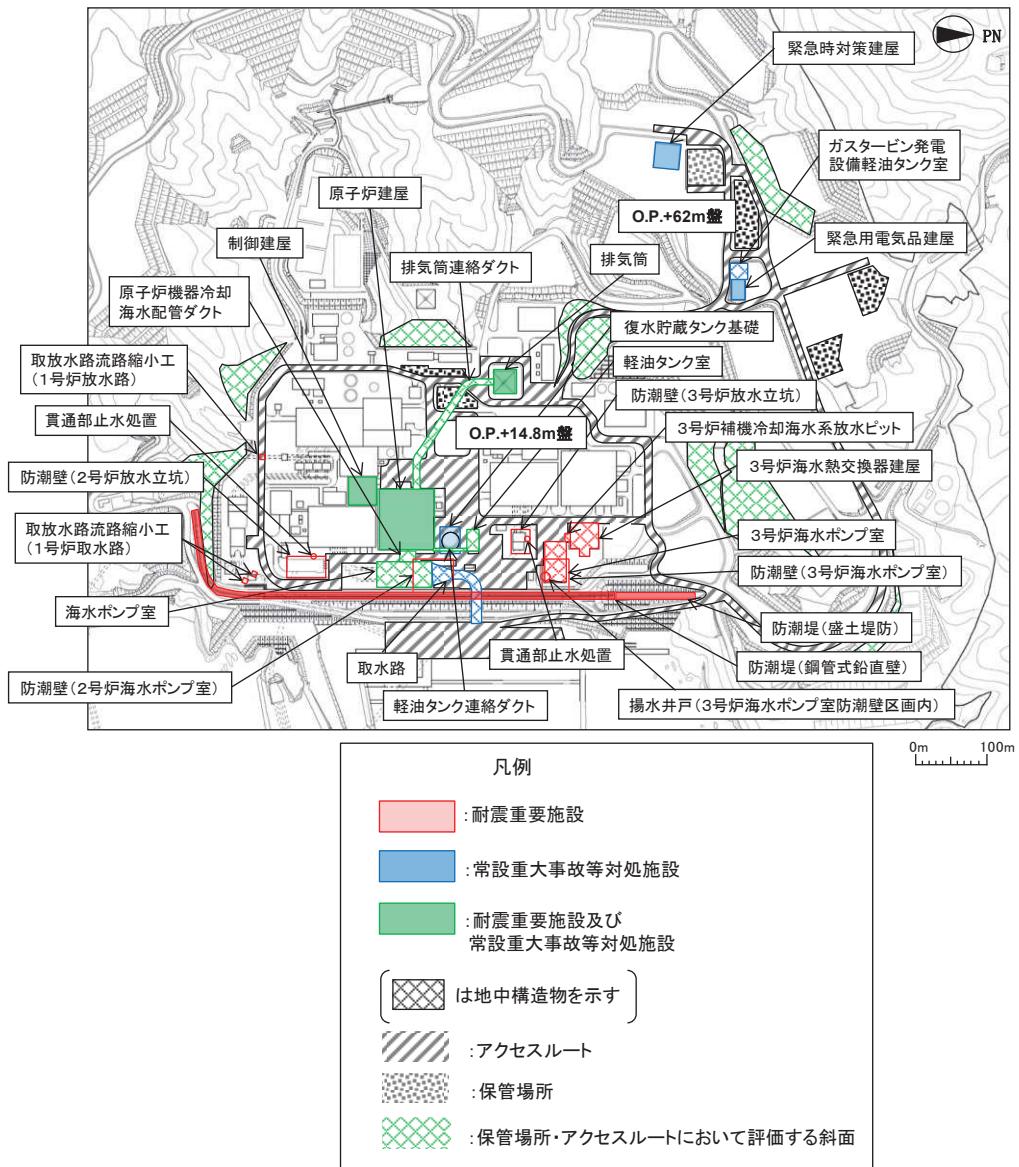
これは、岩盤が地表付近に近い他の観測孔（1Rsy-1～4, 24B-33）においても同様である。

2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認

(1) 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出

防潮堤の沈下対策により敷地内の地下水の流動場が変化することを踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等として、基礎地盤・周辺斜面の他、O.P. +14.8m 盤及び O.P. +62m 盤エリアに設置される耐震重要施設・常設重大事故等対処施設（いずれも間接支持構造物を含む）、並びに車両通行性への影響の観点等から保管場所・アクセスルートを抽出した。

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果を別紙 18-11 図及び別紙 18-3 表に示す。



別紙 18-11 図 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出結果

別紙 18-3 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある
施設等の抽出結果

施設等		備 考
基礎地盤・周辺斜面	基礎地盤	
	周辺斜面	対象となる周辺斜面はなし
建物・構築物*	原子炉建屋	
	制御建屋	
	3号炉海水熱交換器建屋	
	排気筒	
	緊急時対策建屋	O.P.+62m 盤に設置
	緊急用電気品建屋	O.P.+62m 盤に設置
土木構造物・ 津波防護施設・ 浸水防止設備	防潮堤	
	防潮壁	
	海水ポンプ室	
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	
	取水路	
	軽油タンク室	
	復水貯蔵タンク基礎	
	軽油タンク連絡ダクト	
	排気筒連絡ダクト	
	3号炉海水ポンプ室	
	取放水路流路縮小工	
	ガスタービン発電設備軽油タンク室	O.P.+62m 盤に設置
	貫通部止水処置	
	3号炉補機冷却海水系放水ピット	
保管場所・ アクセスルート	揚水井戸（3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内）	浸水防止蓋の間接支持構造物
	保管場所	O.P.+14.8m 盤
	アクセスルート	O.P.+14.8m 盤
	保管場所・アクセスルート	O.P.+62m 盤に設置
保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面		

* 土木構造物を除く

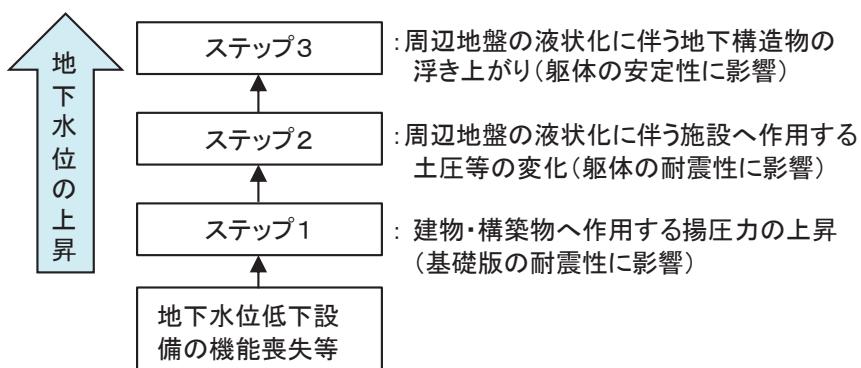
(3) 地下水位の上昇による影響と対応方針

別紙 18-11 図及び別紙 18-3 表に示した耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、地下水位の上昇による施設等への揚圧力影響及び液状化影響が段階的に生じることを踏まえ、その影響を低減するための対応方針を整理した（補足説明資料 4 参照）。

a. 地下水位が上昇した場合における施設に生じる影響について

地下水位が上昇した場合には、揚圧力上昇及び液状化による土圧等の変化により施設の耐震性等に影響が及ぶ可能性がある。

地下水位の上昇に伴う影響は別紙 18-12 図に示すステップ順に段階的に生じるものと考えられる。



別紙 18-12 図 地下水位上昇時に施設に段階的に生じる影響の概念図

b. 地下水位上昇の影響を低減するための対応方針

地下水位を低下させる対策や施設の耐震補強の選択肢が考えられるが、地下水位の上昇による影響が段階的に進むことを踏まえ、早期に影響が生じる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置する。

液状化影響は、この地下水位を前提として設定する設計用地下水位を用い評価し、当該施設の機能が損なわれないことを確認する。また、当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。

なお、以下の施設は設計用地下水位の設定において地下水位低下設備の機能に期待しない。

- ・ 緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室（いずれも 0.P. +62m 盤で、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ地表面等に設定）
- ・ 取放水路流路縮小工
(岩盤内に設置され、地下水位低下設備の機能に期待せず地下水位を設定)

- ・可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面
(施設の配置位置や地盤条件等、地下水位低下設備の機能に期待せず地表面等に設定)

また、アクセスルートについては、地下水位低下設備により一定の範囲に保持された地下水位を前提とした評価を行い、地震時の地下構造物の浮き上がりにより通行性への影響が及ぶ場合は、適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を行う。

なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所については、支持力のみの要求であり、岩盤・MMR 上に設置されるため、地下水位の影響は受けない。

c. アクセスルート確保の考え方と地下水位低下設備における配慮

アクセスルート確保の考え方と地下水位低下設備における配慮を別紙18-4表及び以下に示す。

- ・地下水位低下設備に対する設計上並びに機能喪失時への配慮により、地下水位が一定の範囲に保持され、地震時にアクセスルート直下の地下構造物の浮き上がりが生じないことから、アクセスルートの通行性は確保される。
- ・地下水位低下設備が機能喪失した場合における液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響については、評価の上、アクセスルートの通行性が一定期間維持されるよう、地盤改良等の適切な対策を講ずる。
- ・地下水位低下設備の機能喪失が長期に及ぶ場合においては、外部支援等により通行性の確保を図る運用とする。

以上の配慮事項によってアクセスルートの機能は、供用期間の全ての状態において保持することができるが、地下水位低下設備が機能喪失した場合、地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提としていることを踏まえ、設置許可基準規則第43条及び技術的能力審査基準への適合の考え方を整理する。

なお、設計用地下水位は、工認設計段階で詳細検討することから、設計用地下水位確定後、アクセスルートが確保されることについて説明する。設置変更許可段階においては、建設時工認の設定値を参照し評価を行う。

別紙 18-4 表 地下水位低下設備及びアクセスルートに対する配慮

配慮事項	通常運転状態	設計基準事故等状態	重大事故等状態
地下水位低下設備に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・外部事象等への配慮 ・安全機能の重要度分類におけるクラス 1 相当の設計 ・非常用交流電源及び常設代替交流電源 (GTG) へ接続 ・可搬型設備及び予備品による復旧 (機能喪失時に対する配慮) 		
アクセスルートに対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の通行性を確保するため、評価結果を踏まえ地盤改良等により地下構造物の浮き上がり影響を緩和 ・外部支援等の活用による通行性の確保 		

d. 地下水位の影響を踏まえた評価と対応

a. ~ c. までの整理結果を踏まえ耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、地下水位の影響を踏まえた評価と対応を第 18-5 表の通り整理した。

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（1 / 3）

地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策		
基礎地盤 ・周辺斜面	・基礎地盤	評価結果		影響なし (原子炉建屋の地下水位は基礎版中央に設定しているが、地下水位の設定は基礎地盤の評価結果に影響しない。なお、その他は周辺地盤を含め地表面に設定。)
		対策	地下水位低下設備	—
			各施設等(耐震補強)	—
建物・構築物	・原子炉建屋 ・制御建屋 ・3号炉海水熱交換器建屋 ・排気筒	評価結果		影響あり (揚圧力影響、液状化影響)
		対策	地下水位低下設備	【揚圧力対策】 ○: 地下水位低下設備の設置 【液状化対策】 —: (設計用地下水位の設定において前提とする。)
			各施設等(耐震補強)	△: 耐震評価の結果、施設等の機能が損なわれ安全性に影響が及ぶ場合は、その機能が損なわれないよう適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を実施する。
	・緊急時対策建屋 ・緊急用電気品建屋	評価結果		影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
		対策	地下水位低下設備	—
			各施設等(耐震補強)	—

凡例

○: 地下水位低下設備が設計上必要

△: 地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策

—: 対策不要

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（2 / 3）

地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策		
土木構造物・ 津波防護施設・ 浸水防止設備	・防潮堤 ・防潮壁 ・海水ポンプ室 ・原子炉機器冷却海水配管ダクト ・取水路 ・軽油タンク室 ・復水貯蔵タンク基礎 ・軽油タンク連絡ダクト ・排気筒連絡ダクト ・3号炉海水ポンプ室 ・貫通部止水処置 ・3号炉補機冷却海水系放水ピット ・揚水井戸 (3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内) ・取放水路流路縮小工 ・ガスタービン発電設備軽油タンク室	評価結果		影響あり (揚圧力影響、液状化影響)
		対策	地下水位低下設備	—: (設計用地下水位の設定において前提とする。)
			各施設等(耐震補強)	△: 耐震評価の結果、施設等の機能が損なわれ安全性に影響が及ぶ場合は、その機能が損なわれないよう適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を実施する。
		評価結果		影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
		対策	地下水位低下設備	—
			各施設等(耐震補強)	—

凡例

○: 地下水位低下設備が設計上必要

△: 地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策

—: 対策不要

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応（3 / 3）

地下水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策		
保管場所・ アクセスルート	・保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果		影響なし (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地下水位を設定しているが、保管場所(O.P.+14.8m盤)は、岩盤、MMR上に設置されるため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)
		対策	地下水位低下設備	—
	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	評価結果		影響あり（液状化影響）
		対策	地下水位低下設備	—:(地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮)
		各施設等(耐震補強)		△: c.「アクセスルートの考え方と地下水位低下設備における配慮」参照
	・保管場所、アクセスルート (O.P.+62m盤)	評価結果		影響なし（地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定）
		対策	地下水位低下設備	—
		各施設等(耐震補強)		—
	・保管場所、アクセスルート において評価する斜面	評価結果		影響なし（地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定）
		対策	地下水位低下設備	—
		各施設等(耐震補強)		—

凡例

○:地下水位低下設備が設計上必要

△:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策

—:対策不要

(4) 地下水位が上昇した場合の影響評価まとめ

地下水位の影響を踏まえた評価と対応方針を踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける施設等の地下水位低下設備との関係を整理した。整理結果を別紙 18-6 表に示す（基準適合の考え方は添付資料 3 に示す）。

a. 地下水位低下設備の設置許可基準規則における位置付け等

別紙 18-6 表の整理を踏まえ、建物・構築物の設置許可基準規則第 4 条（・第 39 条）への適合に当たり、地下水位を一定の範囲に保持する必要があることから地下水位低下設備を設計基準対象施設に位置付ける。

なお、地下水位低下設備の機能を保持するための信頼性向上の方針は第 II 編で詳述する。

各施設の耐震評価においては、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設定する設計用地下水位を用い、地震力に対して当該施設の機能が損なわれないことを確認するとともに、当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施することにより基準適合が図られる。

なお、地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対策については、工認時にその詳細を示す。

また、地下水位低下設備に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を地表面等に設定の上、地震力に対して機能が損なわれないことを確認する。また、当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施することにより基準適合が図られる。

b. 地下水位低下設備と対応条文の関連性等

建物・構築物について、設置許可基準規則第39条は同規則第4条と同様の要求であり、規則第4条への適合をもって第39条への適合性を確認する。

施設等について、余震時に対する要求を含む設置許可基準規則第5条・第40条及び第39条については、第4条への適合をもって確認する。また、同第3条第2項及び第38条、第4条及び第39条は、それぞれ同一の地盤、地震に対する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の適合性を要求しているものであり、地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条への適合性を示すことにより確認する。

以上から、地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条或いは第39条への適合性を示すことにより確認する。

別紙18-6表 耐震評価において地下水位の影響を受ける施設等の
地下水位低下設備との関係並びに設置許可基準規則における対応条文の整理

施設等	安全性確保における地下水位低下設備の位置付け※1			関連する条文							備考
	(A) 設計値保持 のため 直接的に必要	(B) 左記(A)により保持される 地下水位を前提とする (必要時は対策)	(C) 不要	地盤			地震			津波・余震重量	
	3条 1項	38条 1項	3条 2項 ※4	38条 2項 ※4	4条 ※4	39条 ※4	5条 ※4	40条 ※4	43条		
基礎地盤	基盤地盤	○	○	○※2	※2	○	○	○	○		
周辺斜面	周辺斜面	—	—	—	—	△	△	○	○	※3	対象斜面なし
原子炉建屋	○	○	○	○	○	△	△	○	○	※3	
制御建屋	○	○	○	○	○	△	△	○	○	※3	
3号炉海水熱交換器建屋	○	○	○	○	○	△	△	○	○	※3	
排気筒	○	○	○	○	○	△	△	○	○	※3	
緊急用電気品建屋	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	O.P.+62m盤
防禦堤	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	O.P.+62m盤
海水干留室	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
原子炉機器冷却海水配管ダクト	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
取水路	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
軽油タンク室	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
土木構造物	復水貯蔵タンク基礎	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
津波防護施設	軽油タンク連結ダクト	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
浸水防止設備	排気筒連絡ダクト	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
3号炉海水ポンプ室	3号炉海水ポンプ室	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
取放水路流路縮小工	取放水路流路縮小工	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
ガスステーション発電設備タンク室	ガスステーション発電設備タンク室	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
貫通部止水装置	貫通部止水装置	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
3号炉補機冷却海水系放水ピット	3号炉補機冷却海水系放水ピット	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
揚水井戸(3号炉施水ポンプ室防潮壁又は内)	揚水井戸(3号炉施水ポンプ室防潮壁又は内)	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
保管場所・	保管場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
アクセスマート	アクセスマート(0.P.+14.8m盤)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
保管場所・	保管場所、アクセスマートにおける評価する斜面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1 地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対策については、工認時にその詳細を示す。

※2 基盤地盤の評価に地下水位が影響しないため、条文適合上不要と整理した。なお、基礎地盤の安定性の評価条件の一つとして、地下水位の設定について設置変更許可申請書へ記載する。

※3 設置許可基準規則第39条は同規則第4条と同様の要求であり、規則第4条への適合をもつて第39条への適合を確認する。また、同第3条2項及び第38条、第4条及び第39条は、それぞれ同一の地盤、地震に対する設計基準規則第5条・第40条及び第39条について、余震時の影響についても、代表的に設置許可基準規則第4条への適合性を示すことにより確認する。

2.5 観測による検証

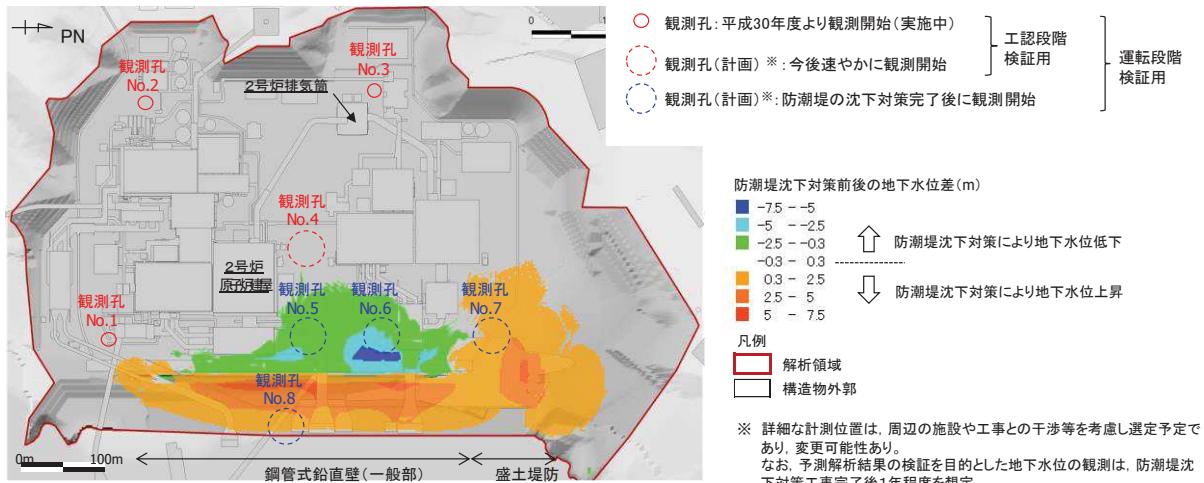
設計用地下水位の設定に用いる予測解析は防潮堤沈下対策完了後の状態をモデル化することから、予測解析結果の妥当性の検証として、防潮堤沈下対策の工事完了後に地下水位の観測を行い、解析にて想定した地下水位を観測水位が下回ることを確認する。

観測孔は、防潮堤の沈下対策による地下水位への影響範囲を考慮し設定する。

地下水位観測計画位置を別紙 18-13 図に示す。

工認段階の予測解析の検証においては、防潮堤の沈下対策の影響を受けない No. 1 ~No. 4 孔の観測記録を参考する。また、防潮堤の沈下対策工事完了後の運転段階においては、防潮堤外も含めて No. 5~No. 8 孔の観測記録を検証材料に加える。

なお、今後の地下水位設定の信頼性確認等への活用を念頭に、別紙 18-13 図のうち複数孔については防潮堤沈下対策影響の検証後も観測を継続し、基礎データとして集積していく。



別紙 18-13 図 地下水位観測計画位置

第Ⅱ編 地下水位低下設備の信頼性向上の方針

1. 地下水位低下設備の目的、機能及び位置付け

地下水位低下設備の目的及び機能、また、機能維持を要求する期間は、以下の通りである。

①地下水位低下設備の目的及び機能

- 原子力発電所の施設の機能・構造は、地盤の健全性が確保された前提で各種設計がなされている。
- 地下水位低下設備の機能は、施設の設計の前提が確保されるよう、「地下水位を一定の範囲に保持する」ことである。
- 地下水位低下設備が機能することにより、施設周辺の地下水位が一定の範囲に保持され、施設に及ぶ揚圧力影響が低減される。なお、液状化影響は、その水位を前提として設定する設計用地下水位を用いて評価を行い、地震力に対して当該施設の機能が損なわれないことを確認する。また、当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。

②地下水位低下設備の機能維持を要求する期間

- 地下水位低下設備は、以下に示す原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持が必要である。
 - ・通常運転時（起動時、停止時含む）
 - ・運転時の異常な過渡変化時
 - ・設計基準事故時
 - ・重大事故等時
- また、プラント供用期間中において発生を想定する大規模損壊についても、その発生要因とプラントの損壊状況を踏まえ、地下水位低下設備の設計を行う上で配慮する。

地下水位低下設備の目的、機能及び要求期間を踏まえ、原子炉施設の安全性を維持する観点から、地下水位低下設備を設置許可基準規則第12条で規定される「安全機能の重要度分類」における重要度の高い「クラス1」に相当する設備として設計・運用を行っていくこととする。

2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討

2.1 設置許可基準規則第12条の要求事項の抽出

ここでは、地下水位低下設備に対して、設計上配慮すべき要件及び機能喪失要

因の分析を行うことにより、信頼性向上のあり方について整理を行う。

地下水位低下設備を安全機能の重要度分類上のクラス1に相当する設備と位置付けるに際して、設置許可基準規則第12条を一部準用することとし、地下水位低下設備の設計上配慮すべき要求事項を別紙18-7表の通り抽出した。

別紙18-7表 設置許可基準規則第12条の要求事項（1/3）

設置許可基準規則		「設置許可基準機規則の解釈」から抜粋
(安全施設) 第十二条	<p>安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p>	<p>1 第1項に規定する「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」による。ここで、当該指針における「安全機能を有する構築物、系統及び機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。</p>
	<p>2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、<u>当該系統を構成する機械又は器具の单一故障</u>（单一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保する【要求事項①】ものでなければならぬ。</p>	<p>2 第2項の「单一故障」は、従属要因に基づく多重故障を含まる。【要求事項②】</p> <p>3 第2項に規定する「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、上記の指針を踏まえ、以下に示す機能を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 その機能を有する系統の多重性又は多様性を要求する安全機能二 その機能を有する複数の系統があり、それぞれの系統について多重性又は多様性を要求する安全機能 <p>4 第2項に規定する「单一故障」は、動的機器の单一故障及び静的機器の单一故障に分けられる。重要度の特に高い安全機能を有する系統は、<u>短時間では動的機器の单一故障を仮定しても、長期間では動的機器の单一故障又は想定される静的機器の单一故障のいずれかを仮定しても、所定の安全機能を達成できるように設計されていることが必要</u>【要求事項③】である。</p> <p>5 第2項について、短時間と長期間の境界は24時間を基本とし、運転モードの切替えを行う場合はその時点を短時間と長期間の境界とする。例えば運転モードの切替えとして、加圧水型軽水炉の非常用炉心冷却系及び格納容器熱除去系の注入モードから再循環モードへの切替えがある。また、動的機器の单一故障又は想定される静的機器の单一故障のいずれかを仮定すべき長期間の安全機能の評価に当たっては、想定される最も過酷な条件下においても、その单一故障が安全上支障のない期間に除去又は修復できることが確実であれば、その单一故障を仮定しなくてよい。</p> <p>さらに、单一故障の発生の可能性が極めて小さいことが合理的に説明できる場合、あるいは、单一故障を仮定することで系統の機能が失われる場合であっても、他の系統を用いて、その機能を代替できることが安全解析等により確認できれば、当該機器に対する多重性の要求は適用しない。</p>

別紙 18-7 表 設置許可基準規則第 12 条の要求事項（2 / 3）

設置許可基準規則	「設置許可基準規則の解釈」から抜粋	
(安全施設) 第十二条	<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮【要求事項④】することができるものでなければならない。</p> <p>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる【要求事項⑥】ものでなければならない。</p>	<p>6 第3項に規定する「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その機能が期待されている構築物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件【要求事項⑤】をいう。</p> <p>7 第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。</p> <p>8 第4項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。</p> <p>一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に規定される試験又は検査を含む。）ができる。【要求事項⑦】ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる。【要求事項⑧】</p> <p>二 運転中における安全保護系の各チャンネルの機能確認試験にあっては、その実施中においても、その機能自体が維持されていると同時に、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要的動作が発生しないこと。</p> <p>三 発電用原子炉の停止中に定期的に行う試験又は検査は、原子炉等規制法及び技術基準規則に規定される試験又は検査を含む。</p> <p>9 第4項について、下表の左欄に掲げる施設に対しては右欄に示す要求事項を満たさなければならない。</p>
	<p>5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない【要求事項⑨】ものでなければならない。</p>	<p>10 第5項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮する【要求事項⑩】ものとする。</p> <p>また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」（昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会）等によること。</p>

別紙 18-7 表 設置許可基準規則第 12 条の要求事項（3 / 3）

設置許可基準規則	「設置許可基準規則の解釈」から抜粋	
(安全施設) 第十二条	<p>6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない【要求事項⑪】。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共に用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共に用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければなければならない。</p>	<p>11 第6項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構築物等を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の緊急停止機能 ・未臨界維持機能 ・原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 ・原子炉停止後の除熱機能 ・炉心冷却機能 ・放射性物質の閉じ込め機能並びに放射線の遮蔽及び放出低減機能（ただし、可搬型再結合装置及び沸騰水型発電用原子炉施設の排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能を持つ構造物）を除く。） ・工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 ・安全上特に重要な関連機能（ただし、原子炉制御室遮蔽、取水口及び排水口を除く。） <p>12 第6項に規定する「安全性が向上する場合」とは、例えば、ツインプラントにおいて運転員の融通ができるように居住性を考慮して原子炉制御室を共用した設計のように、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件を満たしつつ、共用することにより安全性が向上するとの評価及び設計がなされた場合をいう。</p> <p>13 第6項に規定する「共用」とは、2基以上の発電用原子炉施設間で、同一の構築物、系統又は機器を使用することをいう。</p> <p>14 第6項に規定する「相互に接続」とは、2基以上の発電用原子炉施設間で、系統又は機器を結合することをいう。</p>

2.2 設置許可基準規則第 12 条の要求事項に基づく設備構成の検討

ここでは、2.1で抽出した設置許可基準規則第 12 条に係る地下水位低下設備への設計上の要求事項に照らして、集水機能（ドレン等）及び排水機能（揚水泵等）の機能保持が可能な設備構成を検討する。

なお、検討にあたっては、網羅的に故障想定を行うため、動的機器の单一故障（短期、長期）として揚水泵の故障、並びに静的機器の单一故障（長期）としてドレンの閉塞を想定することとした。

設備構成の検討においては、第 I 編の整理から地下水位低下設備が機能しない場合の影響として、建物・構築物へ作用する揚圧力上昇（設置許可基準規則第 4 条）と土木構造物他に作用する周辺地盤の液状化による土圧等の変化（設置許可基準規則第 3 条第 2 項）が抽出されているが、早期に影響が現れる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置することを踏まえ、集水及び排水機能に係る設備構成の検討を行った。

なお、液状化影響に対しては、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設定す

る設計用地下水位を用いて評価を行い、地震力に対して当該施設の機能が損なわれないことを確認する。また、当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を行う。

また、設備構成の検討にあたっては信頼性確保が重要となることから、添付資料2に示す通り、施設に対するドレーンの配置から期待範囲を設定し、信頼性の確保に係る3つの観点（耐久性、耐震性、保守管理性）を満たす範囲を抽出した上で、設置許可基準規則第12条の要求に対して機能保持できる範囲を有効なドレーンとして設定した。

原子炉建屋及び3号炉海水熱交換器建屋直下の有孔塩ビ管は、その構造や堆砂事象の進展速度等から閉塞しないものと評価しているが、万が一閉塞等が発生した場合の検知と修復に不確実性があるものと考えられるため、閉塞した状態（管路ではなく透水層）を前提とした。

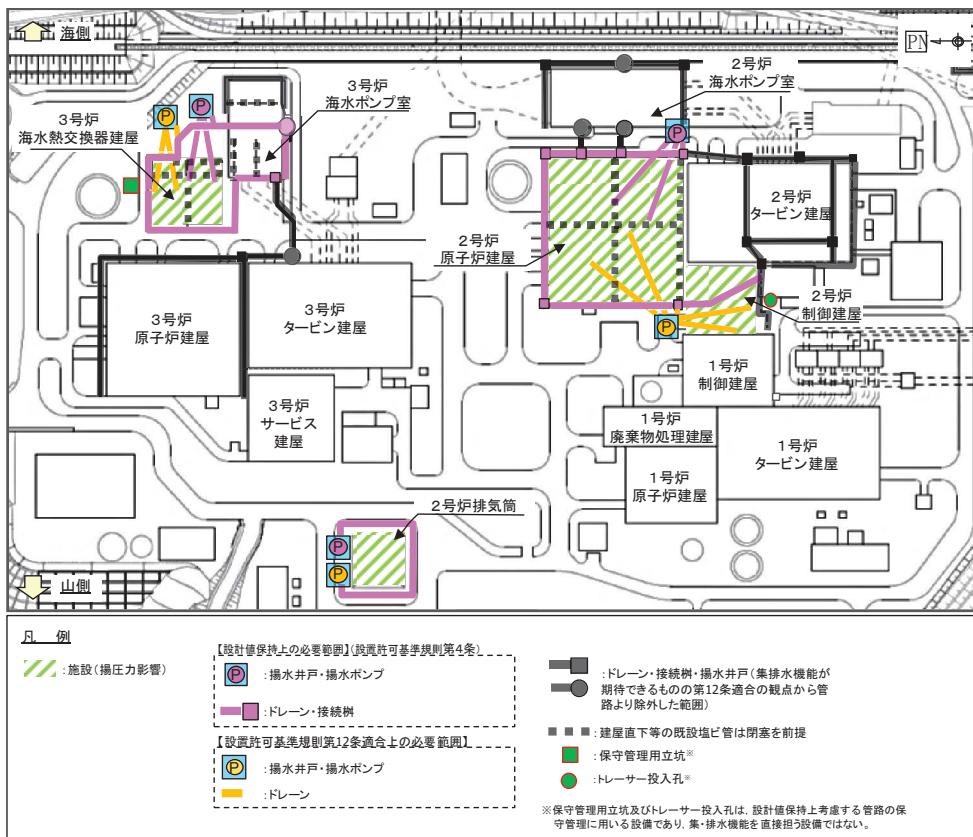
(1) 設備構成概要

設置許可基準規則第4条及び第12条要求を考慮した地下水位低下設備の構成例を別紙18-14図に示す。

これは、揚圧力影響（設置許可基準規則第4条）に着目した施設（原子炉建屋、制御建屋、排気筒、3号炉海水熱交換器建屋）に対し、設置許可基準規則条文適合上必要な集水及び排水機能の範囲を示したものであり、設計値保持上の必要範囲（■）と、設置許可基準規則第12条適合上の必要範囲（■）にて構成される。

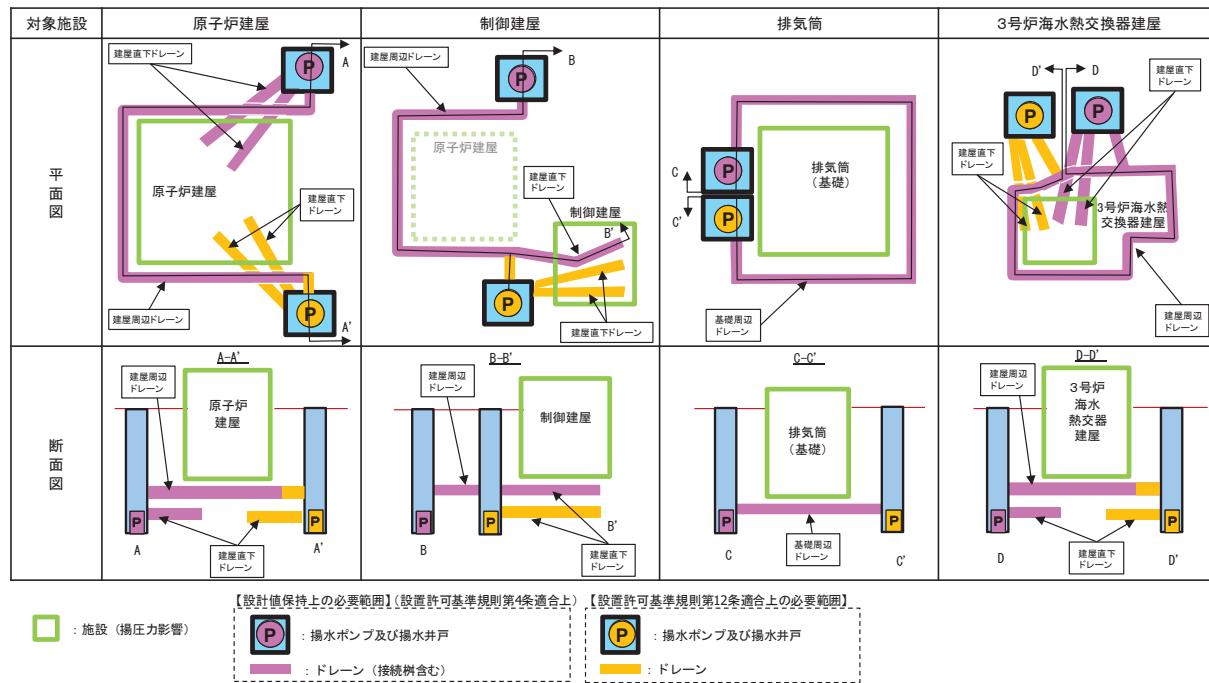
また、ドレーン・接続桿・揚水井戸としての集水及び排水機能が期待できるものの、設置許可基準規則第12条適合の観点から管路より除外した範囲（■）については透水層として取扱う。

なお、別紙18-14図は揚圧力影響（設置許可基準規則第4条）に着目した設備構成案であるが、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により発電用原子炉施設周辺の地下水位が一定範囲に保持されることを踏まえ、その水位を前提として、設計用地下水位を設定の上、地震力に対して当該施設の機能が損なわれないことを確認する。また、当該施設の機能が損なわれ施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。



別紙18-14図 設置許可基準規則第4条及び第12条要求を考慮した地下水位低下設備の構成例

別紙 18-14 図における揚圧力影響に着目した各施設の範囲における集水及び排水機能の設備構成例（模式図）を別紙 18-15 図に示す。本模式図を用い、施設毎に、集水及び排水機能を構成する動的・静的機器の单一故障に対する機能保持の考え方を整理し、検討結果を以降に示す。



別紙 18-15 図 揚圧力影響に着目した各施設の範囲における
集水及び排水機能の設備構成例（模式図）

(2) 原子炉建屋周辺ドレーンにおける信頼性向上の対応

原子炉建屋における故障想定を別紙 18-8 表に示す。

別紙 18-8 表 設置許可基準規則第 12 条を考慮した検討ケース
(原子炉建屋)

機能維持に必要な範囲	ケース	短期・長期		故障想定		備考
		短期	長期	ポンプ故障	ドレーン閉塞	
	(a)	○	○	東側ポンプ 故障	—	ポンプ故障により、建屋周辺ドレーンからの排水機能が喪失する
	(b)	—	○	—	建屋周辺 ドレーン 部分閉塞	ドレーン部分閉塞により、閉塞箇所上流の集水機能が喪失する
	(c)	—	○	—	建屋直下 ドレーン 部分閉塞	ドレーン部分閉塞により、閉塞箇所上流の集水機能が喪失する

【設計値保持上の必要範囲】(設置許可基準規則第4条適合上) 【設置許可基準規則第12条適合上の必要範囲】

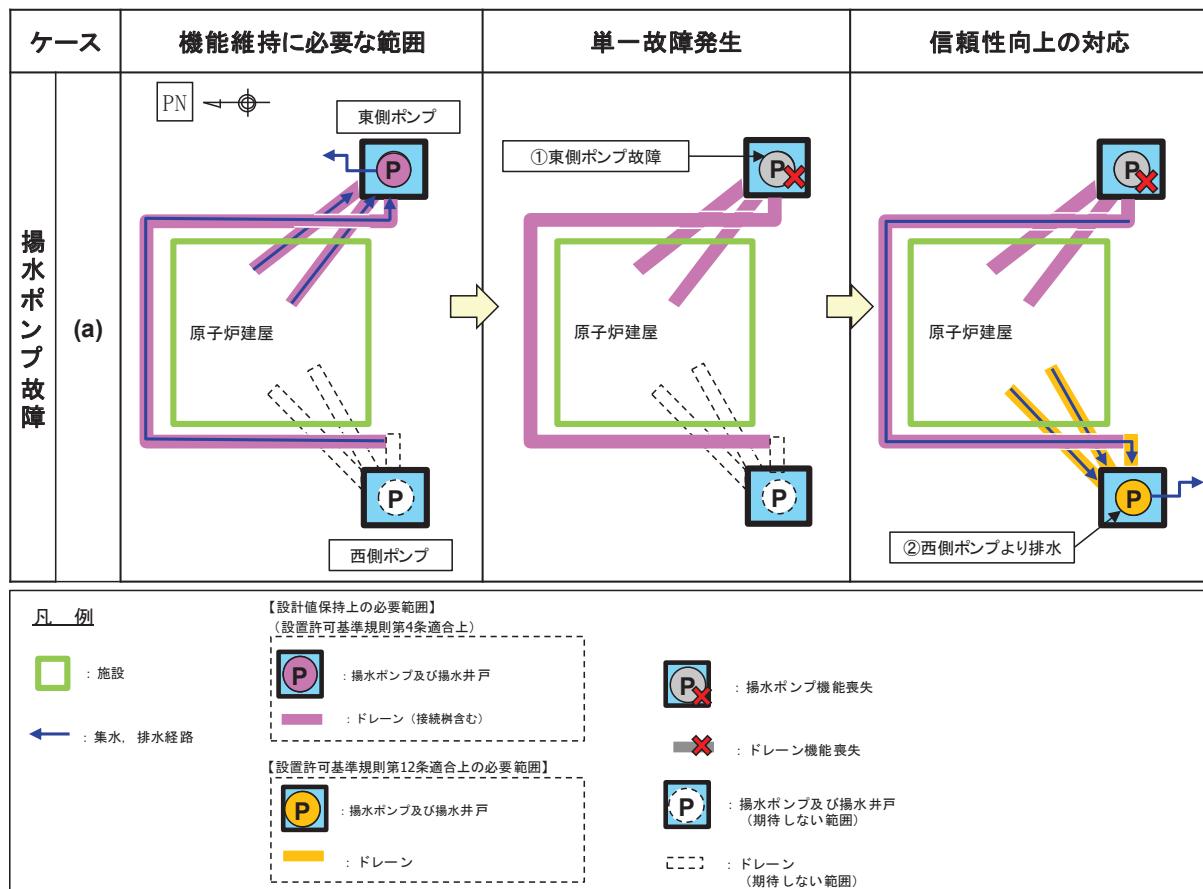
□ : 施設（揚圧力影響）
✖ : 単一故障想定箇所

【設計値保持上の必要範囲】(設置許可基準規則第4条適合上) 【設置許可基準規則第12条適合上の必要範囲】

■ (P) : 揚水ポンプ及び揚水井戸
■ (D) : ドレーン（接続樹脂含む）
■ (P) : 揚水ポンプ及び揚水井戸
■ (D) : ドレーン

原子炉建屋における、動的機器（揚水ポンプ）の単一故障（短期・長期）に係る検討例を別紙 18-16 図に示す。

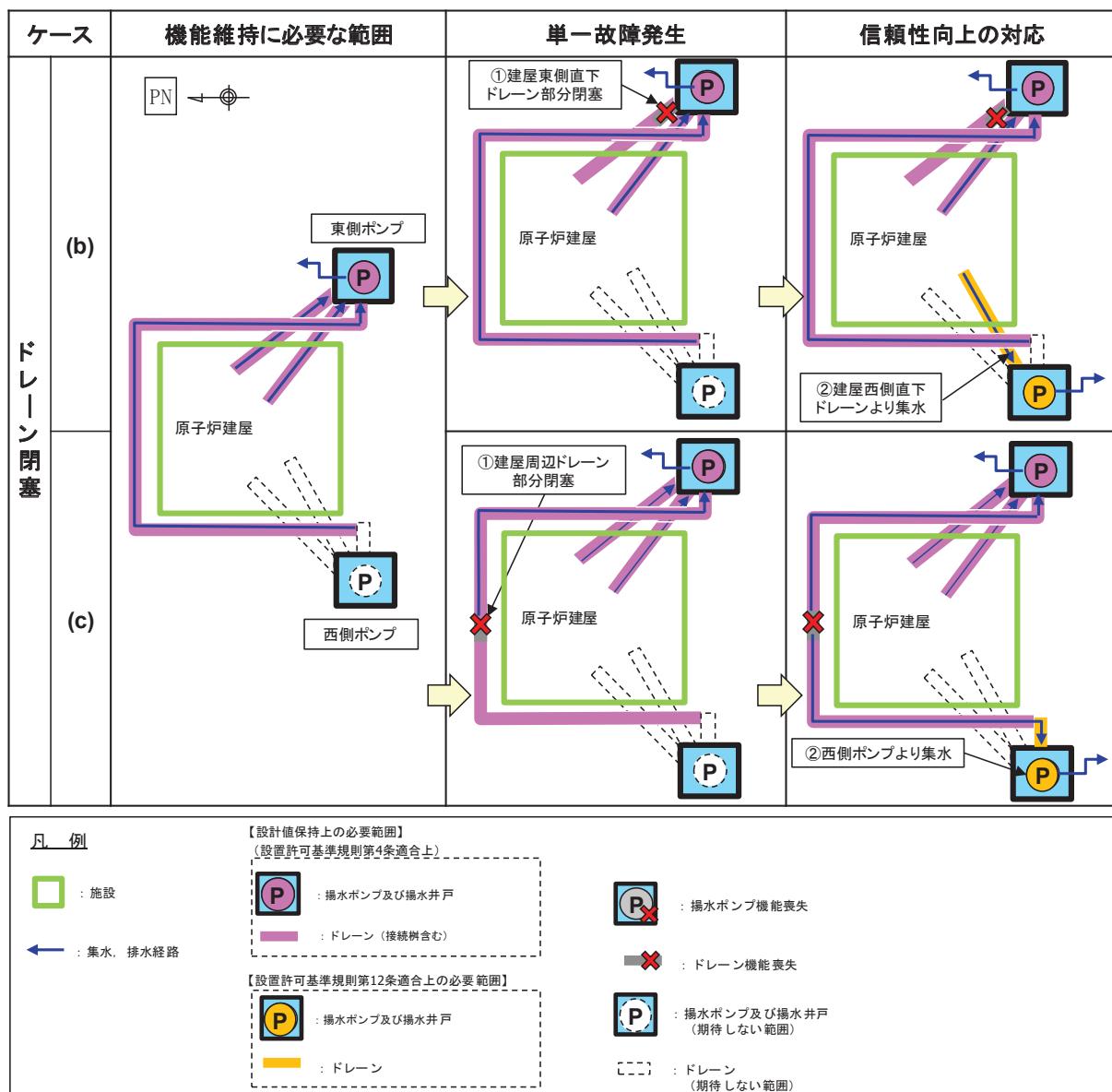
揚水ポンプの単一故障に対して、多重化により要求される機能（地下水位を保持）が維持される。



別紙 18-16 図 原子炉建屋の設備構成検討例
(動的機器 (揚水ポンプ) の単一故障)

原子炉建屋における、静的機器（ドレーン）の单一故障（長期）に係る検討例を別紙 18-17 図に示す。

ドレーンの单一故障に対して、揚水井戸・揚水ポンプの配置により機能（地下水位の保持）が維持される。



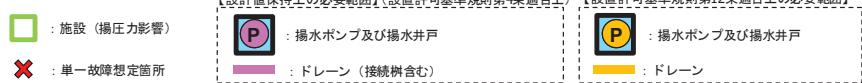
別紙 18-17 図 原子炉建屋の設備構成検討例
(静的機器（ドレーン）の単一故障)

(3) 制御建屋周辺ドレーンにおける信頼性向上の対応

制御建屋周辺ドレーンにおける故障想定を別紙 18-9 表に示す。

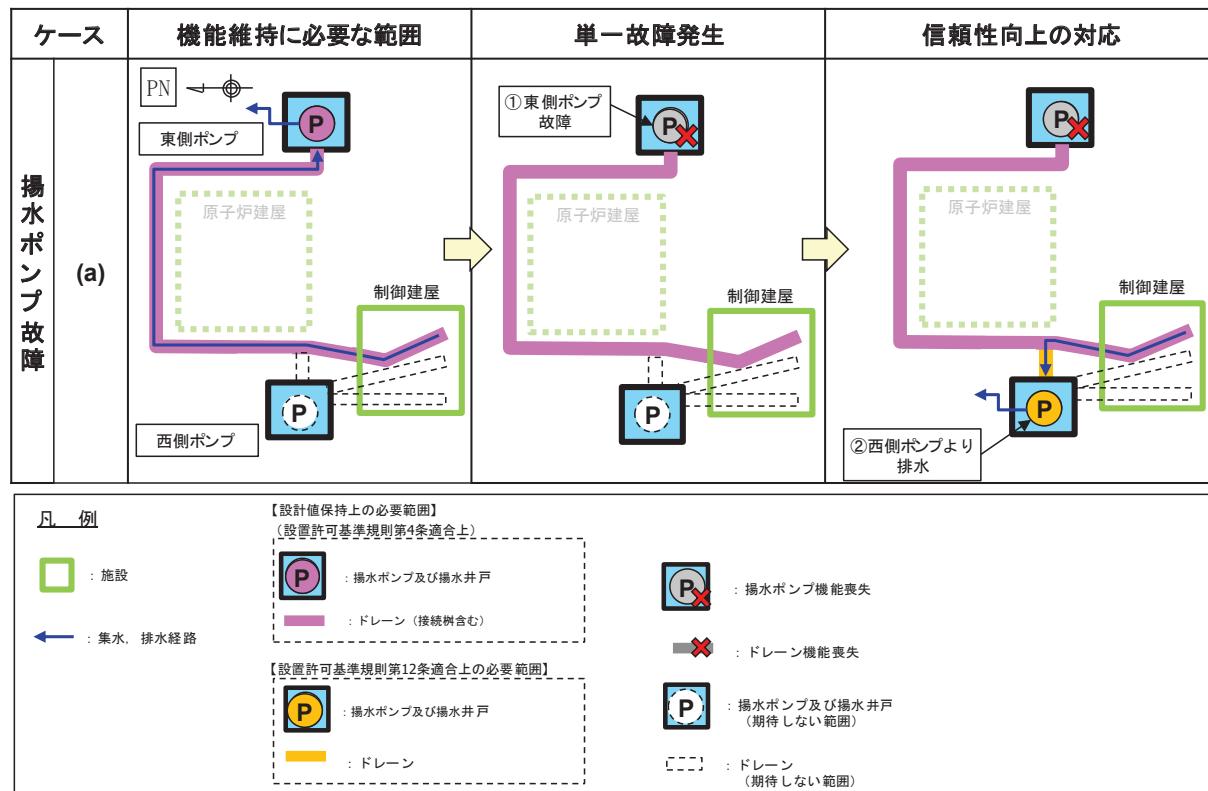
別紙 18-9 表 設置許可基準規則第 12 条を考慮した検討ケース（制御建屋）

機能維持に必要な範囲	ケース	短期・長期		故障想定		備考
		短期	長期	ポンプ故障	ドレーン閉塞	
<p>(a) 東側ポンプ故障 ポンプ故障により、排水機能が喪失</p> <p>(c) 建屋周辺ドレーン部分閉塞 部分閉塞により、閉塞箇所から上流側の集水機能が喪失</p> <p>(b) 建屋直下ドレーン部分閉塞 部分閉塞により、閉塞箇所から上流側の集水機能が喪失</p>	(a)	○	○	東側ポンプ故障	—	ポンプ故障により、建屋直下ドレーンからの排水機能が喪失する
	(b)	—	○	—	建屋直下ドレーン部分閉塞	ドレーン部分閉塞により、閉塞箇所上流の集水機能が喪失する
	(c)	—	○	—	R/B建屋周辺ドレーン部分閉塞	ドレーン部分閉塞により、閉塞箇所上流の集水機能が喪失する



制御建屋における、動的機器（揚水ポンプ）の单一故障（短期・長期）に係る検討例を別紙 18-18 図に示す。

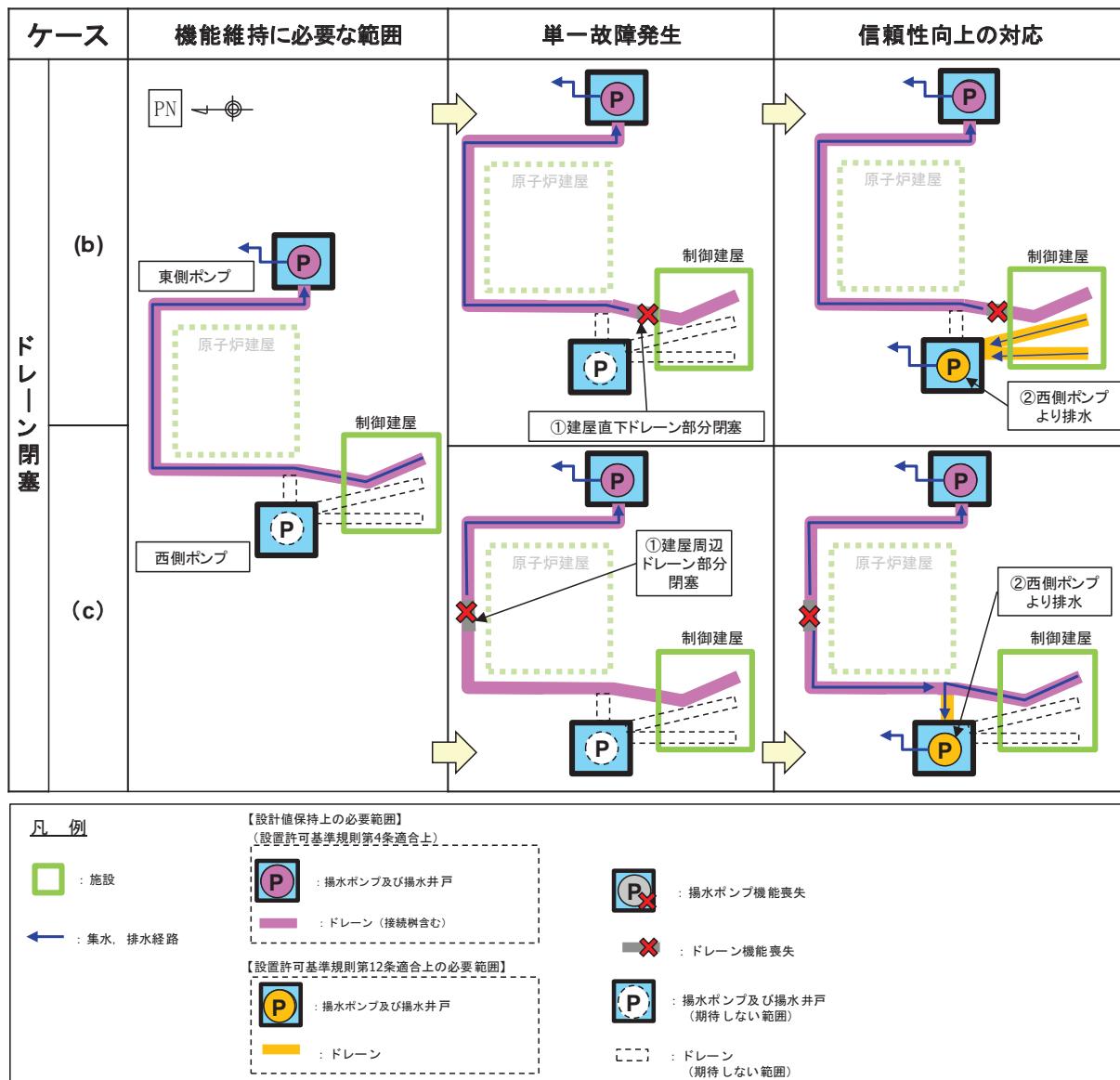
揚水ポンプの单一故障に対して、多重化により要求される機能（地下水位を保持）が維持される。



別紙 18-18 図 制御建屋の設備構成検討例
(動的機器（揚水ポンプ）の单一故障)

制御建屋における、静的機器（ドレーン）の単一故障（長期）に係る検討例を別紙 18-19 図に示す。

ドレーンの単一故障に対して、揚水井戸・揚水ポンプの配置により要求される機能（地下水位を保持）が維持される。

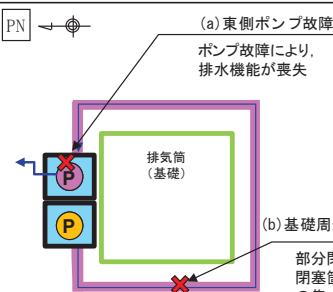


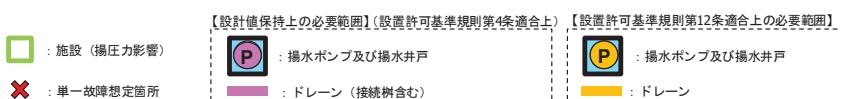
別紙 18-19 図 制御建屋の設備構成検討例
(静的機器 (ドレーン) の単一故障)

(4) 排気筒基礎周辺ドレーンにおける信頼性向上の対応

排気筒基礎周辺ドレーンにおける故障想定を別紙18-10表に示す。

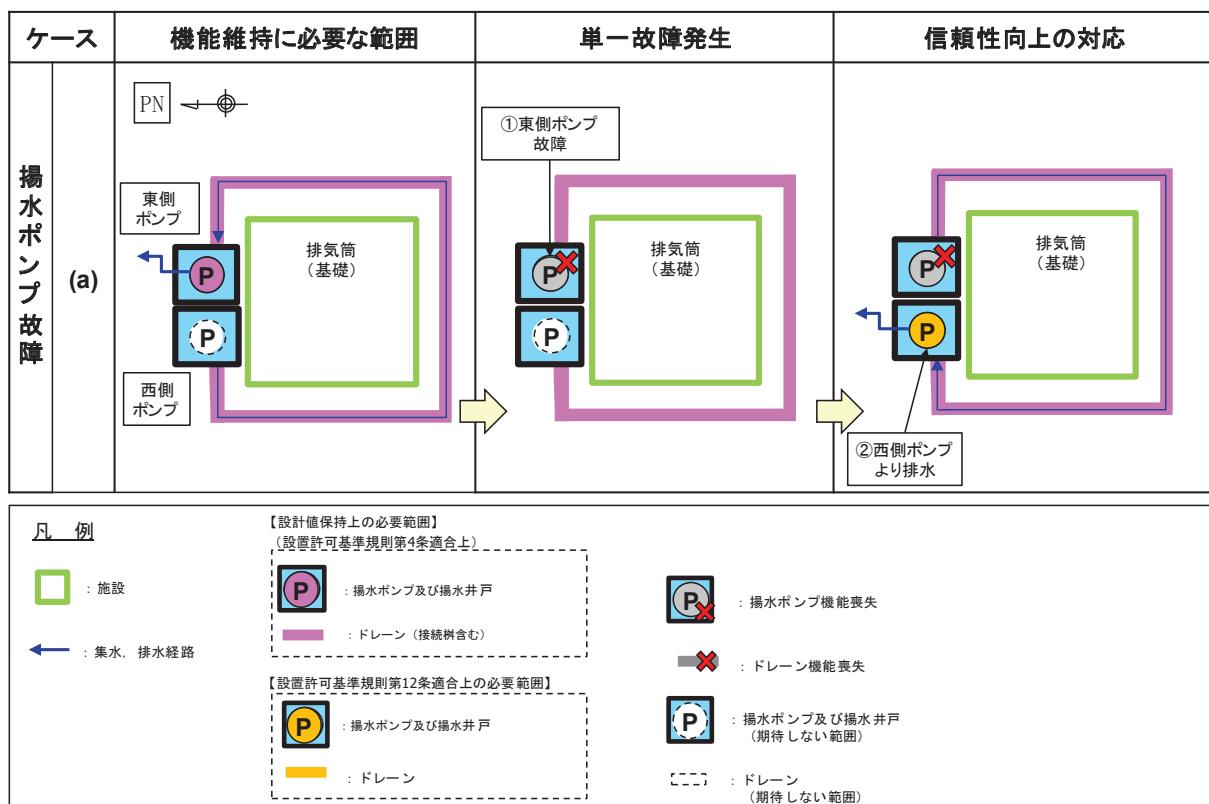
別紙18-10表 設置許可基準規則第12条を考慮した検討ケース
(排気筒基礎)

機能維持に必要な範囲	ケース	短期・長期		故障想定		備考
		短期	長期	ポンプ故障	ドレーン閉塞	
 <p>(a) 東側ポンプ故障 ポンプ故障により、排水機能が喪失</p>	(a)	○	○	東側ポンプ故障	—	ポンプ故障により、基礎周辺ドレーンからの排水機能が喪失する
 <p>(b) 基礎周辺ドレーン部分閉塞 部分閉塞により、閉塞箇所から上流側の集水機能が喪失</p>	(b)	—	○	—	基礎周辺ドレーン部分閉塞	ドレーン部分閉塞により、閉塞箇所上流の集水機能が喪失する



排気筒基礎における、動的機器（揚水ポンプ）の単一故障（短期・長期）に係る検討例を別紙 18-20 図に示す。

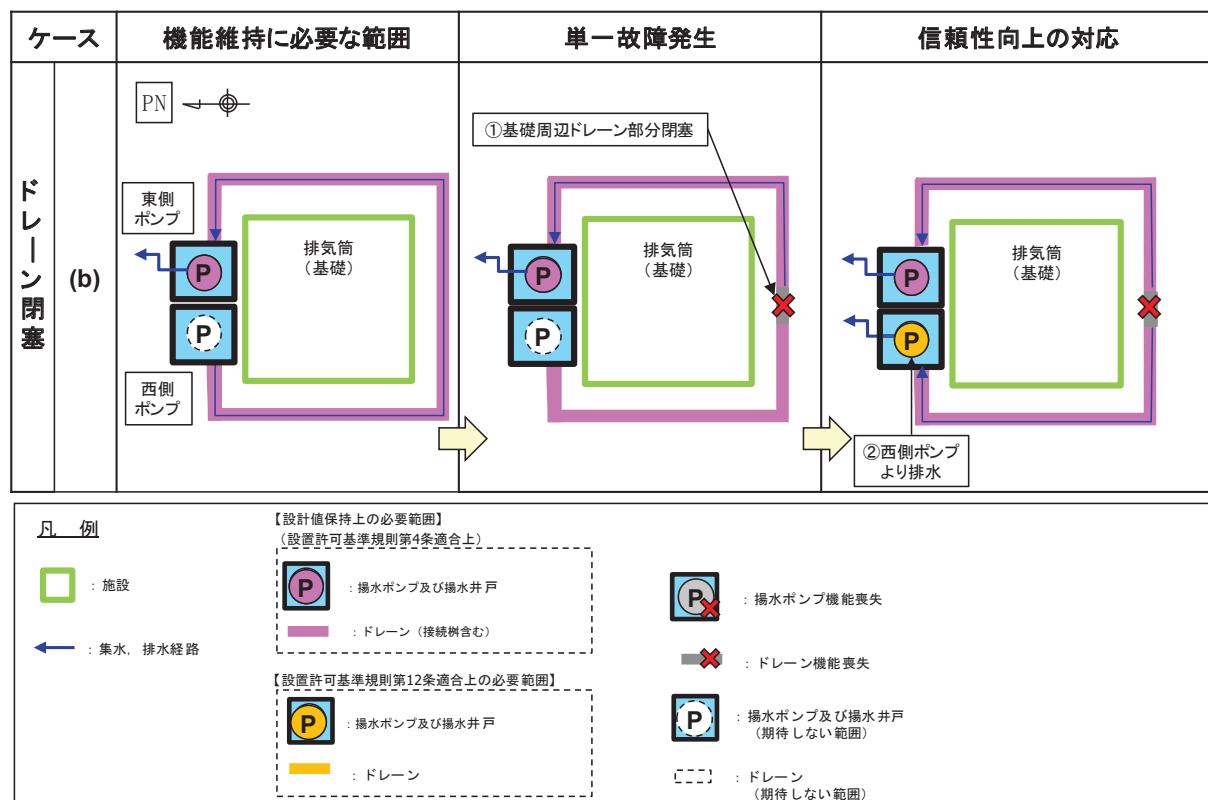
揚水ポンプの単一故障に対して、多重化により要求される機能（地下水位を保持）が維持される。



別紙 18-20 図 排気筒基礎の設備構成検討例
(動的機器 (揚水ポンプ) の単一故障)

排気筒基礎における、静的機器（ドレーン）の単一故障（短期・長期）に係る検討例を別紙 18-21 図に示す。

ドレーンの単一故障に対して、揚水井戸・揚水ポンプの配置により機能要求される機能（地下水位を保持）が維持される。

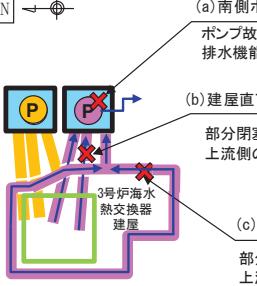


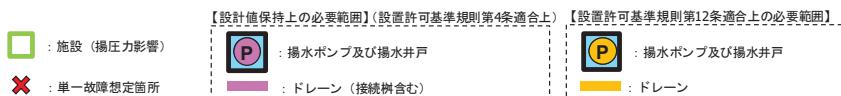
別紙 18-21 図 排気筒基礎の設備構成検討例
(静的機器（ドレーン）の単一故障)

(5) 3号炉海水熱交換器建屋周辺ドレーンにおける信頼性向上の対応

3号炉海水熱交換器建屋周辺ドレーンにおける故障想定を別紙18-11表に示す。

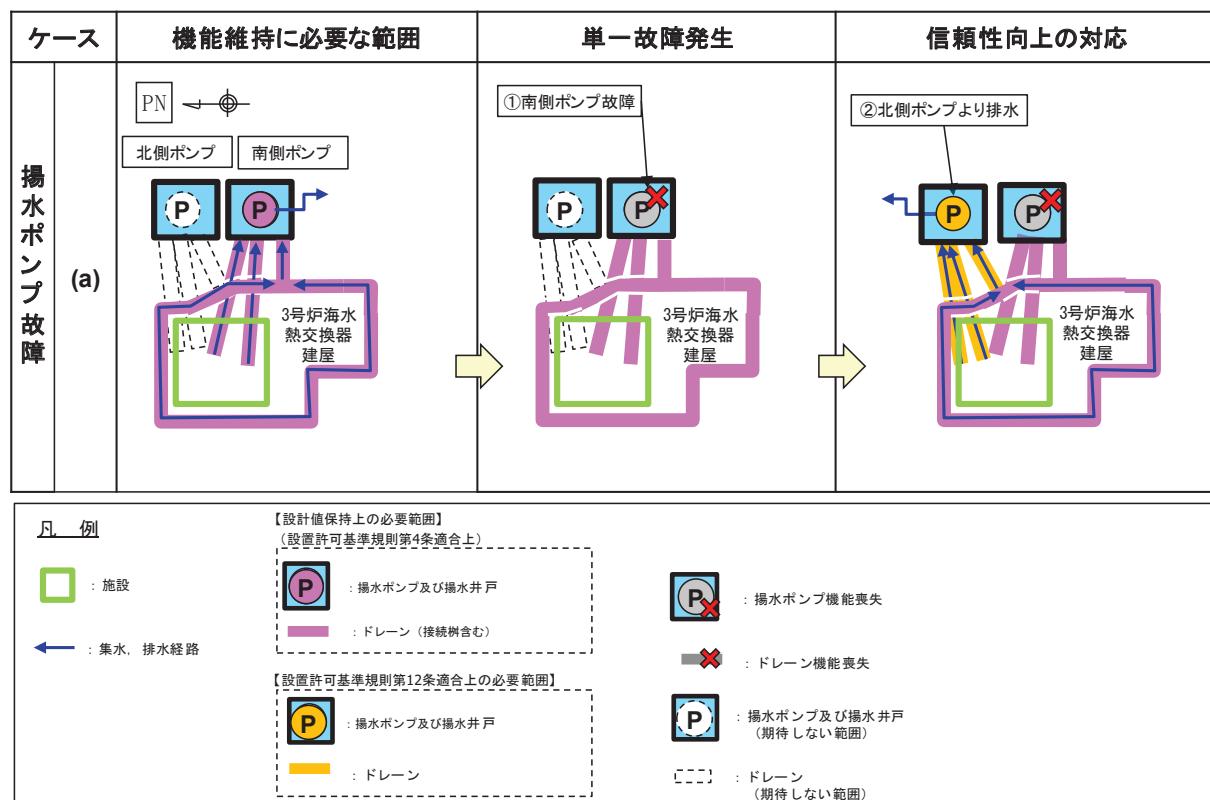
別紙18-11表 設置許可基準規則第12条を考慮した検討ケース
(3号炉海水熱交換器建屋)

機能維持に必要な範囲	ケース	短期・長期		故障想定		備考
		短期	長期	ポンプ故障	ドレーン閉塞	
	(a)	○	○	南側ポンプ故障 ポンプ故障により、排水機能が喪失	—	ポンプ故障により、基礎周辺ドレーンからの排水機能が喪失する
	(b)	—	○	—	建屋直下 ドレーン 部分閉塞	ドレーン部分閉塞により、閉塞箇所から上流側の集水機能が喪失する
	(c)	—	○	—	建屋周辺 ドレーン 部分閉塞	ドレーン部分閉塞により、閉塞箇所から上流側の集水機能が喪失する



3号炉海水熱交換器建屋における、動的機器（揚水ポンプ）の単一故障（短期・長期）に係る検討例を別紙18-22図に示す。

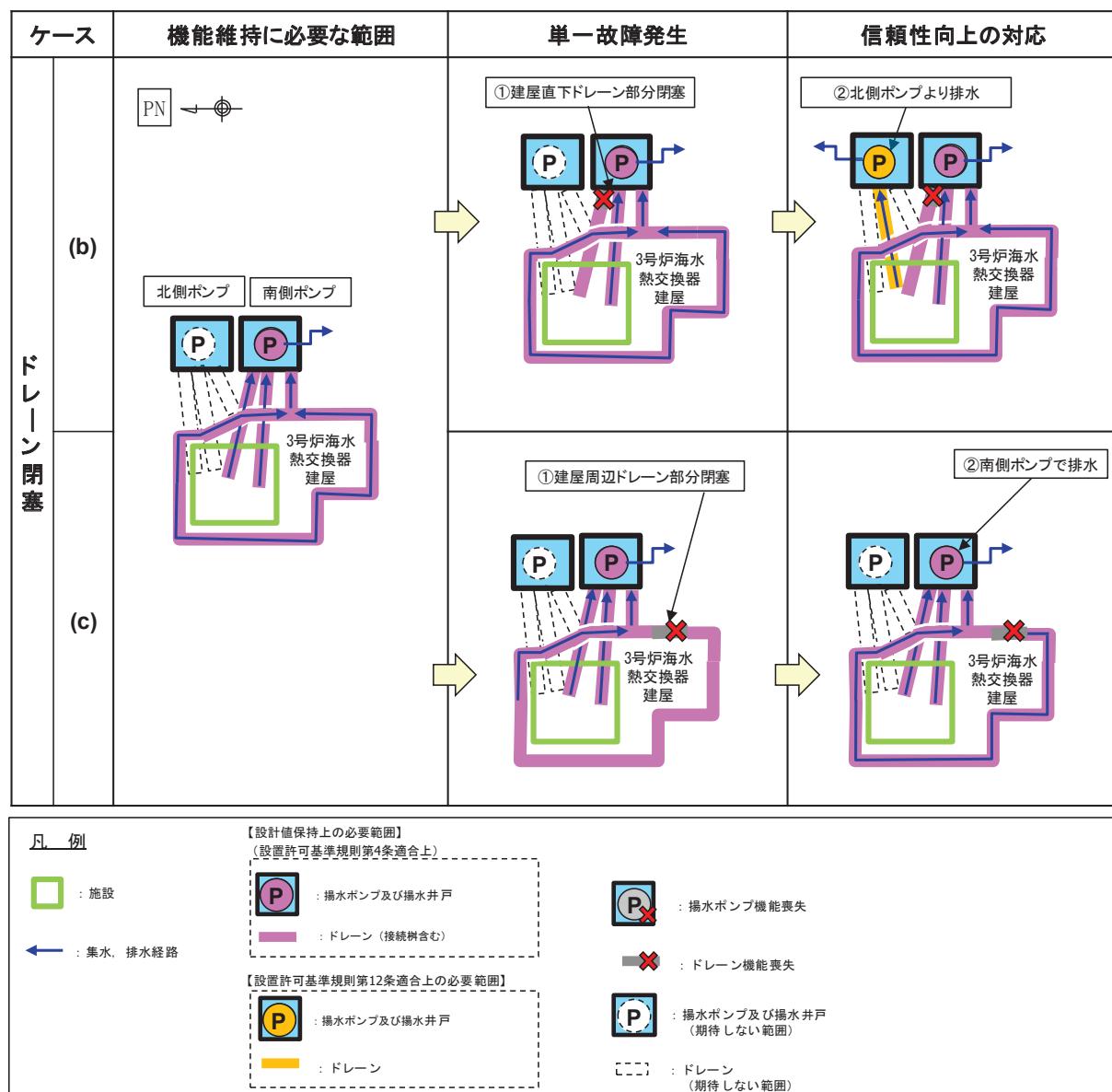
揚水ポンプの単一故障に対して、多重化により要求される機能（地下水位を保持）が維持される。



別紙18-22図 3号炉海水熱交換器建屋の設備構成検討例
(動的機器(揚水ポンプ)の単一故障)

3号炉海水熱交換器建屋における、静的機器（ドレーン）の单一故障（長期）に係る検討例を別紙18-23図に示す。

ドレーンの单一故障に対して、揚水井戸・揚水ポンプの配置により要求される機能（地下水位を保持）が維持される。



別紙18-23図 3号炉海水熱交換器建屋の設備構成検討例
(静的機器(ドレーン)の単一故障)

(6) まとめ

設置許可基準規則第3条第2項及び第4条並びに第12条に係る要求事項に照らし、地下水位低下設備の集水及び排水機能に係る設備構成を検討した。

検討の結果、別紙18-14図に示した設備構成案にて設置許可基準規則第12条の要求事項に対しても集水及び排水機能が保持されることを確認した。ここまで整理した設備構成について、同第12条の要求事項全体を踏まえた設備設計の妥当性は「2.3 設置許可基準規則第12条の要求事項に基づく設備構成の妥当性」にて確認する。

工認段階においては、設計上の必要範囲が機能する場合並びに設置許可基準規則第12条適合上の必要範囲が機能する場合等、検討ケース毎に対応した浸透流解析を実施し、設計用地下水位を設定する（第I編及び添付資料2を参照）。

新設する揚水井戸の構造・配置例について補足説明資料8に示す。なお、詳細な配置・構造等については工認段階における詳細検討で確定する。

2.3 設置許可基準規則第 12 条の要求事項に基づく設備構成の妥当性

「2.2 設置許可基準規則第 12 条の要求事項に基づく設備構成の検討」において整理した地下水位低下設備の設備構成について、設置許可基準規則第 12 条の要求事項全体を踏まえた設備設計の妥当性について、以下に整理する。なお、整理にあたっては、設置許可基準規則第 12 条で規定される、単一故障想定毎（短期間については「動的機器単一故障」、長期間については「動的機器の単一故障」及び「静的機器の単一故障」）に分けて、妥当性を確認する。

（1） 短期間に発生する故障想定に対する設備設計の妥当性

短期間において、動的機器に単一故障を想定した場合の地下水位低下設備の設備設計の妥当性を別紙 18-12 表に示す。

表 18-12 水位下に配慮すべき事項の設備設置許可基準規則第12条の要求事項を踏まえた地盤下水位低減期間

設置許可基準規則 第12条		集水機能	支持・閉塞防止機能	排水機能	監視・制御機能	電源機能
設置許可基準規則第12条解釈		ドレーン・接続 袖	揚水井戸	揚水ポンプ (吐出配管含む)	制御盤	水位計
当該系統を構成する機器又は器具の單一故障が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合における機器又は器具の機能を確保する機器又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保する【要求事項①】	「単一故障」は、従属要因に基づく多重故障を含まれる。【要求事項②】	—	—	(動的機器であるポンプに単一故障を想定) ○	(ポンプの単一故障で 代表) ○	○ (ポンプの単一故障で 代表)
設計基準事故時及び設計基準事故時に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮する【要求事項④】	「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に於いて、その機能が期待されない懸念物、系統及び機器が、その間にさらざられる全ての環境条件【要求事項⑤】	当該系統を構成する機器の單一故障では動的機器の單一故障でも、長期間では動的機器の單一故障又は想定される静的機器の單一故障のいずれかを仮定しても、所定の安全機能を達成できるよう)に設計されていることが必要【要求事項⑥】	（静的であり 不要）	・多重化 (井戸も含めて多重化 (井戸も含めて多重化 (A系、B系で独立性を持たせた上で多重化) 井戸に100%容量のポンプを1台設置) ・井戸は独立設計・非常用電源からの給電 (別紙18-24図参照)	・多重化 (井戸も含めて多重化 (井戸も含めて多重化 (A系、B系で独立性を持たせた上で多重化) 井戸に100%容量のポンプを1台設置) ・井戸は独立設計・非常用電源からの給電 (別紙18-24図参照)	・外部電源の喪失を想定し、非常用電源から給電 ・非常用電源は、A系、B系に異なる非常用の母線から給電 (別紙18-24図参照)
原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる【要求事項⑥】	運転中に定期的に試験又は検査(実用電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成21年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」といふ。)に規定される試験又は検査を行む。)ができること。【要求事項⑦】	「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に於いて、その機能が期待されない懸念物、系統及び機器が、その間にさらざられる全ての環境条件【要求事項⑤】	○	○	○	○
蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない【要求事項⑩】	多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。【要求事項⑧】	○	○	○	○	○
二以上の発電用原子炉施設において共用、又は相互に接続するものであつてはならない【要求事項⑪】	二次的飛散物、火災、化学反応、電気的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮する【要求事項⑩】	（蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なわない【要求事項⑩】）	—	—	—	地下水平低下設備は、全て2号戸に帰属する設備として設計

4 条-別紙 18-43

(2) 長期間に発生する故障想定に対する設備設計の妥当性

長期間において、動的機器に单一故障を想定した場合の地下水位低下設備の設備設計の妥当性を別紙 18-13 表に示す。

長期間において、静的機器に单一故障を想定した場合の地下水位低下設備の設備設計の妥当性を別紙 18-14 表に示す。

別紙 18-13 表 設置許可基準規則第 12 条の要求事項を踏まえた地下水位低下設備の部位毎に配慮すべき事項

(長期間：動的機器)

設置許可基準規則 第12条	設置許可基準規則第12条解釈	監視・制御機能			電源機能		
		集水機能	支持・開墻防止機能	排水機能			
当該系統を構成する機械又は器具の單一故障が発生した場合においても機械で起るよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保する【要求事項⑩】	「単一故障」には、從属要因に基づく多重故障を含むれる。【要求事項②】 短期間では動的機器の単一故障を仮定しても、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、所定の安全機能を達成できるように設計されていることが必要【要求事項③】	ドレーン・接続 樹	揚水井戸	揚水ポンプ (吐出配管含む)	制御盤	水立計	電源
設計・基準事故時及び設計・基準事故時に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮【要求事項⑪】	「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計・基準事故時に想定される環境条件を踏まえた環境条件において、その機能が期待されれている構築物、系統及び機器が、その期間に適切に動作する全ての環境条件【要求事項⑤】	○	○	○	○	○	○
原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる【要求事項⑥】	運転中に定期的に試験又は検査(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号、以下「技術基準規則」という。)に規定される試験又は検査を含む。)ができること。【要求事項⑦】	○	○	○	○	○	○
蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊による飛散物により、安全性を損なわない【要求事項⑪】	多重性又は多様性を備えた系統及び機器には、各々が独立して試験又は検査ができること。【要求事項⑧】	○	○	○	○	○	○
二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない【要求事項⑪】	二次的飛散物、火災、化学反応、電気的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響を考慮する【要求事項⑩】	○	○	○	○	○	○
○:要求事項を踏まえて設計上の配慮を行った項目	地下水位低下設備は、全て2号炉に帰属する設備として設計	—	—	—	—	—	—

別紙 18-14 表 設置許可基準規則第 12 条の要求事項を踏まえた地下水位低下設備の部位毎に配慮すべき事項

(長期間：静的機器)

設置許可基準規則 第12条	設置許可基準規則第12条解釈	集水機能 ドレーン・接 続栓	支特・閂塞防 止機能 揚水井戸	排水機能 (吐出配管含む) 揚水ポンプ	監視・制御機能 制御盤	電源機能 電源
当該系統を構成する機器又は器具の單一故障が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能で、当該系統を構成する機器又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保する【要求事項①】	「單一故障」は、従属要因に基づく多重故障を含まる。【要求事項②】 短期間では動的機器の單一故障を仮定しても、長期間では動的機器の單一故障又は想定される靜的機器の單一故障のいずれかを仮定しても、所定の安全機能を達成できるように設計されていることが必要【要求事項③】	○ (閉塞による機能喪失を想定)	○ (閉塞による機能喪失を想定)	— 新設ドレーン・揚水井戸の配置等における配慮	— (動的であり 不要)	— (動的であり 不要)
設置基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮【要求事項④】	「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過度変化時及び設計基準事故時において、その機能が期待されている構築物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件【要求事項⑤】	— 各機器の設置場所を踏まえた環境条件を考慮した設計	— 各機器の設置場所を踏まえた環境条件を考慮した設計	— 各機器の設置場所を踏まえた環境条件を考慮した設計	— (動的であり 不要)	— (動的であり 不要)
原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる【要求事項⑥】	運転中に定期的に試験又は検査(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準)に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)に規定される試験又は検査を含む。【要求事項⑦】	○ 試験又は検査のできる設計	○ 試験又は検査のできる設計	○ 試験又は検査のできる設計	○ 試験又は検査のできる設計	○ 試験又は検査のできる設計
蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない【要求事項⑧】	多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあつては各々が独立して試験又は検査ができること。【要求事項⑨】	・定期的に ・井戸毎にポンプを1台設置しており、ポンプ毎に独立した試験が可能な設計	— (蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物により安全性を損なつない設計)	— A系及びB系が各々独立して試験又は検査が可能な設計	— A系及びB系が各々独立して試験又は検査が可能な設計	— A系及びB系が各々独立して試験又は検査が可能な設計
二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない【要求事項⑩】	二次的飛散物、火災、化学反応、電気的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮する【要求事項⑪】	— 地下水位低下設備は、全て2号炉に帰属する設備として設計	— ○	— ○	— ○	— ○
○:要求事項を踏まえて設計上の配慮を行った項目						

3. 機能喪失要因等の分析に基づく設備構成の検討

3.1 供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析

前述の通り、地下水位低下設備の機能を維持するために、設置許可基準規則第12条における安全機能の重要度分類を踏まえたクラス1に相当する設備としての設計にあたっての考え方を説明した。

ここでは、通常運転時から大規模損壊発生時までの供用期間中の全ての状態における地下水位低下設備の信頼性を向上するために必要な耐性を検討するため、以下の分析を行う。

【分析1】

- ・地下水位低下設備の機能毎に、設置許可基準規則第3条から第13条までにおいて考慮することが要求される事象を、「想定する機能喪失要因」とする。
- ・なお、設置許可基準規則第14条から第36条までに対しては、別紙18-15表の通り、地下水位低下設備に対する機能について影響するものではないので機能喪失要因の対象とはならない。
- ・地下水位低下設備の構成部位が、想定する機能喪失要因により機能喪失するかを分析（別紙18-16表）する。
- ・分析結果を踏まえ、地下水位低下設備の機能維持の観点から必要な対策について整理する。

【分析2】

- ・分析1から抽出された、地下水位低下設備の機能喪失要因となる事象が発生した場合に、同時に「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」又は「重大事故等」が発生するかについて分析（別紙18-17表）する。
- ・分析結果を踏まえ、地下水位低下設備の機能維持の対策に加え、追加の対策が必要であるかについて整理する。

【分析3】

- ・「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」又は「重大事故等」発生後に、何らかの原因により地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定し、運転時の異常な過渡変化等の事象収束に対して影響があるかを分析（別紙18-18表）する。
- ・分析結果を踏まえ、地下水位低下設備の機能維持の対策に加え、追加の対策が必要であるかについて整理する。

【分析4】

- ・大規模損壊の発生要因について、プラントの損壊状況を踏まえ、地下水位低下設備の設計を行う上で配慮する。

3.2 関係する条文の抽出

地下水位低下設備の機能喪失要因と設置許可基準規則との関係を別紙18-15表に示す。

地下水位低下設備の各構成部位が機能喪失する可能性のある事象として、ランダム故障に加え、設置許可基準規則第3条から第13条までの要求事項を踏まえ、地震（第4条）、津波（第5条）、外部事象（地震、津波以外）（第6条）、内部溢水（第8条）、内部火災（第9条）及び誤操作の防止（第10条）が考えられるため要因として抽出した。

これ以外の設置許可基準規則における設計基準対象施設に対する要求は、個別設備に対する設計要求である等の理由から機能喪失する可能性のある事象から除外した。

別紙 18-15 表 地下水位低下設備の機能喪失要因と設置許可基準規則との関係

設置許可基準規則の要求事項		分析対象	対象外とした理由	備考
第3条	地震	—	・地下水位低下設備は、発電用原子炉施設の各設備を本条文に適合させるために設置するものであることから、分析の対象外	—
第4条	地震	○	—	—
第5条	津波	○	—	—
第6条	風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山、生物学的事象、森林火災(外部火災)	○	—	2号炉で想定する外部事象として抽出した事象
第7条	不法な侵入	—	・本条文は、個別設備の設置要求であり、機能喪失要因として抽出する事項を含まないため、対象外	—
第8条	内部火災	○	—	—
第9条	内部溢水	○	—	—
第10条	誤操作の防止	○	—	—
第11条	安全警報通路等	—	・本条文は、個別設備の設置要求であり、機能喪失要因として抽出する事項を含まないため、対象外	—
第12条	安全施設	—	・本条文は、運転時の異常な過度変化に対する要求であり、機能喪失要因として抽出する事項を含まないため、対象外	—
第13条	運転時の異常な過度変化及び設計基準事故の拡大の防止	—	・本条文は、運転時の異常な過度変化に対する要求であり、機能喪失要因として抽出する事項を含まないため、対象外	—
第14条	全交流動力電源喪失対策装置	—	—	—
第15条	炉心等	—	—	—
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯藏施設	—	—	—
第17条	原子炉冷却材圧力パウンダ	—	—	—
第18条	蒸気タービン	—	—	—
第19条	非常用炉心冷却設備	—	—	—
第20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	—	—	—
第21条	残留熱を除去することができる設備	—	—	—
第22条	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	—	—	—
第23条	計測制御系統施設	—	—	—
第24条	安全保護回路	—	—	—
第25条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	—	—	—
第26条	原子炉制御室等	—	—	—
第27条	放射性廃棄物の処理施設	—	—	—
第28条	放射性廃棄物の貯藏施設	—	—	—
第29条	工場等周辺における直接ガシマ線等からの防護	—	—	—
第30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	—	—	—
第31条	監視設備	—	—	—
第32条	原子炉格納施設	—	—	—
第33条	保安電源設備	—	—	—
第34条	緊急時対策所	—	—	—
第35条	通信聯絡設備	—	—	—
第36条	補助ボイラー	—	—	—

3.3 各構成部位の機能喪失要因の分析

(1) 供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析（分析1）

地下水位低下設備の各構成部位が、抽出した機能喪失要因により機能喪失が発生するかについて分析する。分析の前提条件と分析結果は以下の通り。

<分析1 前提条件>

- ・機能喪失有無の判定においては、地下水位低下設備に必要となる設計上の配慮事項を抽出する観点から、すべての構成部位に対し設計上の外部事象への配慮が講じられていない状態を前提とする。
- ・地下水位低下設備の全ての構成部位は、屋外に設置されている状態を前提とする。

<分析結果>

- ・分析の結果、地下水位低下設備の各構成部位に対する機能喪失要因として別紙18-16表の通りの結果を得た。
- ・これらの機能喪失要因を踏まえ地下水位低下設備の設計上の信頼性を向上させる観点から別紙18-20表の通り、設計上の配慮を行うこととする。
- ・なお、既設の地下水位低下設備において、設計上配慮されている事項は下表の黄色網掛けの箇所であるが、これらについても新規設置にあたり、配慮した設計とする。

別紙18-16表 地下水位低下設備の各構成部位の機能喪失要因の分析

○：事象に対し設備が影響を受ける可能性あり、×：事象に対し設備が影響を受ける可能性なし、—：静的機器であり評価対象外

※1: 外部電源による機能喪失はランダム故障により機能喪失する可能性があるため、機能喪失状態を削除する。

(2) 供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析（分析2）

地下水位低下設備の機能喪失要因により、同時に「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」又は「重大事故等」（以下、「各事象」）が発生するかについて分析を行い、事象収束にあたり追加の対策が必要かについて確認する。分析の前提条件と分析結果は以下の通り。

＜分析2前提条件＞

- ・ 地下水位低下設備の機能喪失要因として、分析1により抽出された項目を前提とし、ここでの分析を行う。
- ・ 地下水位低下設備のすべての構成部位に対し設計上の外部事象への配慮が講じられていない状態を前提とする。
- ・ 電源に関して、非常用電源の共通要因による機能喪失は考慮しない。また、非常用DGの状態において、プラント運転中は2系列が待機状態にあることとする。
- ・ プラント停止中は、外部電源はS s未満の地震により機能喪失する可能性があるため、機能喪失状態を前提とする。さらに、停止中はDG本体又は海水系片系が点検のために待機除外である状態を想定する。また、停止中の非常用DGに対しては、ランダム故障要因を考慮する。

＜分析結果＞

- ・ 別紙18-17表に示す通り、地下水位低下設備が機能喪失する外部事象発生時には、外部事象により敷地外の送変電設備が損傷し、「運転時の異常な過渡変化（外部電源喪失）」が発生する可能性がある。
- ・ これを防止するために、地下水位低下設備には、外部電源喪失に配慮した設計が必要となる。
- ・ また、各事象が収束した以降も収束状態を維持する観点から、建屋の安定性等の継続的な確保が必要である。
- ・ このため、地下水位低下設備の各機能喪失要因に対する設計上の配慮を行うことで、「地下水位低下設備の機能喪失により地下水位が上昇した状態でS s規模の地震が発生する」という状況を回避でき、建屋の安定性等が確保されることとなる。
- ・ 上記の配慮を行うことで、通常運転中の安全施設（異常発生防止系及び異常影響緩和系）への影響を防止することができている。
- ・ 別紙18-18表に示す通り、地下水位低下設備が機能喪失する外部事象発生時には、外部事象により、同時に「全交流動力電源喪失（停止時）」が発生する。
- ・ このことから、地下水位低下設備の機能喪失要因に配慮した対策、及び非常用電源に関する信頼性向上の観点からの常設代替交流電源から電源供給可能

な設計とすることにより、地下水位低下設備の信頼性を向上させることができる。

別紙18-17表 地下水位低下設備の機能喪失と同時に発生の可能性がある事象の分析（その1）

運転時の異常な過度変化												設計基準事故													
		原子炉起動時に おける制御棒の 異常な挿入抜き 引き	出力運転中の 制御棒の 異常な動き 引き	原子炉冷却系 材流動抑制 装置の停止 停電	原子炉冷却系 材流動抑制 装置の停止 停電	給水加熱器 停止	給水加熱器 停止	主蒸気隔離 弁の誤閉止 止	主蒸気隔離 弁の誤閉止 止	給水制御系 の故障	給水制御系 の故障	外部電源 喪失	外部電源 喪失	原子炉冷却 材流量の喪 失	原子炉冷却 材流量の喪 失	原子炉冷却 材流量の喪 失	原子炉冷却 材流量の喪 失	放射性ガス 遮蔽物の処理 施設の使用	放射性ガス 遮蔽物の処理 施設の使用	燃料集合体 炉内落	燃料集合体 炉内落	可燃性ガス の発生	可燃性ガス の発生		
ランダム	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
地震	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
風(台風)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
竜巻	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
凍結	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
降水	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
降雪	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
地下水位低下設備の機能喪失要因	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
落雷	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
火山	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
生物学的影響	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
森林火災(外部火災)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
内部火災	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
内部漏水	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 外部電源は発電所外の設備も含まれており、地下水位低下設備の機能喪失要因に対して耐性の確認・確保が困難であるため、全ての機能喪失要因に對して答生する整理した。

△：地下水位低下設備の機能喪失があり、たゞ、過度事象及び設計基準事故が起きない

×：地下水位低下設備の機能喪失あり、かつ、過度事象及び設計基準事故が起きる

別紙 18-18 表 地下水位低下設備の機能喪失と同時に発生の可能性がある事象の分析（その2）

		重大事故等											
		高圧・低圧注水機能喪失	全交流動力電源喪失	崩壊熱除去機能喪失	原子炉停止機能喪失	LOCA時注水機能喪失	格納容器バイパス(SLOCA)	緊閉気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)	高圧溶融格納容器容積明気直接加熱	原子炉外方容器外の溶融燃料/冷却材相互作用	崩壊熱除去機能喪失(RHR)の故障による停止時冷却機能喪失	原子炉冷却材の流出	全交流動力電源喪失(停止時)
ランダム	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
地震	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※
風(台風)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
竜巻	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
凍結	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
降水	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
降雪	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
落雷	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
火山	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
生物学的影響	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
森林火災 (外部火災)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
内部溢水	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※ 待機中の非常用DGがランダム故障により機能喪失することで発生
 ×: 地下水位低下設備の機能喪失あり、かつ、重大事故が起きない
 ×: 地下水位低下設備の機能喪失は発生しない

(3) 供用期間中における機能維持に必要な耐性の分析（分析3）

「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」又は「重大事故等」が発生した状態で、地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定し、事象収束にあたり追加の対策が必要かについて確認する。分析の前提条件と分析結果は以下の通り。

<分析3 前提条件>

- ・運転時の異常な過渡変化等の発生後に、地下水位低下設備が機能喪失する状態及び地下水位低下設備の機能喪失後に、更にS s規模の地震が発生する状態に対し分析する。
- ・地下水位低下設備のすべての構成部位に対し外部事象への設計上の配慮が講じられていない状態を前提とする。

<分析結果>

- ・別紙18-19表に示す通り、地下水位低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に直接は影響しない。
- ・しかしながら、地下水位低下設備の機能喪失により地下水位が上昇している状態で、同時にS s規模の地震の発生を想定した場合には、建屋の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念がある。
- ・このため、地下水位低下設備の各機能喪失要因に対する設計上の配慮を行うことで、「地下水位低下設備の機能喪失により地下水位が上昇した状態でS s規模の地震が発生する」という状況を回避でき、建屋の安定性等が確保されることとなる。

別紙 18-19 表 「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」又は「重大事故等」が発生した状態で地下水低下設備が機能喪失した場合の影響

過渡変化の異常な過渡変化								設計基準事故								
	原子炉起動時における制御棒の異常引き抜き	出力運転中の制御棒の異常引き抜き	原子炉冷却材系の停止	原子炉冷却材系の停止	給水加熱喪失	主蒸気隔壁負荷の喪失	原子炉圧力制御系の故障	原子炉圧力制御系の故障	外部電源喪失	原子炉冷却材系の喪失	原子炉冷却材系の喪失	放射性気体送葉物処理施設の破損	燃料集合体の落下	可燃性ガスの発生	動荷重の発生	
地下水位低下設備のみの場合	○(影響なし)								地下水位低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に影響しない、							
地下水位低下設備が機能喪失した状態で地震が発生する場合	×(影響あり)								建屋の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念あり							
地下水位低下設備のみの場合	○(影響なし)								地下水位低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に影響しない、							
地下水位低下設備が機能喪失した状態で地震が発生する場合	×(影響あり)								建屋の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念あり							
地 下 水 位 低 下 設 備 の 機 能 喪 失 の み の 場 合	○(影響なし)								地下水位低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に影響しない、							
地 下 水 位 低 下 設 備 の 機 能 喪 失 の み の 場 合	×(影響あり)								建屋の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念あり							
地 下 水 位 低 下 設 備 の 機 能 喪 失 の み の 場 合	○(影響なし)								地下水位低下設備は、事象収束に必要な緩和機能を有していないため、事象の収束に影響しない、							
地 下 水 位 低 下 設 備 の 機 能 喪 失 の み の 場 合	×(影響あり)								建屋の安定性等に影響があることから、事象の収束に対する影響の懸念あり							

3.4 分析結果を踏まえた信頼性向上のための配慮事項

分析1から分析4までの整理を踏まえ、原子力発電所の供用期間の全ての状態において、地下水位低下設備を機能維持する観点から、地下水位低下設備の設計に係る信頼性向上のための配慮事項は以下の通りとなった。

なお、分析4における具体的なプラント損壊状態と設計上の配慮事項については、大規模損壊に対する対応として別途説明している。

分析1の結果から、地下水位低下設備に対して配慮すべき機能喪失要因が抽出されており、これに対する個々の対策を別紙18-20表の通り整理した。

別紙18-20表 機能喪失要因とこれを踏まえた設計上の配慮項目

機能	構成部位	機能喪失要因	対策
集水機能	ドレーン・接続樹	ランダム故障	・閉塞による機能喪失の可能性に対して、ドレーンの配置・形状を考慮した新設ドレーン・揚水井戸の配置等の配慮により機能維持
		地震	・Ss機能維持することにより集水機能を確保
支持・閉塞防止機能	揚水井戸	地震	・Ss機能維持することにより支持・閉塞防止機能を確保
排水機能	揚水ポンプ	ランダム故障	・ポンプの多重化による機能維持
		地震	・Ss機能維持することにより揚水ポンプの機能を確保
		竜巻	・井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
		落雷	・制御盤への保安器の設置等による避雷対策、又は避雷針の保護範囲内への設置
		火山	・井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止
	配管	ランダム故障	・吐出配管の多重化
		地震	・Ss機能維持
		竜巻	・井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
監視・制御機能	制御盤	ランダム故障	・多重化により機能維持。また、水位計、動力・制御盤及び中央制御室監視盤間を接続するケーブルについても同様に多重化
		地震	・Ss機能維持
		台風、竜巻	・屋内設置
		凍結	・凍結防止装置を設置、又は屋内設置
		降水	・防水処理、又は屋内設置
		積雪	・積雪荷重を受けないように屋根等を設置、又は屋内設置
		落雷	・制御盤への保安器の設置等による避雷対策、又は屋内設置
		火山	・火山灰の侵入防止措置の実施、又は屋内設置
		生物学的事象	・止水や貫通部処理による小動物の侵入防止、又は屋内設置
		森林火災(外部火災)	・火災の影響を受けないよう屋内設置
	水位計	内部火災	・制御盤の分離、離隔距離を確保した配置
		内部溢水	・共通要因故障に配慮した配置
		ランダム故障	・多重化による機能維持を図ることとし、片系が機能喪失した場合には設定水位に到達時にもう片系の水位計の検知によりバックアップ
		地震	・Ss機能維持
		竜巻	・井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
電源機能	電源 (非常用DG)	地震	・制御盤への保安器の設置等による避雷対策、又は避雷針の保護範囲内への設置
		火山	・井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止
		ランダム故障	・ランダム故障に対しては多重化による機能維持

分析1の結果から抽出された個々の機能喪失要因に対する対策（別紙18-20表）を集約し、別紙18-21表の通り整理した。

別紙18-21表 地下水位低下設備の設計に係る信頼性向上のための配慮事項

機能	構成部位	対策	備考
集水機能	ドレーン・接続桿	・S _s 機能維持 ・ドレーンの配置・形状を考慮した新設ドレーン・揚水井戸の配置等の配慮	・S _s 機能維持の確認方法は別紙18-22表参照 ・閉塞に関する配慮は「2.3 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」参照
支持・閉塞防止機能	揚水井戸	・S _s 機能維持 ・蓋の設置	・S _s 機能維持の確認方法は別紙18-22表参照
排水機能	揚水ポンプ	・多重化 ・S _s 機能維持	・多重化の概要は別紙18-24図参照 ・S _s 機能維持の確認方法は別紙18-22表参照
	配管	・S _s 機能維持 ・吐出配管の多重化	・S _s 機能維持の確認方法は別紙18-22表参照
監視・制御機能	制御盤	・多重化 ・水位計、動力・制御盤及び中央制御室監視盤間を接続するケーブルについても多重化 ・S _s 機能維持 ・離隔を確保した屋内設置 ・内部事象に起因する共通要因故障に配慮した配置	・多重化の概要は別紙18-24図参照 ・S _s 機能維持の確認方法は別紙18-22表参照
	水位計	・多重化 ・S _s 機能維持	・多重化の概要は第5-12図参照 ・S _s 機能維持の確認方法は第5-13表参照
電源機能	電源(非常用DG)	・多重化	・多重化の概要は第5-12図参照

青字：分析結果を踏まえ、新たに設計上の配慮事項として講じる対策

分析2の結果からは分析1と同様の対策（別紙18-20表）が必要という結果を得た。また、これに加えて、停止時における全交流動力電源喪失への配慮として、常設代替交流電源からの電源供給が可能な設計とする。

分析3の結果からは、分析1と同様の対策（別紙18-20表）が必要という結果を得た。

以上の通り、分析1から分析3を踏まえ、地下水位低下設備の信頼性向上の観点から対策を講じることとする。

なお、分析4については、分析1から分析3での対策により、設計上の配慮を行うことができる。

また、上記のような信頼性向上の観点からの対策を行ってもなお、地下水位低下設備が機能喪失する状態も考え、予備品を用いた補修又は可搬型設備を用いた機動的な復旧対応が可能となるよう、資機材の配備及び手順の整備を行う（「4. 運用管理・保守管理上の方針」参照）。

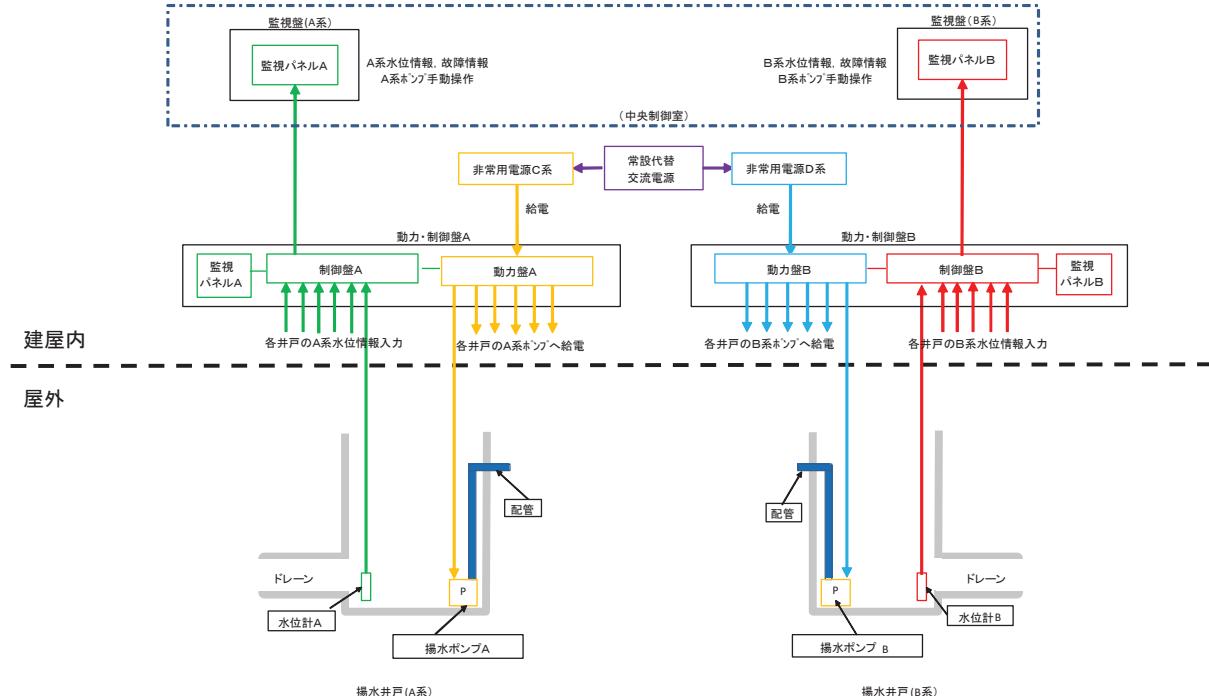
地下水位低下設備の各構成部位における S_s 機能維持の確認方法を別紙 18-22 表に示す。

別紙 18-22 表 地下水位低下設備の各構成部位における
S_s 機能維持の確認方法と設計方針

機能	構成 部位	S _s 機能維持の確認方法	
		分類	具体的な方法
集水機能	ドレーン・接続栓	解析	・基準地震動S _s に対し地下水の集水機能を維持する設計とする。
支持・閉塞 防止機能	揚水 井戸	解析	・基準地震動S _s に対し機能（揚水ポンプ及び配管の支持機能並びに閉塞防止機能）を維持する設計とする。
排水機能	揚水 ポンプ	解析・ 加振試験	・基準地震動S _s に対し機能（地下水の排水機能）を維持する設計とする。 ・支持金物は基準地震動S _s に対し機能（揚水ポンプの支持機能）を維持する設計とする。
	配管	解析	・基準地震動S _s に対し揚水ポンプで汲み上げた地下水の排水経路を維持する設計とする。 ・支持金物は、基準地震動S _s に対し機能（配管の支持機能）を維持する設計とする。
監視・制御 機能	制御盤	解析・ 加振試験	・基準地震動S _s に対し機能（揚水ポンプの制御機能）を維持する設計とする。
	水位計	解析・ 加振試験	・基準地震動S _s に対し機能（揚水井戸内に継続的に流入する地下水位監視機能、揚水ポンプの起動停止の制御機能）を維持する設計とする。 ・支持金物は基準地震動S _s に対し機能（水位計の支持機能）を維持する設計とする。

3.5 監視・制御機能及び電源接続の系統構成

地下水位低下設備の電源系、監視・制御系の系統構成概要を別紙 18-24 図に示す。各井戸における揚水ポンプ、水位計、現場における監視・制御系、中央制御室の監視盤及び非常用電源からの電源供給については全て多重性及び独立性を確保した設計とする。



別紙 18-24 図 地下水位低下設備の電源系、監視・制御系の系統構成概要

4. 運用管理・保守管理の方針

(1) 運用管理及び保守管理に係る位置付け

原子炉施設保安規定及びこれに関連付けた社内規定類において、地下水位低下設備の運用管理、保守管理に係る事項を定める。具体的には、運用管理については運転上の制限等を定めるとともに、必要な手順を整備したうえで管理していく。また、保守管理については予防保全対象として管理していく。

【運用管理の方針(案)】

- 原子炉施設保安規定において、地下水位低下設備に運転上の制限(以下、「LCO」という。)を設定する。

<具体的な対応>

- LCO, LCOを満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間(以下、「AOT」という。)を設定し、逸脱した場合には、原子炉を停止することを定める。
- 地下水位低下設備が動作可能であることを定期的に確認することを定める。

- 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類において地下水位低下設備の運転管理方法を定める。

<具体的な対応>

- ・ 地下水位低下設備の運用に係る体制、確認項目・対応等を整備する。
- ・ 地下水位低下設備が機能喪失した場合に、可搬型設備による機動的な対応による復旧を行うための手順を定める。

① LCO の設定の考え方 :

- ・ 地下水位が上昇し地震が発生した場合には、施設に対し揚圧力による影響があることから、地下水位低下設備2系列に対して LCO の設定を行う。
- ・ 地下水位低下設備は設置許可基準規則第 12 条で規定される「安全機能の重要度分類」における重要度の高い「クラス1」に相当する設備として設計することから、保安規定基本方針(審査中)で示しているクラス1設備である非常用炉心冷却系等を参考に LCOを設定する。

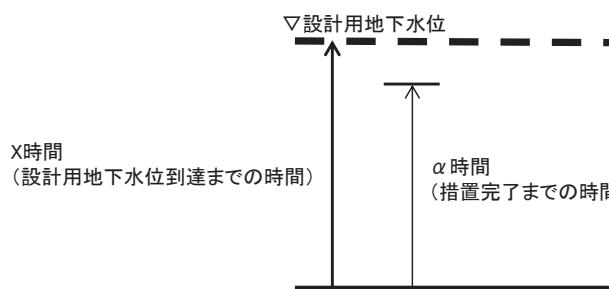
② 要求される措置の考え方:

- ・ 要求される措置の考え方についてもLCO設定の考え方と同様に、非常用炉心冷却系等を参考に要求される措置を設定する。
- ・ 地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の高さで保持することが可能であることから、1系列が動作不能の場合は、残りの1系列について動作可能であることを確認するとともに、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行う。
- ・ 上記で要求される措置を完了時間内に達成できない場合、または、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬型設備により地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行い継続的に常設機の復旧を図る。

③ AOT の設定の考え方:

- ・ LCO設定の考え方と同様に、非常用炉心冷却系等を参考にAOTを設定する。
- ・ 地下水位低下設備1系列が動作不能時の AOT は10日間とする。
- ・ 地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、24時間で高温停止、36時間で低温停止する。
- ・ 可搬型設備により α 時間※以内に地下水位を低下させる措置を完了する。

※ : 体制構築時間及び可搬型設備設置後の起動時間を積み上げ、この時間が設計用地下水位到達までの時間(X時間)に包絡されるものとする。また、 α 時間は工認設計段階での浸透流解析結果により決定するが、 α を設定する際、体制構築時間等に一定の保守性をとり、評価する。



$$\alpha = \text{体制構築時間} + \text{可搬型設備設置時間} + \text{起動から水位低下開始までの時間}$$

④ サーベランス設定の考え方:

- ・LCO設定の考え方と同様に、非常用炉心冷却系等を参考にサーベランスを設定する。
- ・地下水位低下設備が動作可能であることを確認するため、1回／月の頻度で揚水ポンプが起動し、地下水位が低下することを確認する。なお、運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

【保守管理の方針(案)】

- 保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備に LCO を設定することから、他の LCO 設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理していく。
- 機能喪失した場合に備え予め予備品を確保した上で、機能喪失時には原因調査を行い補修する。

＜確保する予備品の例＞

(動的機器)

- ・揚水ポンプ
- ・水位計
- ・制御盤

【確保する可搬型設備・予備品の配備数について】

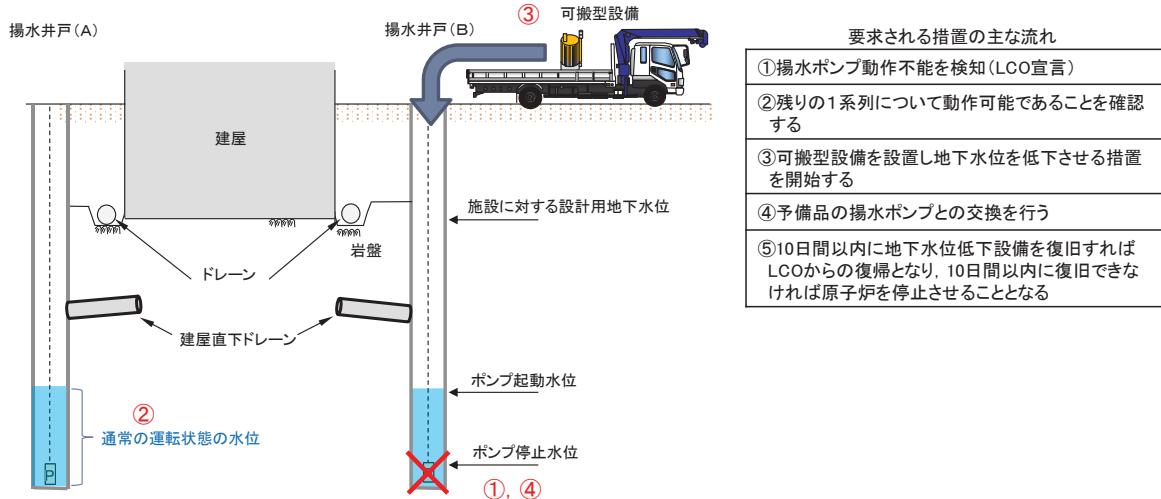
可搬型設備数	予備品数
2セット (容量が異なる場合は包絡スペックで配備)	1セット (容量が異なる場合は容量毎に1セット配備)

(2) 要求される措置の具体的な例

揚水ポンプ 1 系列が動作不能の場合における新たに設置する揚水ポンプの運用例を別紙 18-25 図に示す。

地下水位低下設備 1 系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲に保持することが可能であるが、1 系列が動作不能の場合は、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始するとともに、残りの 1 系列について動作可能であることを確認し、予備品の揚水ポンプとの交換（復旧）を行う。

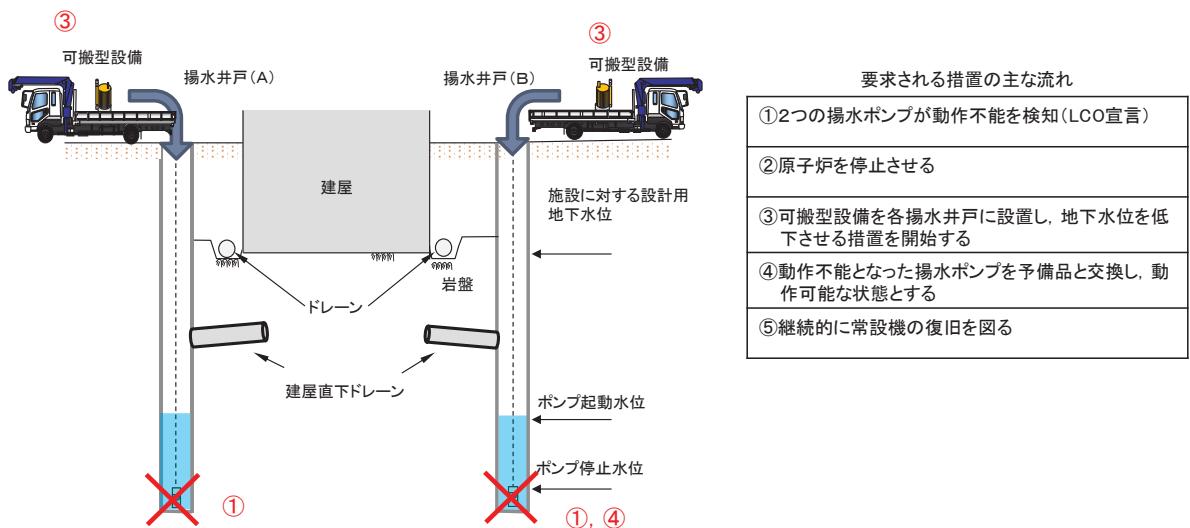
上記により 2 系列動作可能な状態に復帰する。



別紙 18-25 図 新たに設置する揚水ポンプの運用例
(揚水ポンプ 1 系列が動作不能の場合)

揚水ポンプ 2 系列が動作不能の場合における新たに設置する揚水ポンプの運用例を別紙 18-26 図に示す。

地下水位低下設備 2 系列が動作不能の場合には、地震が発生すると施設に対し揚圧力による影響があることから原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可搬型設備及び予備品により地下水位を低下させる措置を行う。



別紙 18-26 図 新たに設置する揚水ポンプの運用例
(揚水ポンプ 2 系列が動作不能の場合)

(3) 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査

設置許可基準規則第 12 条の解釈において、試験又は検査について以下の要求事項がある。

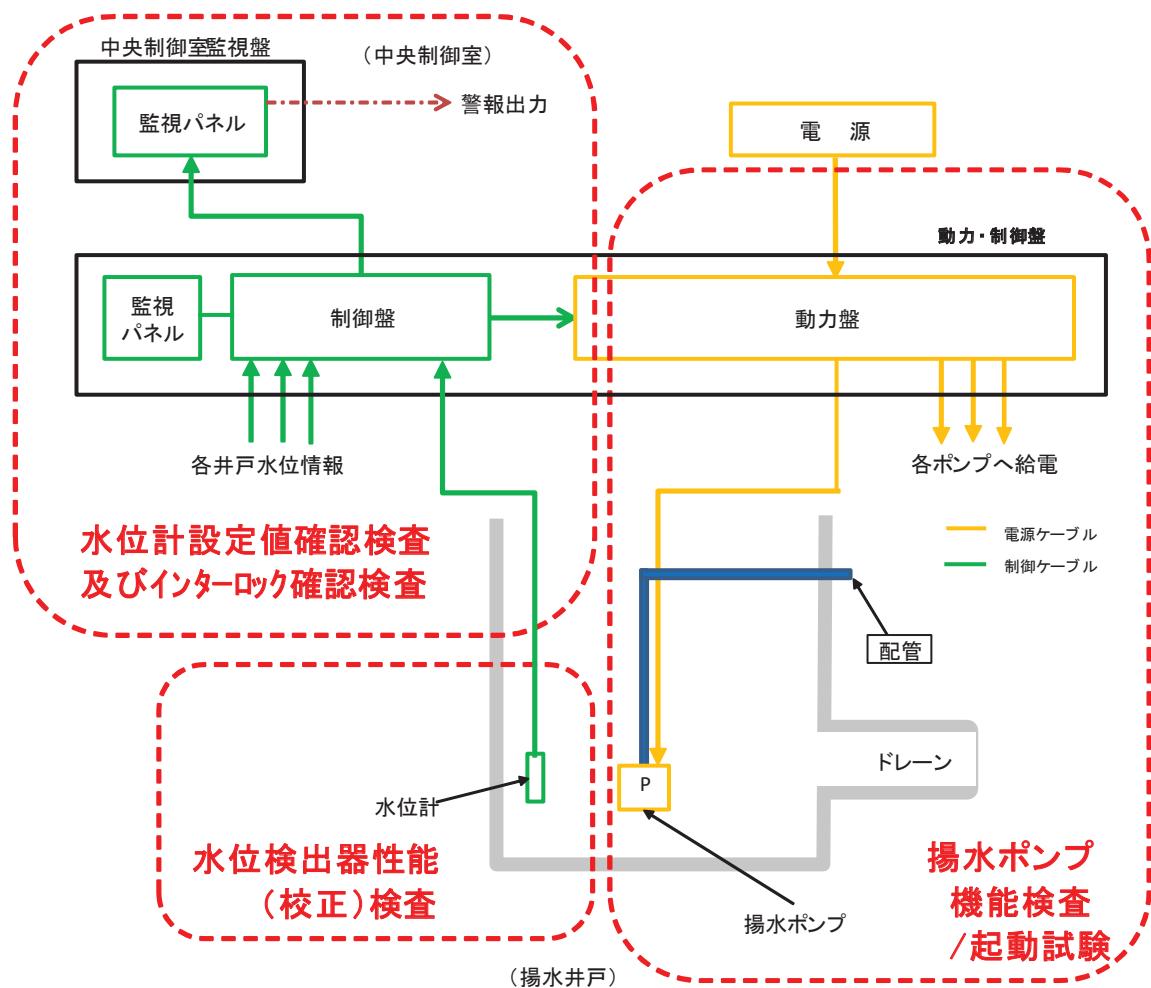
- 運転中に定期的に試験又は検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）に規定される試験又は検査を含む。）がされること。
- 多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。

これを踏まえて、地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。

地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を別紙18-23表に、地下水位低下設備の検査項目と範囲を別紙18-27図に示す。

別紙18-23表 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例

項目	内容	頻度
水位検出器性能（校正）検査	水位検出器の校正を行い、適切な値が伝送されることを確認する。	定期検査毎
水位計設定値確認検査及びインターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること、インターロックが作動することを確認する。	定期検査毎
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが起動・停止することを確認する。	定期検査毎
揚水ポンプ起動試験	揚水ポンプが起動することを確認する。	1回／月



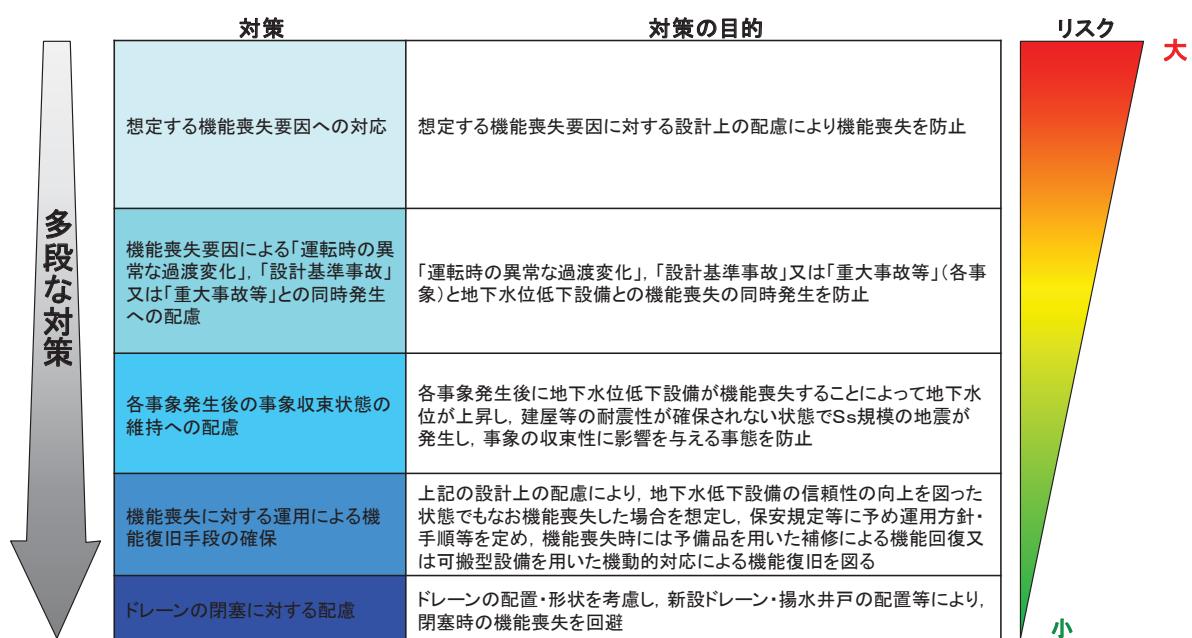
別紙 18-27 図 地下水位低下設備の試験又は検査項目と範囲

5. 信頼性向上の方針のまとめ

地下水位低下設備の設置目的と機能の重要性に鑑み、安全機能の重要度分類におけるクラス1に相当する設備と位置付け、設備構成を検討した。

更に、地下水位低下設備については、機能の目的及び機能の維持期間を踏まえ、別紙18-28図に示すようにハード対策及びソフト対策といった多段な対策によりその信頼性向上に努める。

これにより、原子炉施設に対する炉心損傷又は燃料破損等のリスクの低減を図ることができる。



別紙18-28図 地下水位低下設備の信頼性向上の方針まとめ

既設の地下水位低下設備の概要

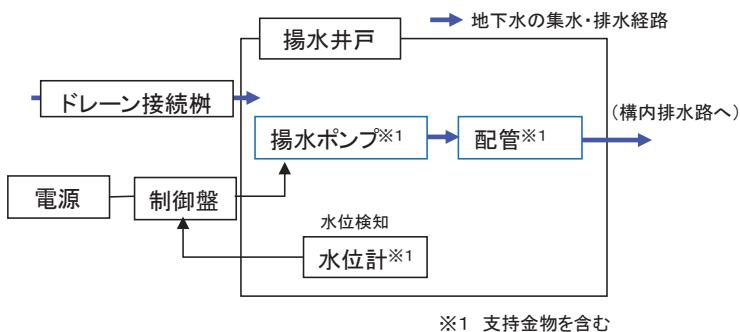
1. 全体構成

既設の地下水位低下設備は、原子炉建屋、制御建屋、タービン建屋及び排気筒、海水ポンプ室等の各号炉の主要施設下部周辺に設置しており、地下水はドレンによって集水し、揚水井戸内に設置した揚水ポンプ・配管により構内排水路（補足説明資料3）へ排水される。

建設時工認（女川2号炉及び3号炉工認）では地下水位低下設備の機能を考慮した二次元浸透流解析を参考し、周辺施設（屋外重要土木構造物等）の設計用地下水位の設定、揚水ポンプ容量等の設定を行っている（補足説明資料2）。

地下水位低下設備は、添付1-1図に示す部位により構成され、添付1-2図に示す地下水の集水機能、支持・閉塞防止機能、排水機能並びに地下水位の監視機能他を維持することによりその機能を保持する。

女川原子力発電所の地下水位低下設備は、各号炉の建設時に設置され、その後、保守管理を行いながらその機能を維持している。なお、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後に実施した主要な設備の目視確認の範囲においては、ドレン及び揚水井戸の集水及び排水機能に異常は確認されなかった（添付資料1「5. 保守管理の状況」を参照）。



添付1-1図 地下水位低下設備（既設）の基本構成

機能	構成部位	設備構成のイメージ
集水機能	ドレン・接続桿	
支持・閉塞防止機能	揚水井戸	
排水機能	揚水ポンプ 配管※3	
監視・制御※2 機能	水位計※3 制御盤	<p>地下水面 → 地下水の排水経路</p> <p>(原子炉建屋等) 岩盤 ドレン 揚水井戸 揚水ポンプ 配管 水位計 制御盤 (構内排水路へ)</p>
電源機能	電源	

※2 伝送機能を含む　※3 支持金物を含む

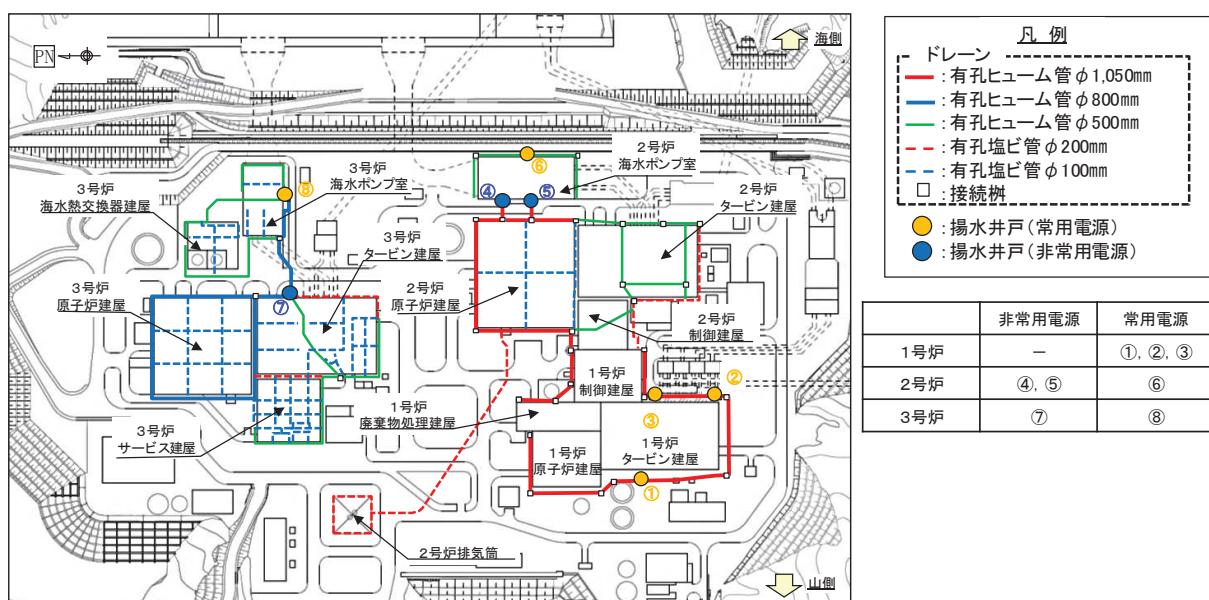
添付1-2図 地下水位低下設備（既設）の機能と構成部位

2. 地下水位低下設備の設置位置

地下水位低下設備のうちドレン・揚水井戸の配置を添付 1-3 図に示す。

地下水位低下設備は、各施設周囲の岩盤上に設置されたドレン（有孔塩ビ管 $\phi 100\text{ mm}$, 200 mm の 2 種類）及び有孔ヒューム管 $\phi 500\text{ mm}$, 800 mm , $1,050\text{ mm}$ の 3 種類）により揚水井戸に集水し、揚水ポンプ（2 台／1 箇所）・配管を介して構内排水路へ排水する構造となっている。ドレンの分岐部、曲がり部は鉄筋コンクリート造の接続枠が設置されている箇所もある。

女川原子力発電所においては、異常時等において点検を行う場合を考慮し、原子炉建屋周辺等において一部大口径のドレン（ $\phi 800\text{ mm}$, $\phi 1,050\text{ mm}$ の有孔ヒューム管）を採用している。



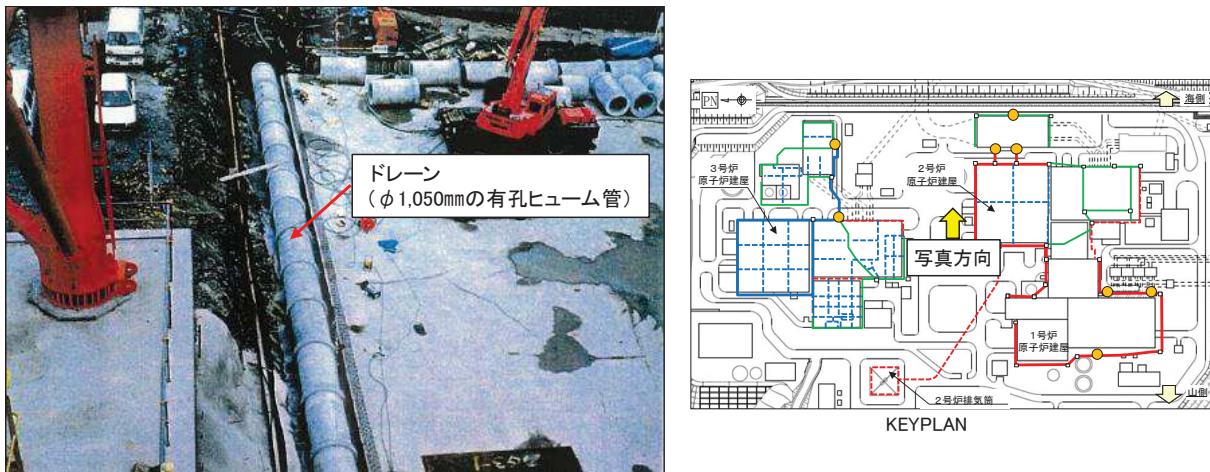
添付 1-3 図 地下水位低下設備（既設）のドレン・揚水井戸区分

3. 各構成部位の設置状況

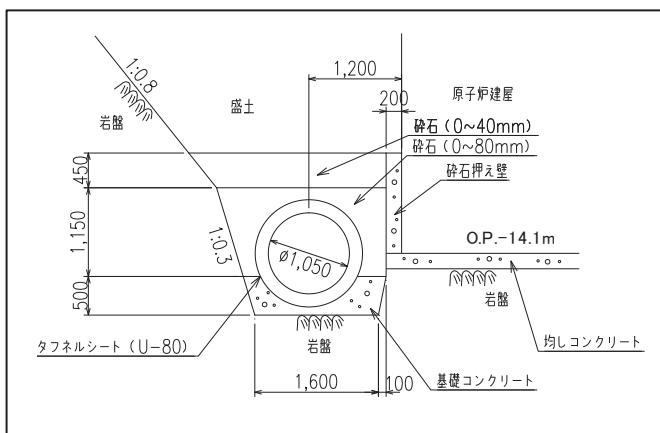
(1) ドレン・接続枠

a. 建屋等の外周のヒューム管

ドレンは、掘削した岩盤内に敷設している。2号炉原子炉建屋外周のヒューム管設置状況を添付 1-4 図に示す。また、土砂等の流入により有孔ヒューム管に目詰まりが生じないよう、管を覆うように連続長繊維不織布（タフネルシート）を巻き、建屋側に碎石押え壁を設置して管周辺を連続した高透水性材料（碎石）で充填している。なお、管底部は基礎コンクリートにより固定している。施工概念を添付 1-5 図に、ドレン関連部材の役割を添付 1-1 表に示す。



添付 1-4 図 建屋外周のヒューム管設置状況
(2号炉原子炉建屋北側 $\phi 1,050\text{ mm}$ の有孔ヒューム管の例)



添付 1-5 図 建屋外周のヒューム管施工概念
($\phi 1,050\text{ mm}$ 有孔ヒューム管の例)

添付 1-1 表 ドレーン関連部材の役割

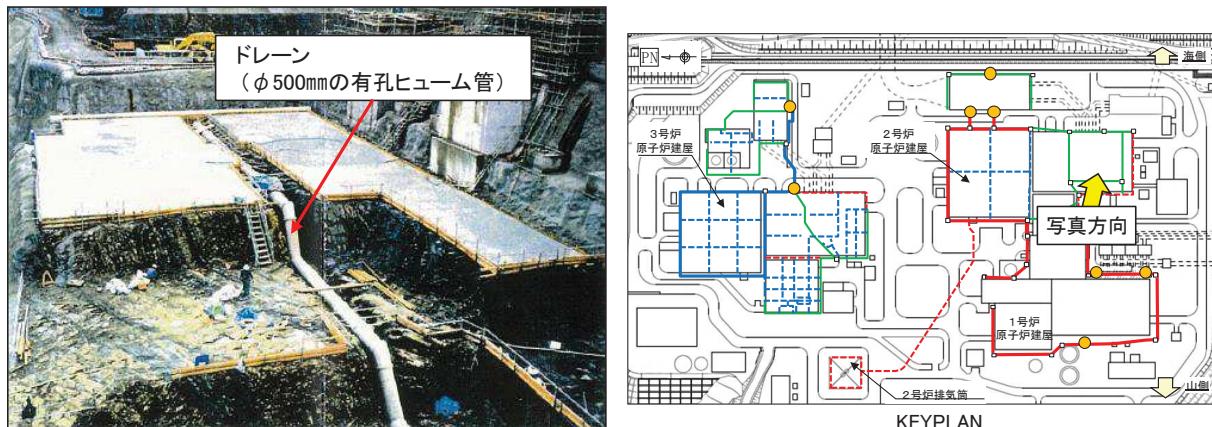
各部材の役割		備考
高透水性材料（砂, 碎石）	透水性の良い土質で、岩盤や盛土中の地下水をドレーンに導水する。	砂：有孔塩ビ管周辺 碎石：有孔ヒューム管周辺
連続長繊維不織布（タフネルシート）	フィルター材で、土中水の移動による土粒子のドレーンへの流入を抑制する。	高強度繊布を不織布で挟んだ3層構造で耐酸性、耐アルカリ性に優れる材料
ドレーン（有孔塩ビ管, 有孔ヒューム管, 接続樹）	有孔管路で、地下水を集水する。	

b. 建屋等の直下のヒューム管

2号炉及び3号炉タービン建屋等の直下及び周辺には、 $\phi 500\text{ mm}$ の有孔ヒューム管等を敷設している。2号炉タービン建屋直下の有孔ヒューム管の敷設状況を添付1-6図に示す。

この有孔ヒューム管は、岩盤を掘削して管を敷設後、同じく連続長繊維不織布（タフネルシート）を巻き、管周辺を連続した高透水性材料（碎石）で充填している（添

付 1-5 図参照)。

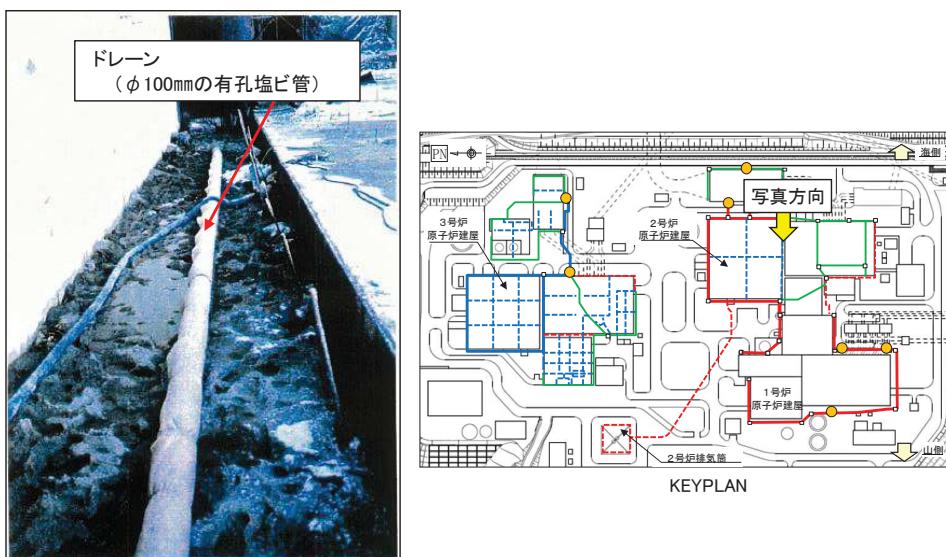


添付 1-6 図 建屋等の直下のヒューム管設置状況
(2号炉タービン建屋直下のφ500 有孔ヒューム管の例)

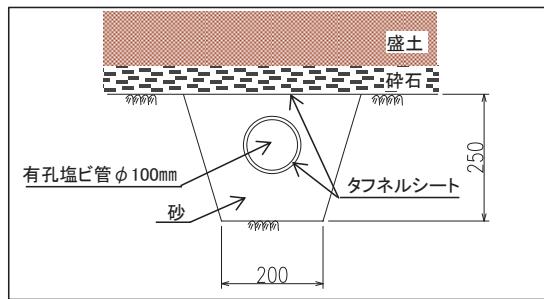
c. 建屋等の外周の有孔塩ビ管

2号炉及び3号炉原子炉建屋直下や2号炉原子炉建屋と2号炉タービン建屋間に等にφ100 mmの有孔塩ビ管を敷設している。2号炉原子炉建屋と2号炉タービン建屋間の有孔塩ビ管の設置状況を添付 1-7 図に、施工概念を添付 1-8 図示す。

この有孔塩ビ管は、岩盤を掘削して管を敷設後、土砂等の流入により有孔塩ビ管に目詰まりが生じないよう連続長繊維不織布（タフネルシート）を巻き、管周辺を連続した高透水性材料（砂）で充填している。



添付 1-7 図 2号炉原子炉建屋・タービン建屋間 (φ100 mmの有孔塩ビ管)

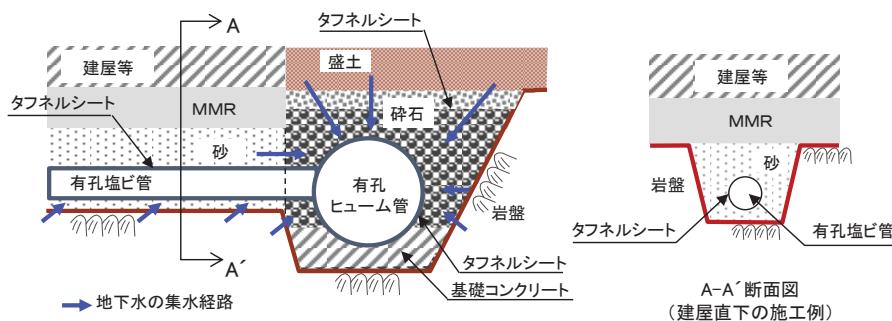


添付 1-8 図 ドレーン（有孔塩ビ管）施工概念図（建屋間の施工例）

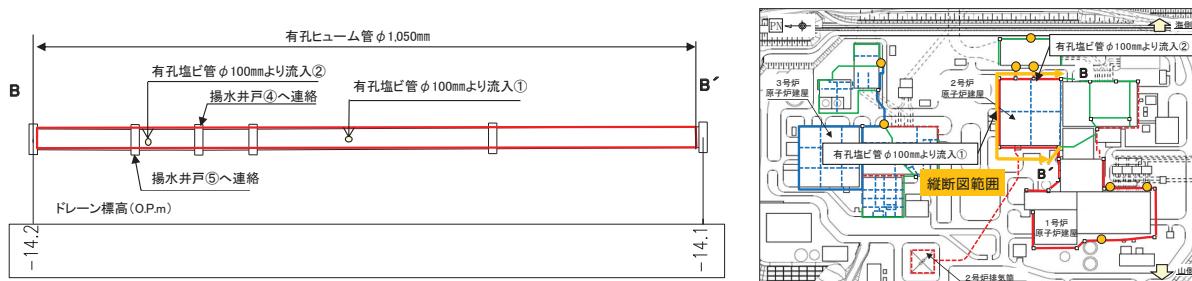
d. 建屋等直下の有孔塩ビ管

建屋直下の有孔塩ビ管は建屋外縁の有孔ヒューム管に接続されている。有孔塩ビ管と有孔ヒューム管の接続概念を添付 1-9 図に、ドレン縦断を添付 1-10 図に示す。

有孔塩ビ管、有孔ヒューム管いずれも岩盤を掘り込み敷設後、土砂等の流入により有孔塩ビ管、有孔ヒューム管に目詰まりが生じないよう、管を覆うように連続長繊維不織布（タフネルシート）を巻き、管周辺を連続した高透水性材料（砂、碎石）で充填している。



添付 1-9 図 有孔塩ビ管と有孔ヒューム管の接続概念

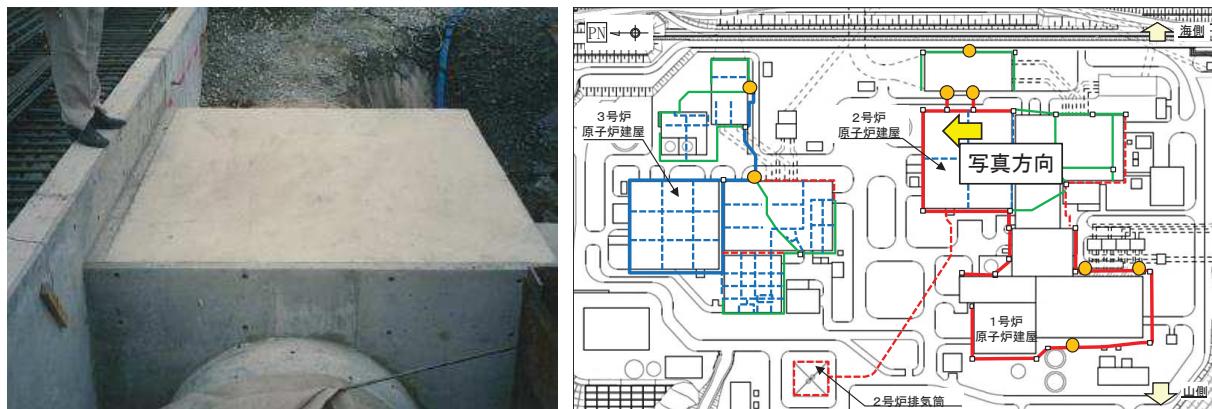


添付 1-10 図 2号炉原子炉建屋周辺 ドレーン縦断 (B-B' 断面)

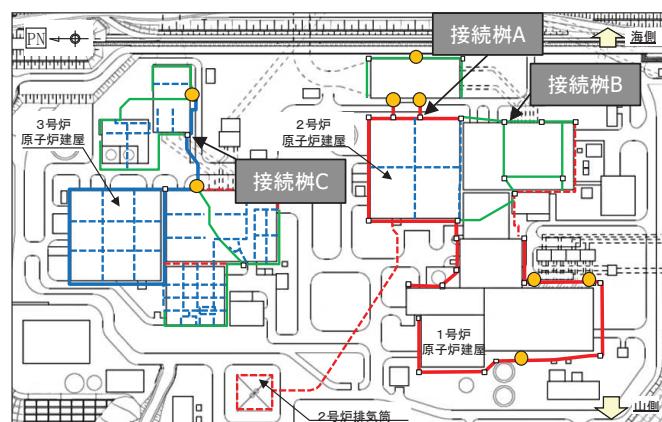
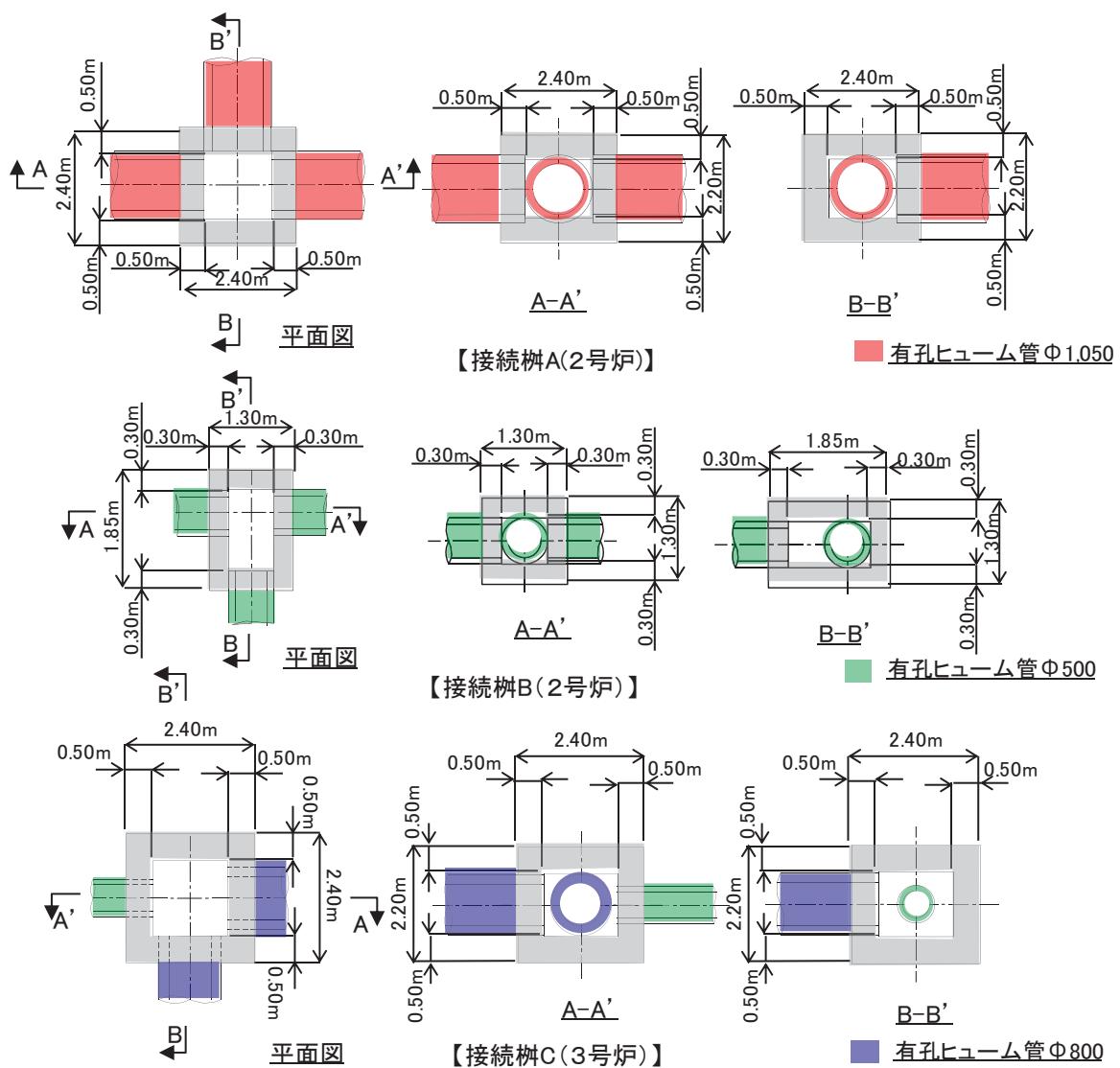
e. 接続桿

ドレンの分岐部、曲がり部には鉄筋コンクリート造の接続桿を設置している。接続桿についてもドレンと同様に岩盤を掘り込んで設置されている。

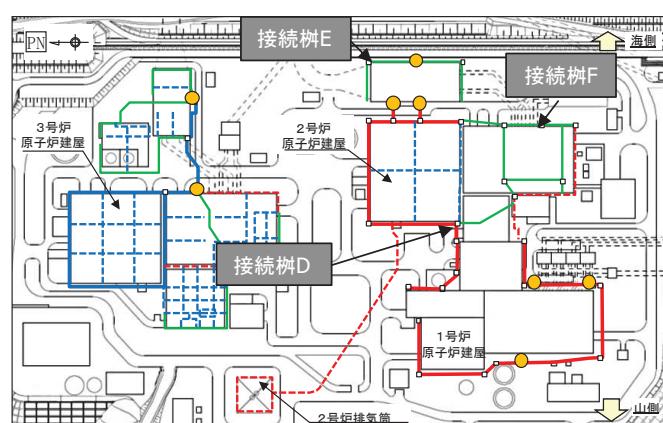
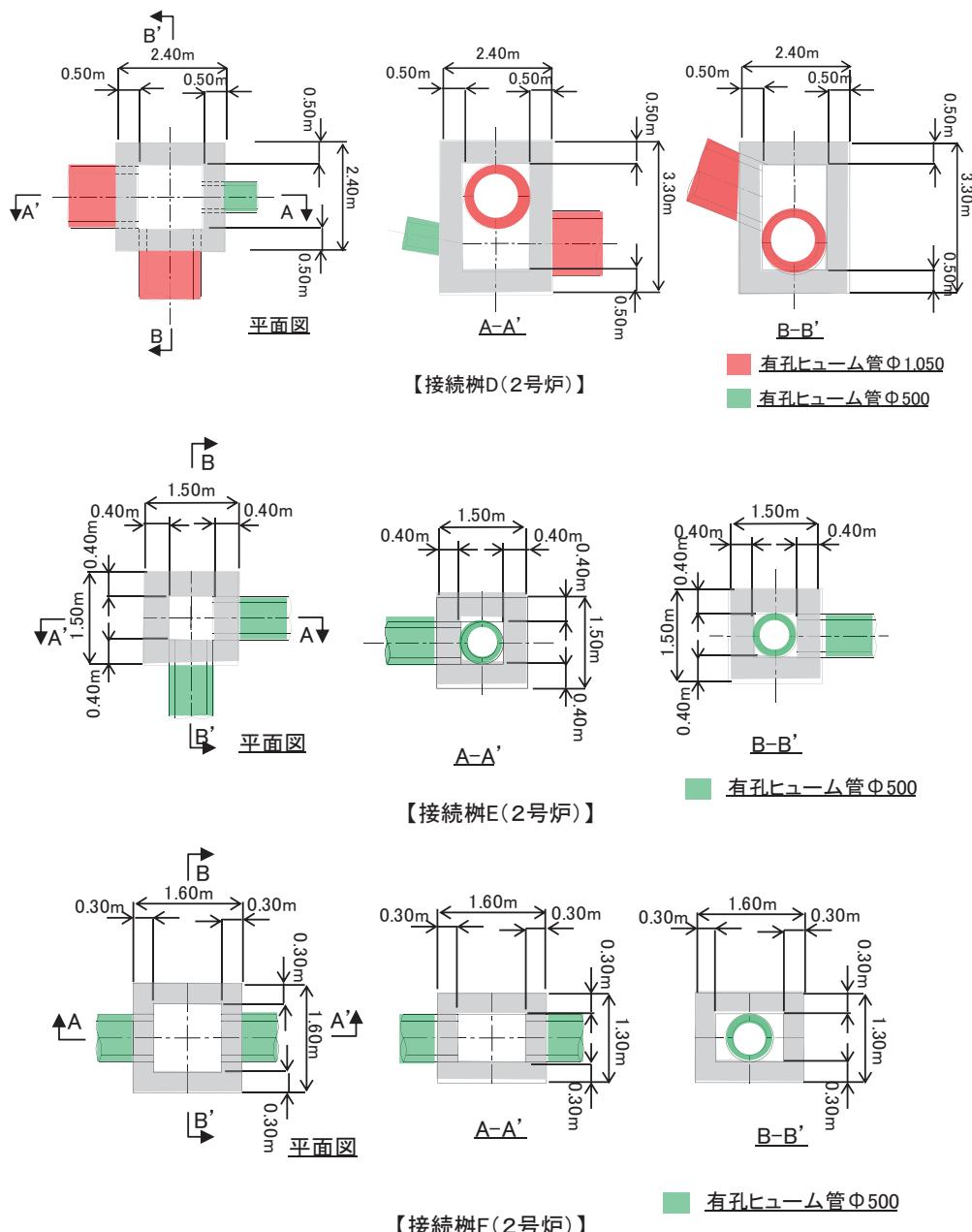
接続桿の設置状況を添付 1-11 図に、ドレン径毎の主要な接続桿を添付 1-12 図に示す。



添付 1-11 図 2 号炉原子炉建屋周囲接続桿の例



添付 1-12 図(1) 接続樹の構造概要 (1 / 2)



添付 1-12 図(2) 接続枠の構造概要 (2 / 2)

(2) 揚水井戸・配管

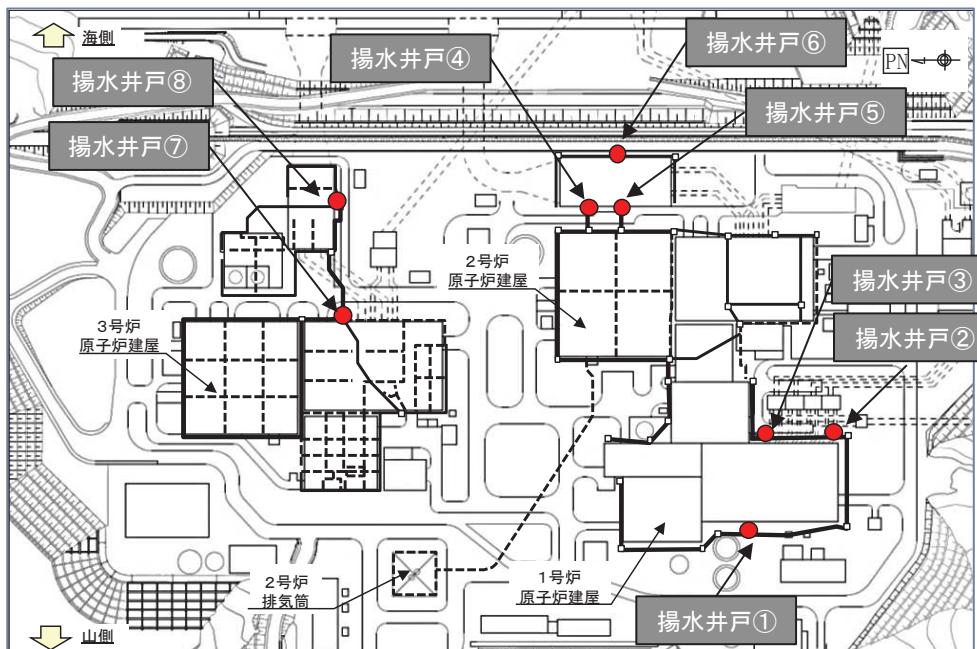
揚水井戸は、1号炉用に3箇所、2号炉用に3箇所、3号炉用に2箇所設置している。揚水井戸位置を添付 1-13 図に示す。

揚水井戸はいずれも岩盤上に設置しており、1号炉及び2号炉は鉄筋コンクリート製立坑である。

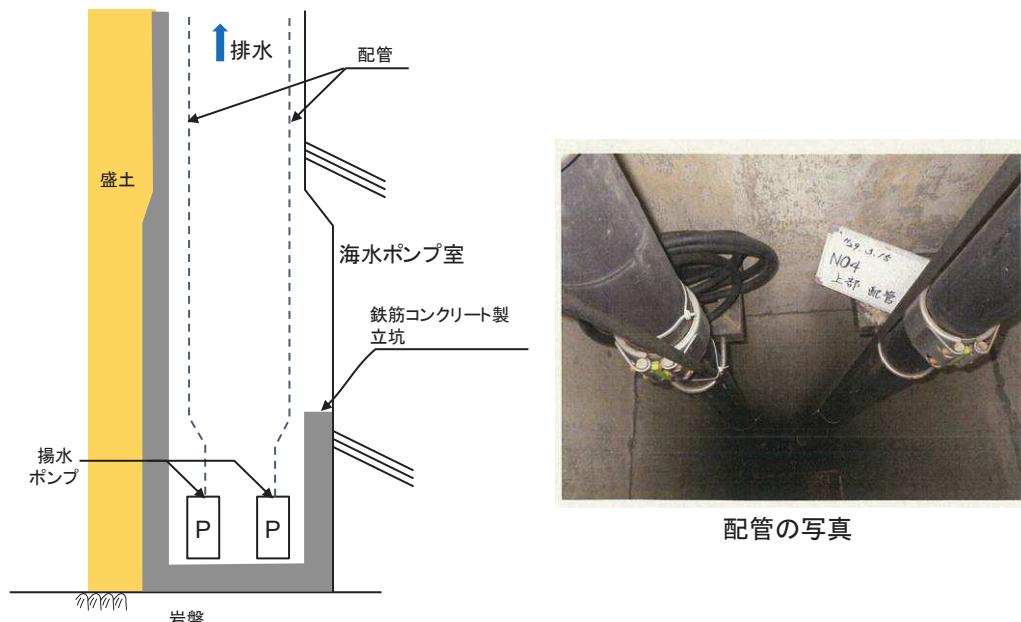
また、2号炉揚水井戸は2号炉海水ポンプ室及び2号炉原子炉機器冷却海水配管ダクトと一体となって設置している。2号炉揚水井戸の設置例を添付 1-14 図に、平面図及び断面図を添付 1-15 図及び添付 1-16 図に示す。

3号炉揚水井戸は上部を鋼製シャフトにより、下部は鉄筋コンクリート製の集水ピットにより構築している。3号炉揚水井戸の設置例を添付 1-17 図に、平面図及び断面図を添付 1-18 図及び添付 1-19 図に示す。

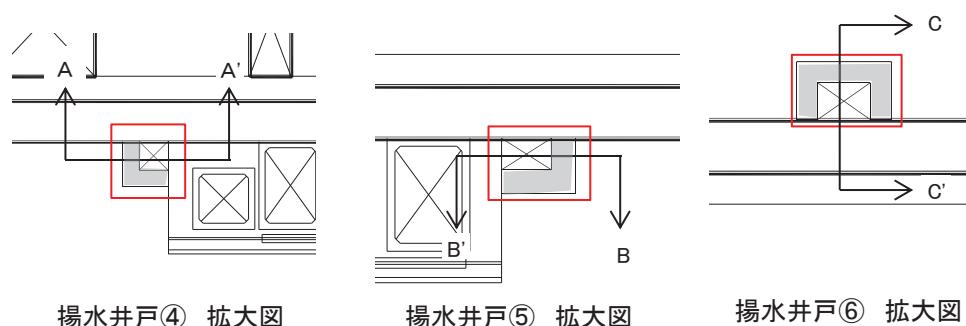
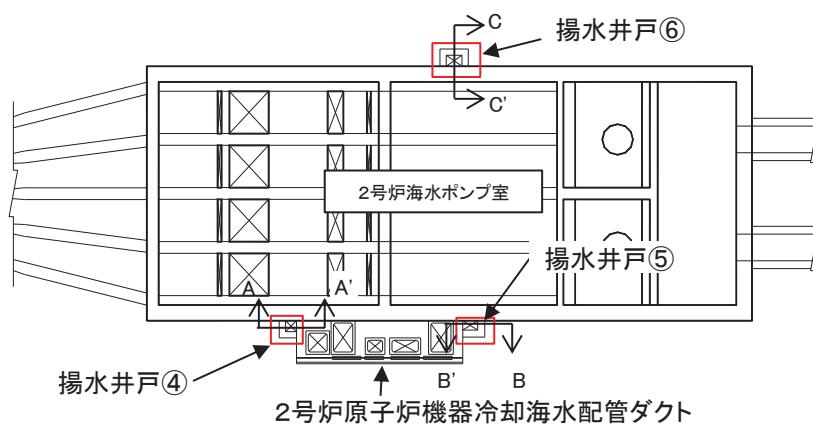
配管は炭素鋼钢管（ $\phi 125\text{ mm} \sim 200\text{ mm}$ ）であり、0.P.+14.8m 盤の構内排水路に接続している。



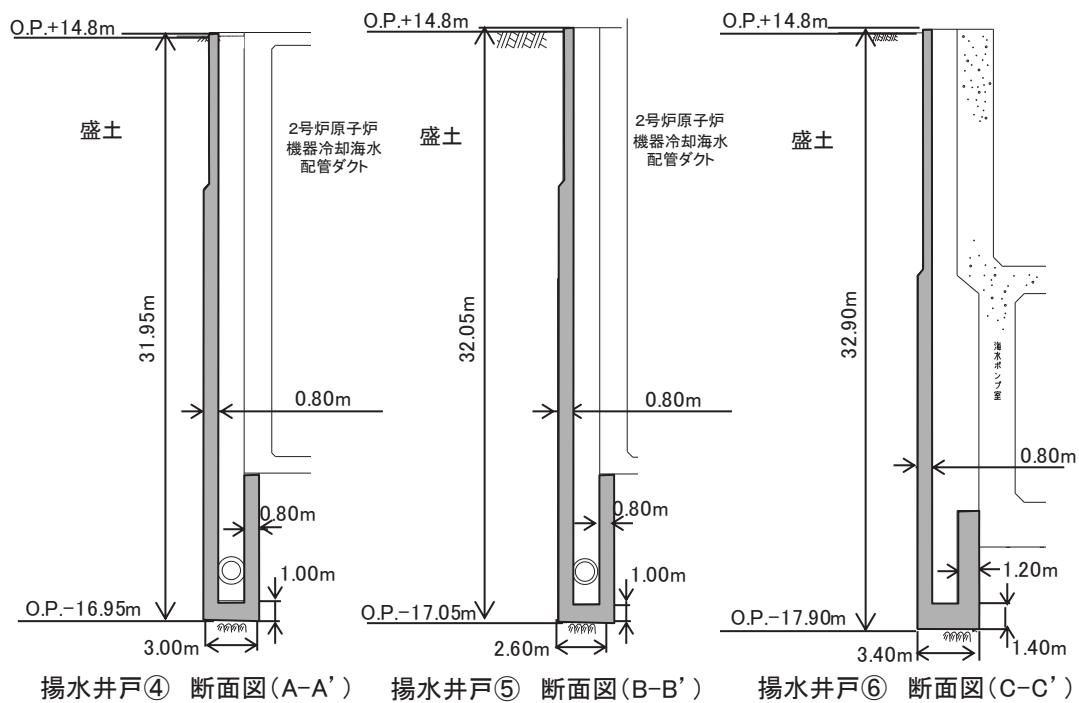
添付 1-13 図 揚水井戸位置



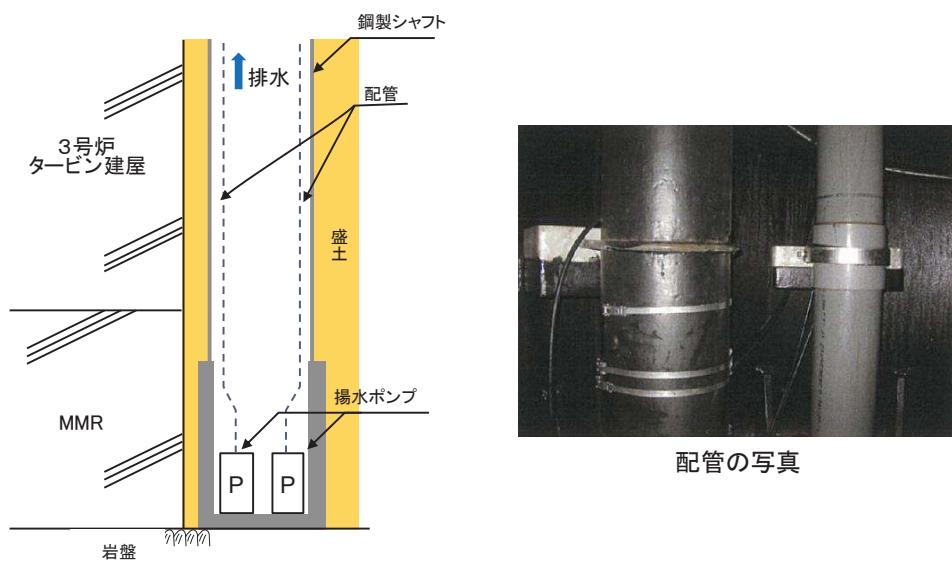
添付 1-14 図 2号炉揚水井戸の設置例（揚水井戸④）



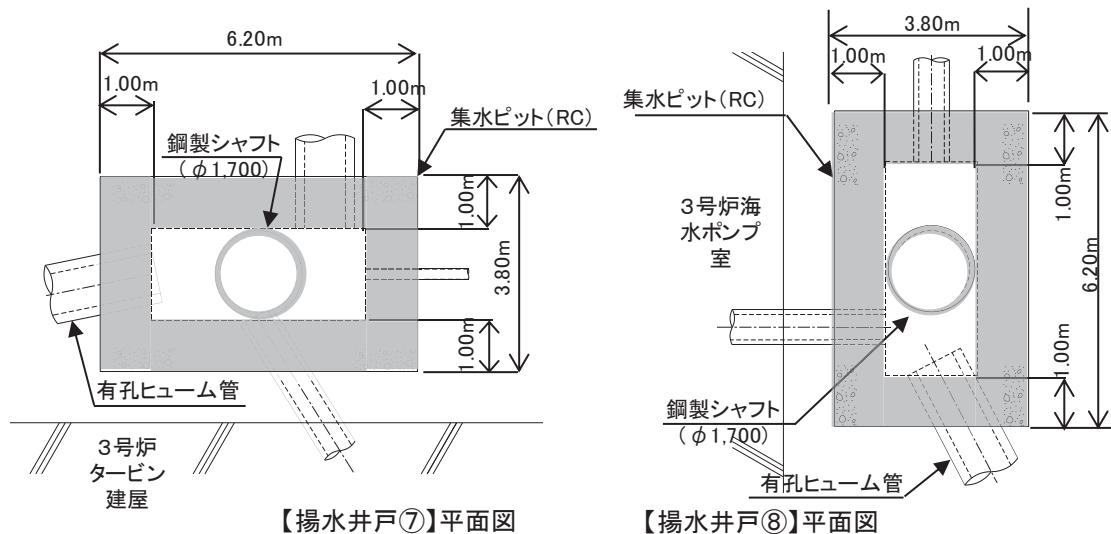
添付 1-15 図 2号炉揚水井戸平面図



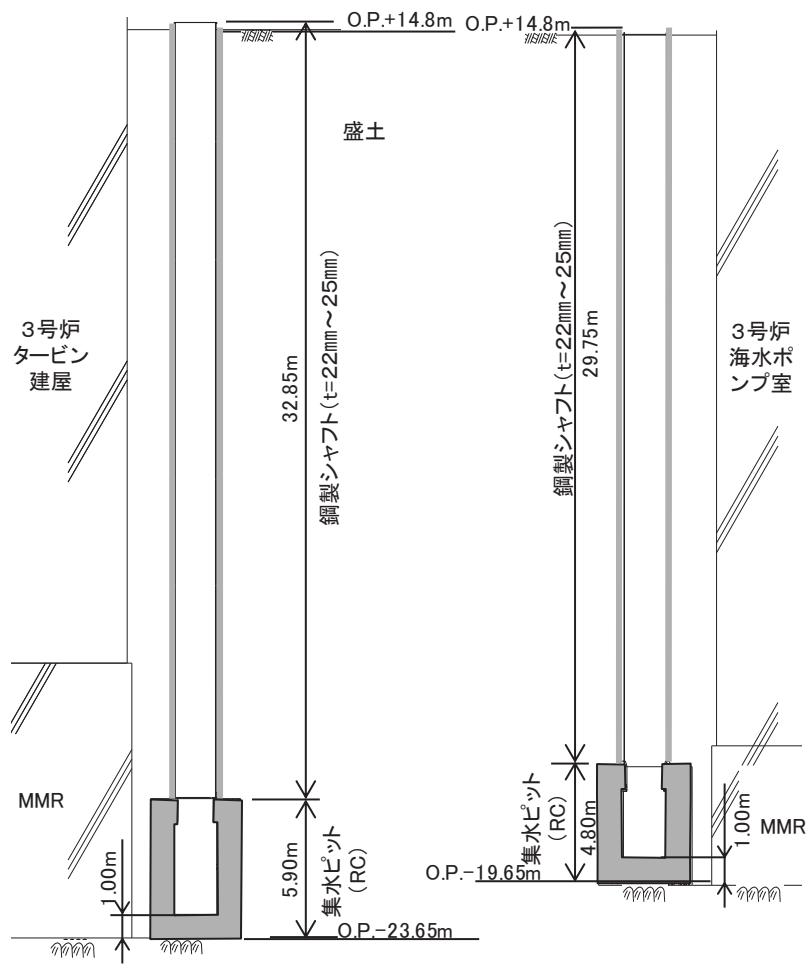
添付 1-16 図 2号炉揚水井戸断面図



添付 1-17 図 3号炉揚水井戸の設置例 (揚水井戸⑦)



添付 1-18 図 3号炉揚水井戸平面図



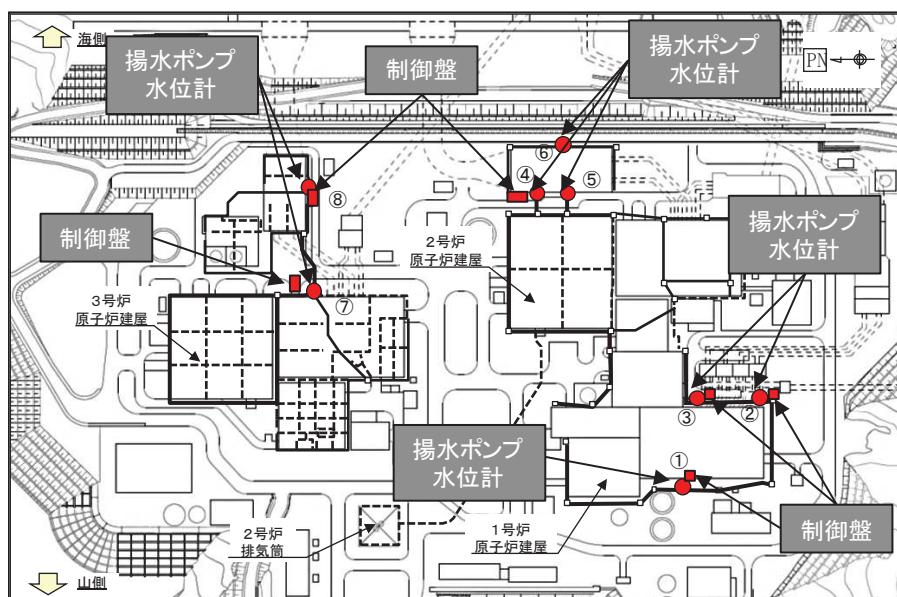
添付 1-19 図 3号炉揚水井戸断面図

(3) 揚水ポンプ・水位計

揚水ポンプは、各揚水井戸内に 2 台設置（うち 1 台は予備の揚水ポンプ）し、揚水井戸に支持される配管を通じて 0.P.+14.8m 盤の構内排水路に接続している。設置位置を添付 1-20 図に示す。

水位計は、各揚水井戸内に 1 台設置されており、形式はすべて圧力式である。概要を添付 1-21 図に示す。

揚水ポンプの容量は、ポンプ稼働実績に対して十分な余裕を有している。各揚水ポンプの諸元を添付 1-2 表に、ポンプ容量と稼働実績の関係を添付 1-22 図に示す。



添付 1-20 図 揚水ポンプ・水位計位置図



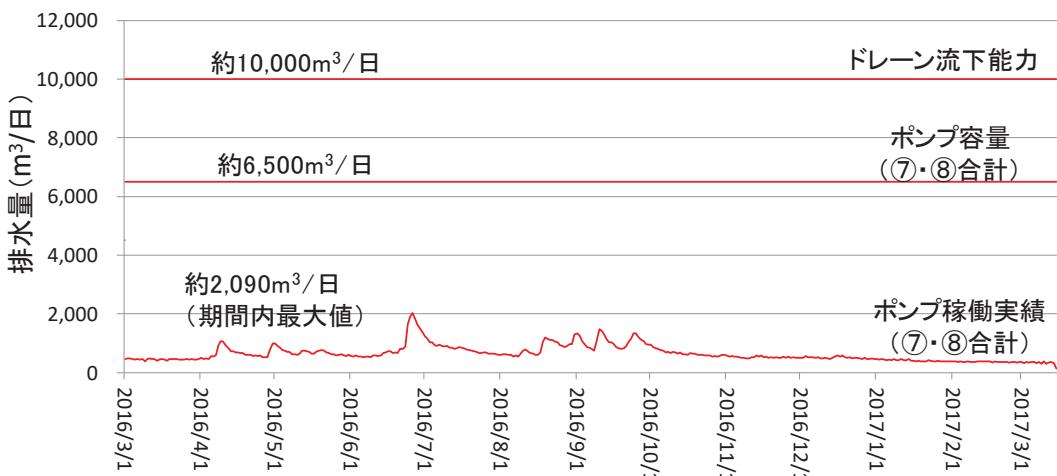
2号炉揚水ポンプの例(揚水井戸⑥)

3号炉水位計の例(揚水井戸⑦)

添付 1-21 図 揚水ポンプ・水位計の概要

添付 1-2 表 各揚水ポンプの諸元

号炉	揚水井戸	全揚程 (m)	台数	ポンプ容量 (m ³ /日・台)	出力 (kW/台)
1号炉	NO.①	約25.0	2	約1,300	7.5
	NO.②	約30.0	2	約1,700	15
	NO.③	約25.0	2	約1,300	7.5
2号炉	NO.④	約35.0	2	約2,900	22
	NO.⑤	約35.0	2	約3,500	37
	NO.⑥	約35.0	2	約6,500	45
3号炉	NO.⑦	約36.9	2	約4,600	45
	NO.⑧	約35.2	2	約1,900	19

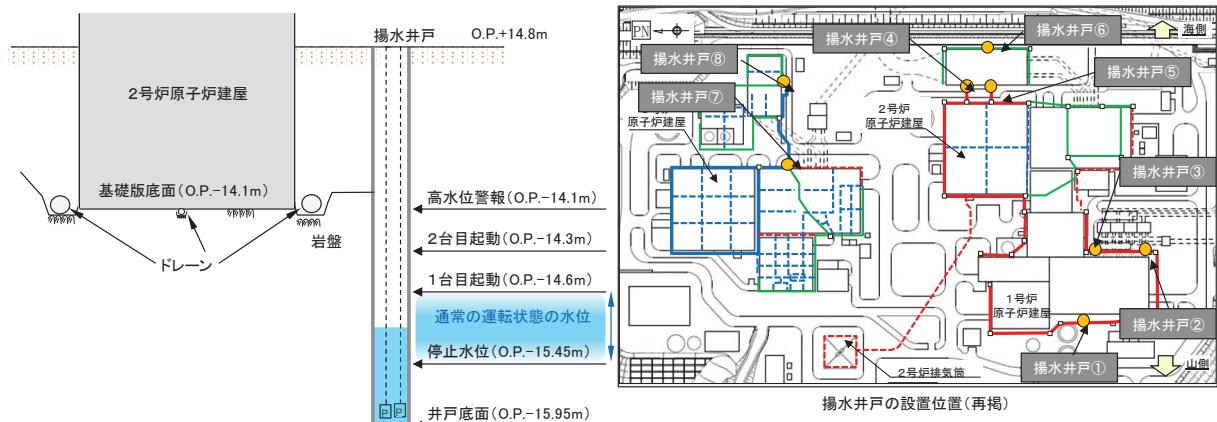
添付 1-22 図 ポンプ容量と稼働実績の関係(3号炉側地下水位低下設備の例)
(2016 年 3 月～2017 年 3 月)

4. 運用状況

揚水井戸毎に、原子炉建屋等に生じる揚圧力を設計値以下に抑えるために、運用上の制限水位を設け、制限水位以下を維持するよう常時は自動運転としており、揚水井戸内の地下水位は水位計により検知している。既設の揚水ポンプの運用例を添付 1-23 図に示す。

揚水井戸内の水位が上昇し警報水位を超過した際は警報を発報する。なお、運転時における警報の発報実績はない。

揚水ポンプは保守点検のルールを定め運用しており、定期的な巡視・点検を行っている他、地震後は速やかに設備点検し状況を確認することとしている。



添付 1-23 図 既設の揚水ポンプの運用（揚水井戸④の例）

5. 保守管理の状況

既設の地下水位低下設備は、原子炉施設保安規定に基づく保全計画において点検項目・点検頻度を定め、定期的に巡視・点検を行っている他、地震後は速やかに設備点検し、状況を確認することとしている。保守管理内容を添付 1-3 表に示す。

また、揚水ポンプ、水位計、制御盤については、計画的に取替を実施している。

添付 1-3 表 既設の地下水位低下設備の保守管理内容

構成部位	点検項目※	点検内容	備考
ドレン ・接続桿	—	—	事後保全対象とし、地震後等は臨時点検を実施
揚水ポン プ	外観点検	各部の外観点検・電圧測定を行う。	自主的に約8年に1回の頻度で取替を実施
	分解点検	各部の分解点検、手入れ、補修塗装、計測、消耗品取替等を行う。	
	機能性能試験	試運転を行い、漏水の有無、表示灯の表示確認等を行う。	
配管	外観点検	配管の破損・腐食、逆止弁の破損・腐食・異物混入・磨耗、接続ボルトの緩みの状況の確認を行う。	点検結果に基づき、適宜、塗装・取替等を実施
揚水井戸	外観点検	コンクリート等の亀裂、破損、劣化の状況、堆積物の状況の確認を行う。	
水位計	外観点検	水位計の清掃、消耗品の交換及び本体の損傷、腐食等を目視で確認する。	点検結果や経過年数に基づき、適宜、補修・取替を実施
	特性点検	水位計の校正を行う。	
	機能性能試験	規定水位でのポンプ起動確認を行う。	
制御盤	特性試験	端子・ケーブル配線等の絶縁抵抗・電圧測定等を行う。	点検結果や経過年数に基づき、適宜、補修・取替を実施
	機能性能試験	表示の点灯、スイッチ類の動作確認、電流計の指示等を確認する。	

※ 分解点検は3年に1回、それ以外の点検・試験は1年に1回実施

なお、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震直後及びその後に実施している。主要な設備の目視確認結果のうち、2 号炉揚水井戸（揚水井戸⑤）及び周辺のドレンの状況を添付 1-24 図に、3 号炉揚水井戸（揚水井戸⑦）及び周辺のドレンの状況を添付 1-25 図に示す。

目視確認の範囲では著しい損傷や断面阻害等は認められず、ドレン及び揚水井戸の集水及び排水機能は維持されている。



写真A ドレーン(有孔ヒューム管Φ1,050mm)
2018/9/18撮影



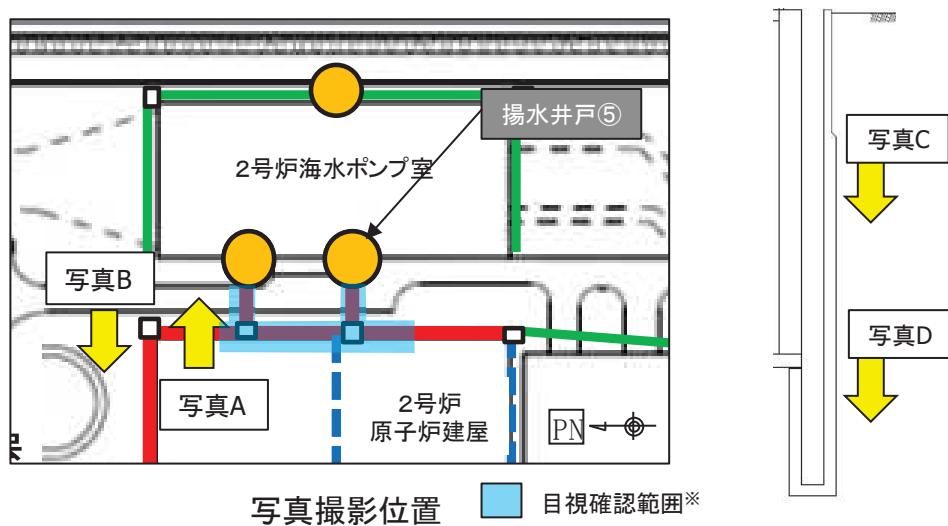
写真B ドレーン(有孔ヒューム管Φ1,050mm)
2018/9/18撮影



写真C 揚水井戸⑤(中段部)
2017/3/17撮影



写真D 揚水井戸⑤(下段部)
2017/3/17撮影



写真撮影位置

■ 目視確認範囲*

*: 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震後に実施した目視確認の範囲

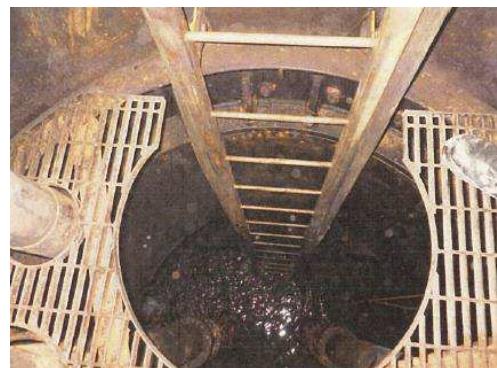
添付 1-24 図 2号炉揚水井戸（揚水井戸⑤）及び周辺ドレンの状況



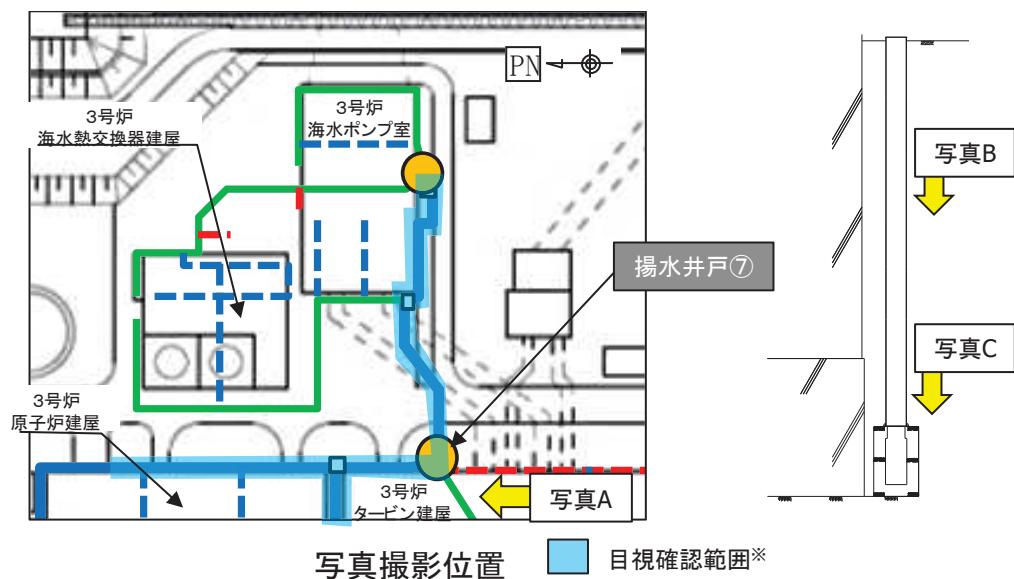
写真A ドレーン(有孔ヒューム管Φ800mm)
2018/9/18撮影



写真B 揚水井戸⑦(中間部)
2017/3/16撮影



写真C 揚水井戸⑦(下段部)
2017/3/16撮影



※: 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震後に実施した目視確認の範囲

添付 1-25 図 2号炉揚水井戸（揚水井戸⑦）及び周辺ドレーンの状況

6. ドレーンの耐久性等

既設地下水位低下設備のうちドレーンの構成部材の耐久性等について添付 1-4 表に示す。

有孔ヒューム管の一般的な耐用年数は 50 年とされている（一般的なコンクリート構造物）。建設当時の使用前検査では湧水が腐食環境下にあるかの確認を目的に水質調査を添付 1-5 表に示す通り実施している。これによると、地下水はやや海水成分を有しているが、腐食環境下にないことを確認している。

また、接続枠については、鉄筋かぶりは 50mm～70mm で、水セメント比は 55% で施工されている。湧水の塩素イオン濃度の最大値により、コンクリート標準示方書の塩害の照査を実施すると 50 年以上と評価される。

添付 1-4 表 ドレーン関連部材の耐久性等

構成部位	部材	材質等	設置環境	主な機能	耐久性
ドレーン	高透水性材料	砂、碎石	・ 管(有孔ヒューム管・有孔塩ビ管)の周囲	・ 岩盤及び盛土中の地下水を管へ導水(高透水性材料自体も、透水性に応じた流下能力を有する)	・ 一般的な土質材料としての耐久性を有する
	連続長繊維不織布(タフネルシート)	ポリプロピレン	・ 管外面及び碎石と盛土材の間	・ 土粒子の管内への流入防止(集水機能に関連しない)	・ 化学的安定性と高い強度を有する ・ 地下埋設のため材料(ポリプロピレン)の主要な劣化要因である紫外線が作用しないことから、今後の供用期間において劣化はないと考えられる。
	有孔ヒューム管・接続枠	鉄筋コンクリート	・ 対象施設周囲の岩盤上	・ 対象施設周辺地盤の地下水位低下	・ 耐用年数：50 年程度(有孔ヒューム管) ^{※1} 50 年以上(接続枠) ^{※2} ・これまでの点検において異常は確認されておらず、供用環境(土被り、気温・湿度等)は今後も変わらず安定的な状況が維持されると想定されるが、今後適切に保守管理することで機能確保を図ることとする。
	有孔塩ビ管	硬質ポリ塩化ビニル	・ 対象施設直下の岩盤内 ・ 対象施設周囲の岩盤上	・ 対象施設の揚圧力低減 ・ 対象施設周辺地盤の地下水位低下	・ 耐用年数は 50 年程度 ^{※3} ・ 耐食性に優れる材料 ^{※4}

※1：全国ヒューム管協会(<http://www.hume-pipe.org/data/data07.pdf>)

※2：コンクリート標準示方書「設計編(2012)」を参照した塩害評価による

※3：塩化ビニル管・継手協会(<http://www.pffa.gr.jp/02/index-a04.html>)

※4：水道施設設計指針・解説(日本水道協会)

添付 1-5 表 湧水の水質試験結果(2号炉使用前検査資料)

分析項目\採水位置	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	水道水の水質基準
pH	8.1	7.2	6.9	7.2	5.8～8.6
Mアルカリ度(mg/L)	224	237	90.8	77.9	—
カルシウム硬度(mg/L)	355	285	153	365	300以下
全硬度(mg/L)	770	546	224	744	*500以下
蒸発残留物(mg/L)	2,430	1,660	498	1,790	500以下
導電率(μS/cm)	4,110	2,800	785	2,680	—
塩素イオン(mg/L)	1,030	618	57.1	495	200以下
採水月日	3.1.10	3.1.10	3.1.10	3.1.10	—

ドレーンの信頼性確保の検討

1. はじめに

集水機能を担うドレーン・接続桿は、閉塞による機能喪失リスクを考慮する必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ、機能を喪失する可能性のある事象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を添付 2-1 表に示す。

ドレーン構造（有孔管）に起因し経時に状態が変化するモードとして土砂流入が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積することから、管の閉塞に至るリスクはない。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行う計画とする。

土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定される全ての事象は、設計（耐久性・耐震性の確保）並びに保守管理により対処し機能維持することが可能である。

添付 2-1 表 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い
・経年劣化や地震により損壊し、断面形状を保持できなくなる。	・耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。
・ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入、その他想定以上の雨水流入によりドレーンの集水能力が不足する。	・ドレーン・接続桿の集水機能の検討にあたっては、ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流入の可能性を考慮、また、湧水量を大きく評価するように透水係数を設定したうえで流入量を確認し、必要に応じて設計に反映する。（排水機能にも係る事項であり、ポンプ、配管設計にも反映する）
・土砂流入により閉塞又は通水断面が減少し、集・排水機能を喪失する。	・堆砂実績を踏まえ、十分な余裕を有する断面を有する管径を設定するとともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。 - 有孔部（ヒューム管 ϕ 25mm, 塩ビ管 ϕ 7mm）から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢 ^{*1*2} に進行することから、十分な余裕を有する断面を持つことで機能喪失には至らない。 - また、設置状況や管径に応じて、既設ドレーンにアクセスすることを目的とした保守管理用立坑を設置することにより保守管理性の向上を図る。
・地盤改良工事等による目詰まり等により集・排水機能を喪失する。	・施工時の規制を行う。（施工方法の検討）

※1: 有孔ヒューム管・有孔塩ビ管は、岩盤を掘り下げて設置しており、透水層が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給が非常に少ない。

※2: 有孔ヒューム管の至近の目視確認結果では、設置後20年以上が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂はシルト相当。（添付資料1）

2. ドレン・接続枠の機能喪失事象への信頼性確保の考え方

前頁に示すドレン・接続枠の機能喪失事象の整理より保守管理性の重要性が抽出されたことから、ドレンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレンの保守管理方針を添付 2-2 表に示す。

保守管理方針の検討においてはドレンの構造・形状等から下記 I～III にドレン範囲を区分し、点検内容と異常時の対応を整理した。

また、この対応を確実に実施するために、既設の接続枠又はドレンに接続された保守管理用の立坑を新たに構築する等、保守管理性の向上策も併せて検討する。保守管理用立坑のイメージを添付 2-1 図に示す。

なお、既設の 2 号炉原子炉建屋及び 3 号炉海水熱交換器建屋基礎版下部にあるような径が $\phi 100 \text{ mm}$ の有孔塩ビ管の保守管理にあたっては、添付 2-2 表の通りカメラ等で状況の確認ができ機能喪失時の対応も可能と考えられるものの、機能喪失時の検知及び修復に不確実性があるものと考えられることから、耐震性及び耐久性を有していたとしても保守管理に期待せずドレンの機能喪失を前提とした設計（管路ではなく透水層）とする方針とする。

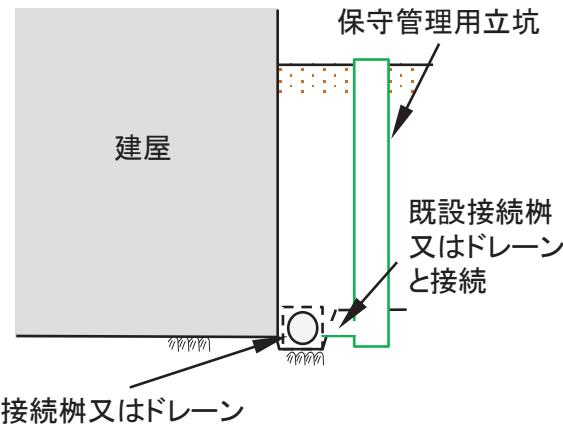
添付 2-2 表 ドレンの保守管理方針

区分	構成部位(例)		ドレンの点検内容		異常時の対応
	有孔ヒューム管・接続枠	有孔塩ビ管	手段	点検対象と確認内容	
I 全域立入可能	$\phi 800\text{mm}$ (全範囲), $\phi 1,050\text{mm}$ (全範囲)	—	• 目視	• 損傷等の有無、土砂堆積状況等から、通水断面が保持されていることを確認する。	• 詳細調査を行い、必要な対策を実施する。
II カメラ等により部分的に確認可能	$\phi 500\text{mm}$ (流末部)	$\phi 100\text{mm}$ (2号炉R/B直下 3号炉Hx/B直下)	• カメラ等	• 損傷等の有無、土砂堆積状況等から、通水断面が保持されていることを確認する。	
III 流末部 ^{※1} の断面の確認及びトレーサー試験等により確認可能	$\phi 500\text{mm}$ (流末部以外)	—	• 流末部の断面を II により確認 ^{※2} • トレーサー試験等	• II より通水断面が保持されていることを確認する。 • トレーサー試験等により通水経路の連続性が保持されていることを確認する。	• II の範囲と同様の状態にあるものと考え、詳細調査を行い、必要な対策を実施する。

※1: 流末部とは、同径の管の最下流部を表す。(有孔ヒューム管($\phi 500\text{mm}$)は立入りできないが、最下流部の接続枠を介して $\phi 800\text{mm} \cdot \phi 1,050\text{mm}$ の有孔ヒューム管と会合しているため、最下流部周辺は目視・カメラ等による確認が可能である)

※2: 以下に示す理由から、ドレンは一定の品質が確保され、供用環境も同様と考えられるため、通常時は流末部で外観点検を行うことで異常等の検知が可能である。

- a. 施工方法・仕様の共通性: ドレンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、開削により露出した岩盤上に同様の施工管理基準のもと設置されている。
- b. 建設時記録の信頼性: ドレンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、施工記録等により設置時の情報を確認できる。
- c. 耐久性・耐震性(Ss機能維持)が確保されている。
- d. 安定的な供用環境にある。(岩着構造、外力(土被り)の変動が小さい、地下空間のため紫外線等の劣化要因が少ない、流入する地下水に有害な物質が含まれない等)
- e. 流末部は土被りが最大(作用荷重最大)であり、設計上最も厳しい部位である。

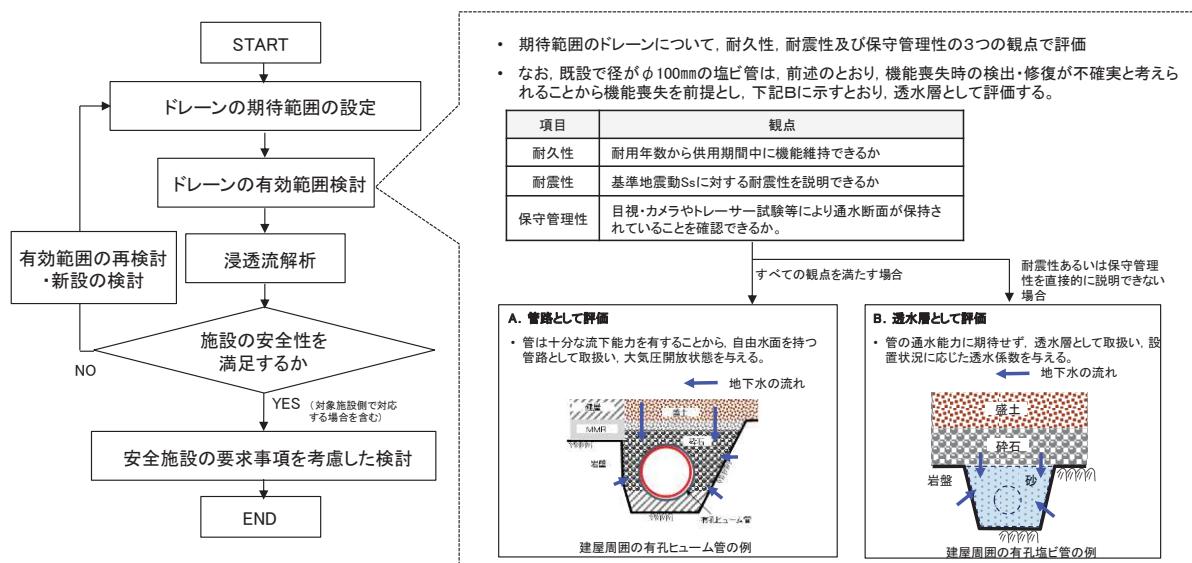


添付 2-1 図 保守管理用立坑のイメージ

3. 集水機能の信頼性の検討

設計用地下水位の算定（浸透流解析）に用いるドレンの有効範囲は、添付 2-2 図に示すフローに従い設定することで信頼性を確保する。有効範囲設定の考え方は以下の通りである。

- 施設の配置等を勘案し、既設ドレンの期待範囲を設定する。前頁のドレンの機能喪失要因と対応の整理から抽出された耐久性、耐震性及び保守管理性の 3 つの観点から、すべてを満足するものは管路として、それ以外は透水層（地盤）に分類する。
- 浸透流解析を踏まえ、施設の安全性を確認し、必要な範囲に新設（ドレン又は揚水井戸）を検討する。
- また、安全機能の重要度分類におけるクラス 1 相当の信頼性を確保する観点から、安全施設の要求事項（多重性又は多様性及び独立性等）に配慮した設備構成とする。



添付 2-2 図 集水機能の検討フロー

上記の考え方から、ドレーンの状態に対応したパターンと各観点の評価の見通し、並びに浸透流解析上の取扱いについて整理した。ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱いを添付 2-3 図に示す。

分類	ドレンの状態	該当箇所の例	各観点に対する評価			分類※3	透水層	浸透流解析上の取扱い		
			耐久性	耐震性	保守管理性					
A-1		有孔ヒューム管	○	○	○	A 管路	 A-2: 新設の場合の構造図。	・管の耐久性及び耐震性が確保され、構造を確認できることから、大気圧開放状態とする。		
				<ul style="list-style-type: none"> 有孔ヒューム管は、Se地震時の発生剪断力が許容値(ひび割れモード)を下回ることを確認する。^{※1} 接続部は、発生応力度がコンクリートおよび鉄筋の許容応力度を下回ることを確認する。^{※2} 						
A-2	(新設の場合)		○	○	○	B 透水層	 B-1: 有孔ヒューム管が岩盤中に埋設された状況。B-2: 新設構造の詳細図。	・岩盤や軸体に囲まれた範囲は保持されるが、直接的な構造確認できないため、透水層として考慮し、この状況に応じた透水係数を設定する。 (透水係数は管内空室相当の空隙が残ることを考慮し設定)		
				<ul style="list-style-type: none"> (O) 						
B-1		有孔ヒューム管	○	<ul style="list-style-type: none"> (O) 	<ul style="list-style-type: none"> (一) 	C 周辺の地盤	 C-1: 周辺地盤の構成図。C-2: 非考慮構造の断面図。	・管の設置空間が地盤で担保され、供用環境が今後も変わらないことから、設置時の状態が維持される。 ただし、直接的な確認はできない。		
B-2		有孔ヒューム管	○	<ul style="list-style-type: none"> (△) 	<ul style="list-style-type: none"> (一) 			・建設以降、工事箇所から機械に影響を与えない岩盤地盤が良好な状態で維持されることが想定される。(工事規制により環境維持) なお、構造は流束部の目視確認から確認できる。		
C-1	 2・3号炉排気筒基礎 強土 有孔ヒューム管 2号炉原子炉建屋 排気筒基礎	有孔ヒューム管(2・3号炉排気筒周辺)	○	X	X	C-1	 C-1: 周辺地盤の構成図。	・ドレンとして期待せず、周辺の地盤相当として扱う。		
C-2	(期待しない)	有孔ヒューム管(3号炉T/B直下)	—	—	—	C-2	非考慮			

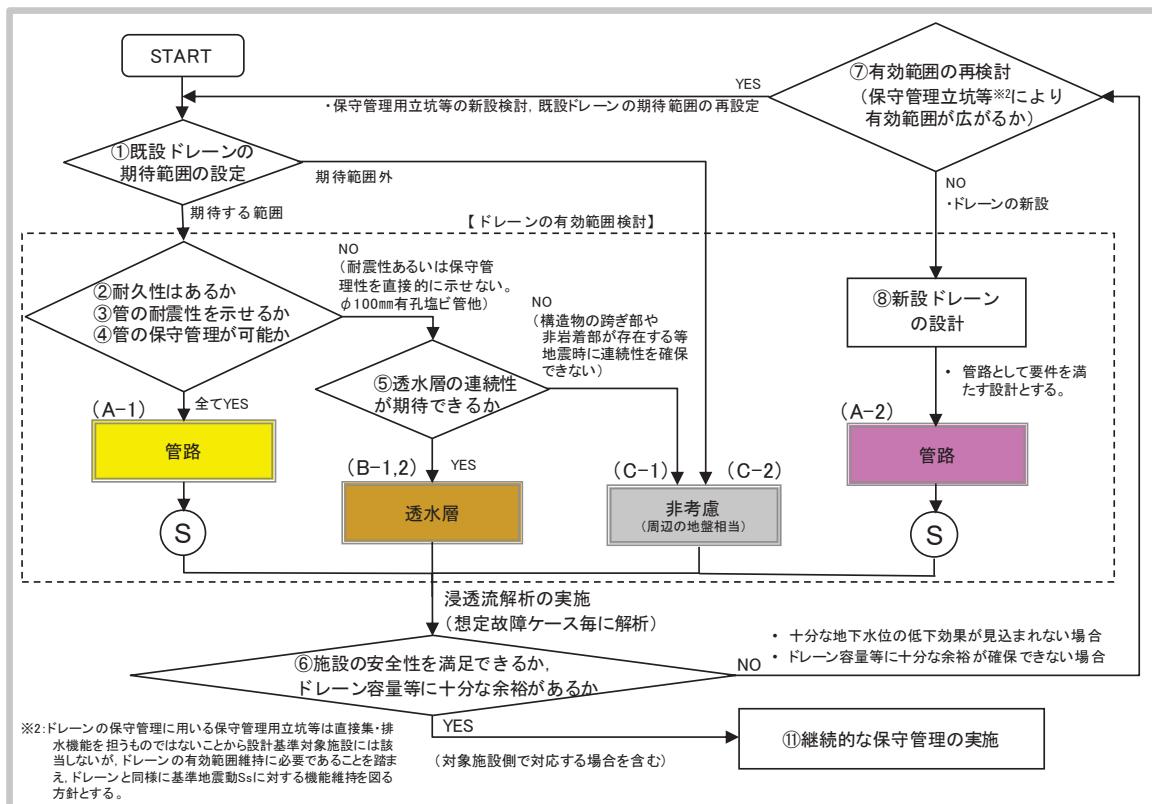
添付 2-3 図 ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱い

設計用地下水位の設定においては、既設ドレンの期待範囲を検討の上、安全施設の要求事項について検討する。この期待範囲は集水経路としての役割を有する接続桿・揚水井戸についても同様の考え方で信頼性を確認する。

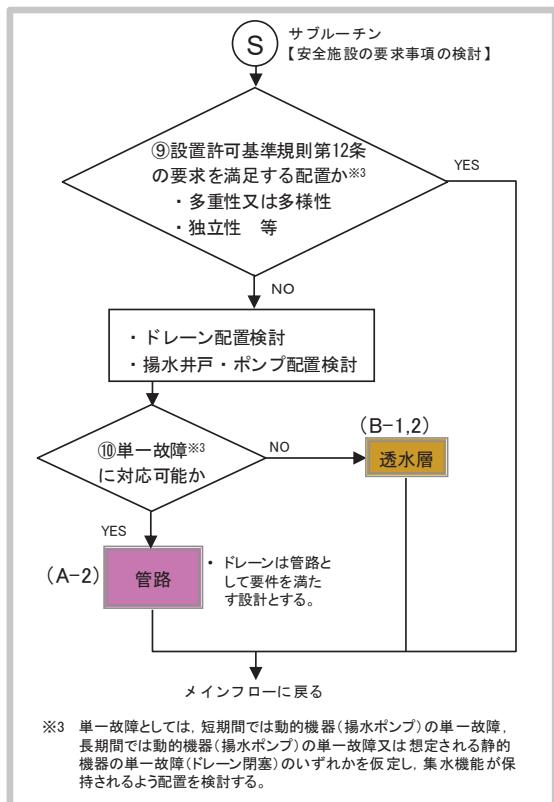
安全施設の要求事項についての検討においては、ドレンの設置状況等に応じて、多重性又は多様性及び独立性を確保する揚水ポンプ、揚水井戸の配置を検討する。

これらを踏まえて設定した集水機能の信頼性の詳細検討フローを添付 2-4 図に示す。

【建物・構築物の揚圧力影響低減を満足するドレン範囲の検討】



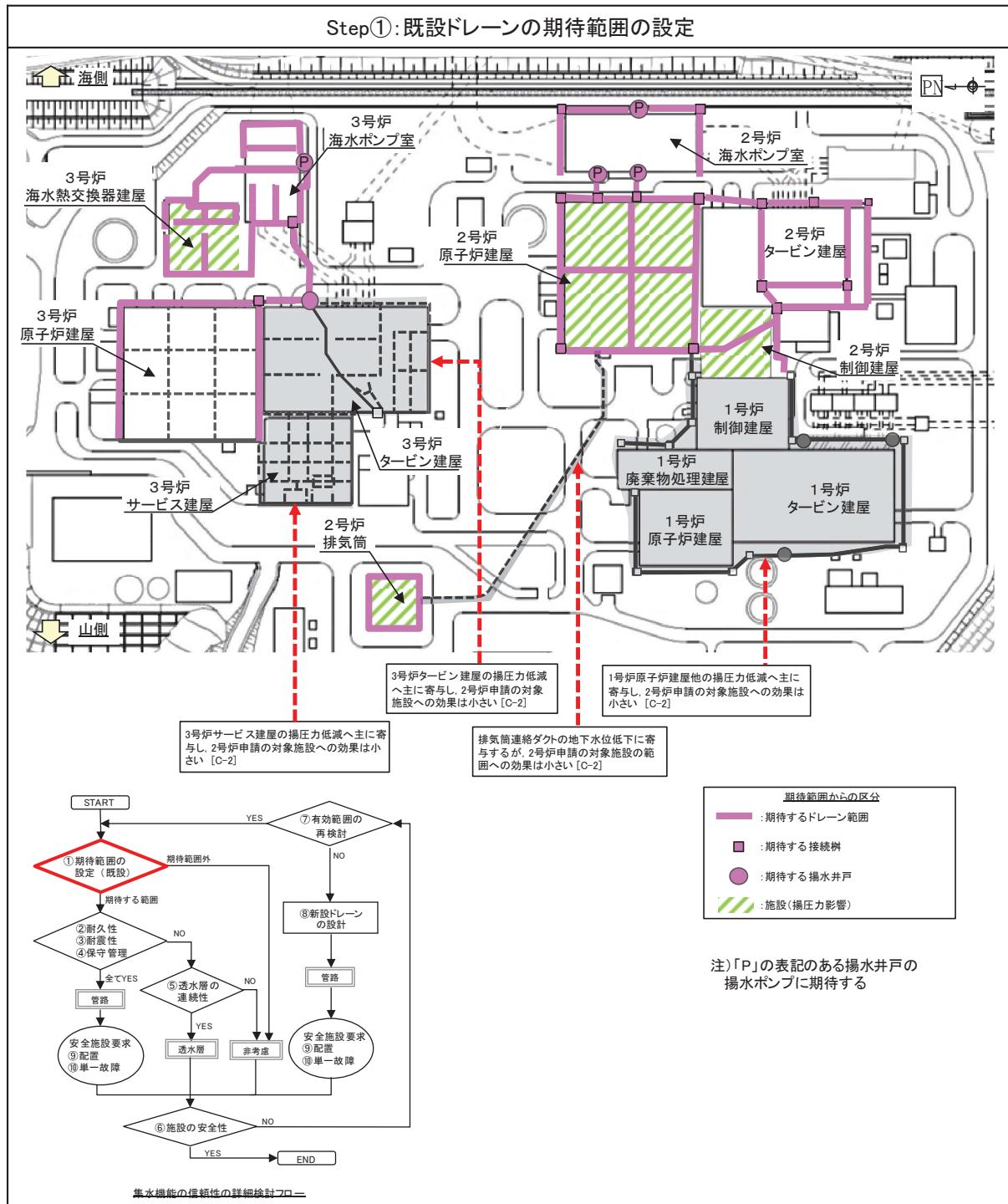
【安全施設の要求事項を考慮した検討】



添付 2-4 図 集水機能の信頼性の詳細検討フロー

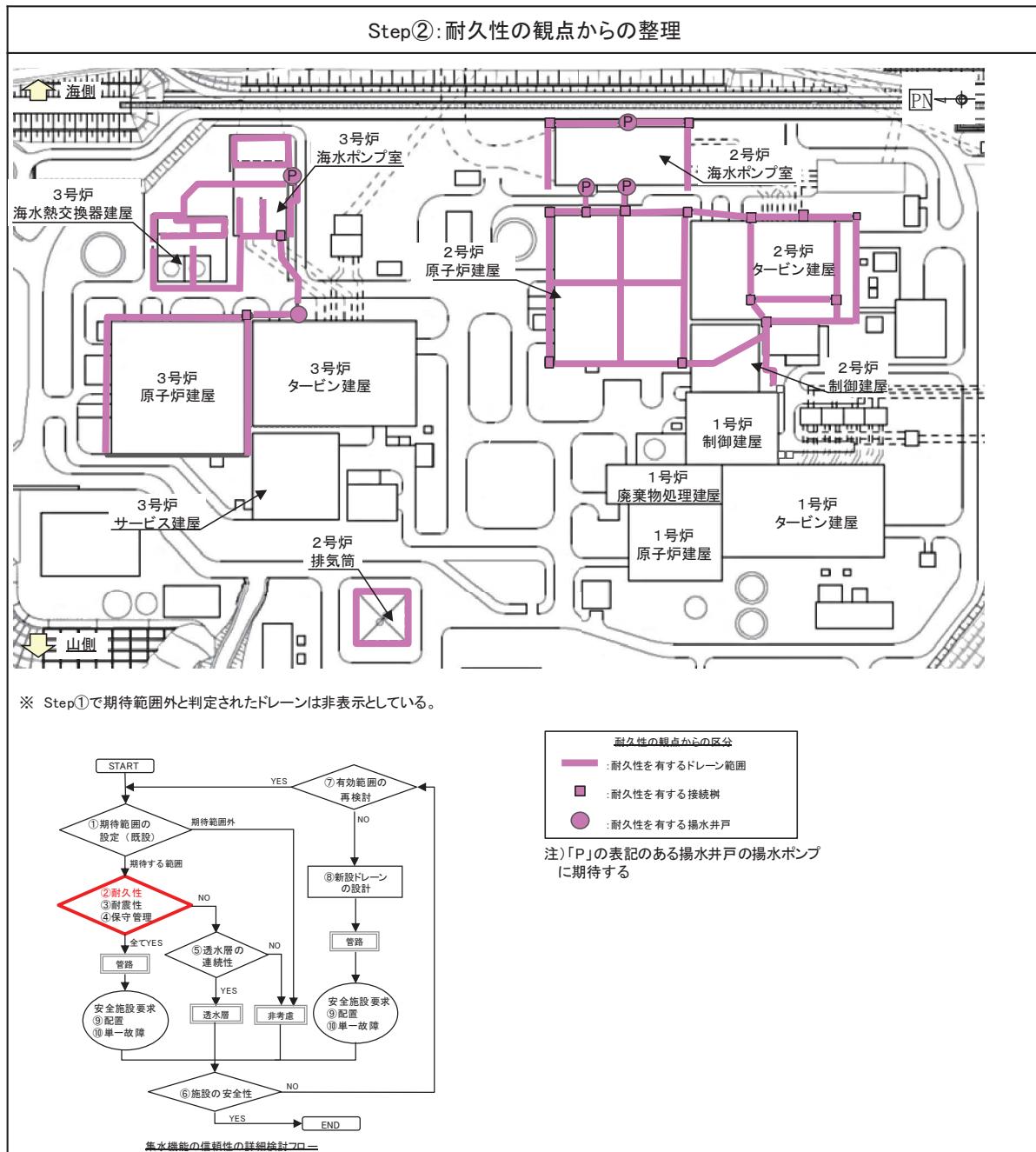
次に、集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく各プロセスの検討内容の例を示す。

まず、「①既設ドレーンの期待範囲の設定」として、2号炉申請時において、施設の揚圧力影響低減への寄与が大きいと考えられる既設ドレーン範囲を抽出した。既設ドレーンの期待範囲を添付 2-5 図に示す。



添付 2-5 図 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step①)

続いて、「②耐久性」の観点からはすべてのドレーン（有孔ヒューム管・有孔塩ビ管）が有効と判断される。耐久性に関する確認結果は添付資料 2 に示す通りである。耐久性の観点からの整理結果を添付 2-6 図に示す。

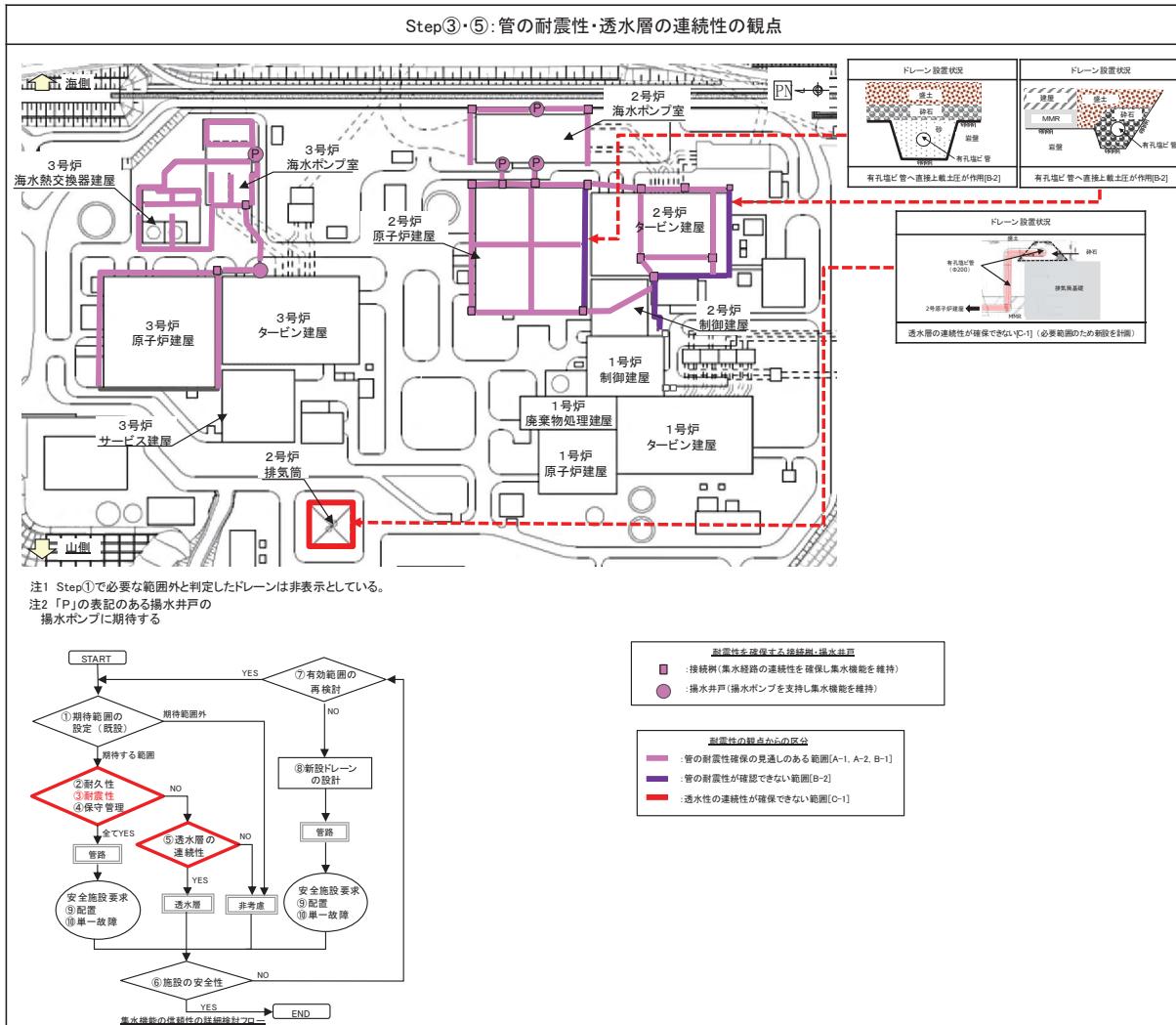


添付 2-6 図 耐久性の観点からの整理結果 (Step②)

「③・⑤耐震性・透水層の連続性」の観点からは、盛土荷重が直接作用する一部の塩ビ管を除き、現状構造で S-s 機能維持を確保できる見通しである。

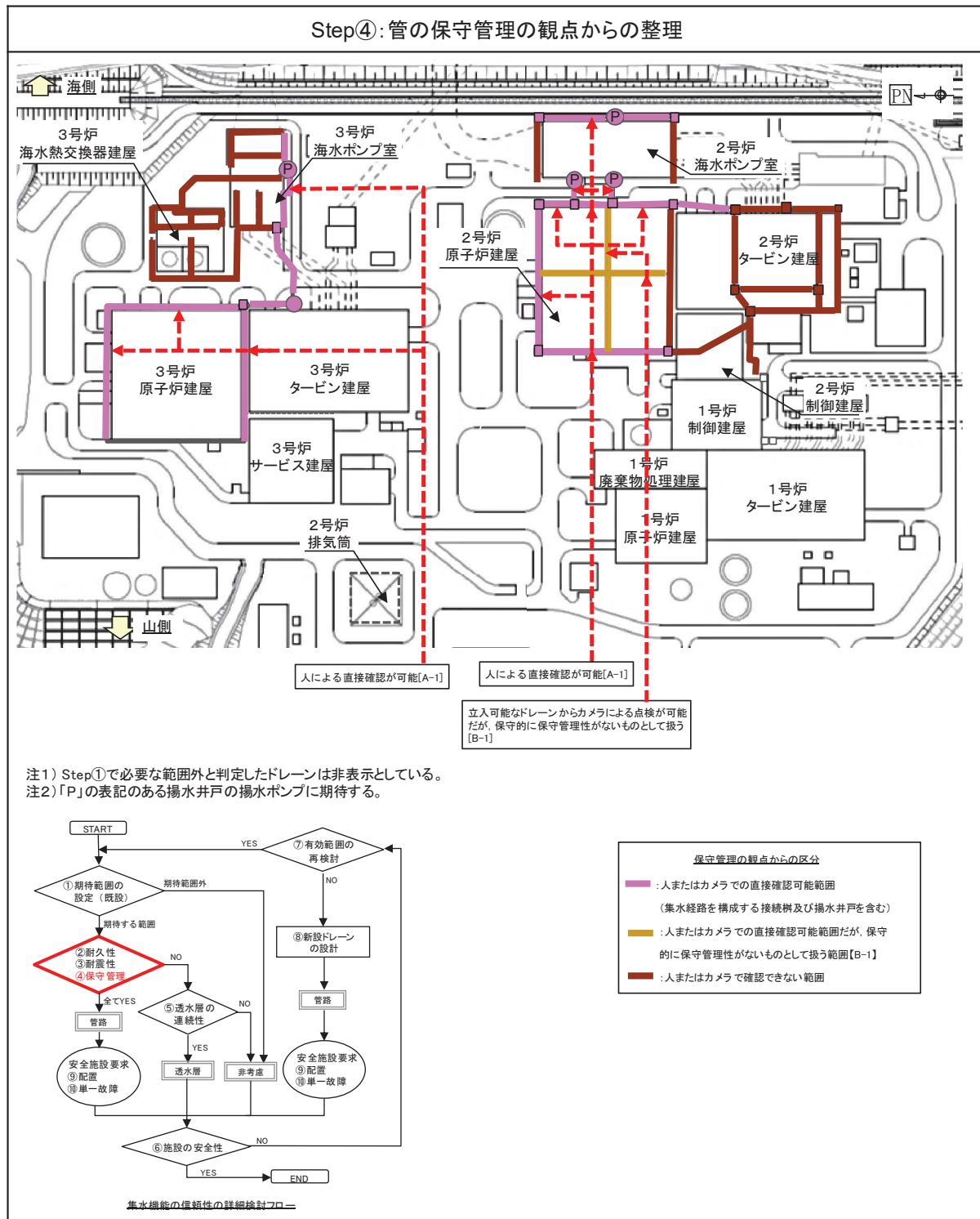
なお、耐震性の確認結果は工事計画認可段階での提示予定とする。

管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果を添付 2-7 図に示す。



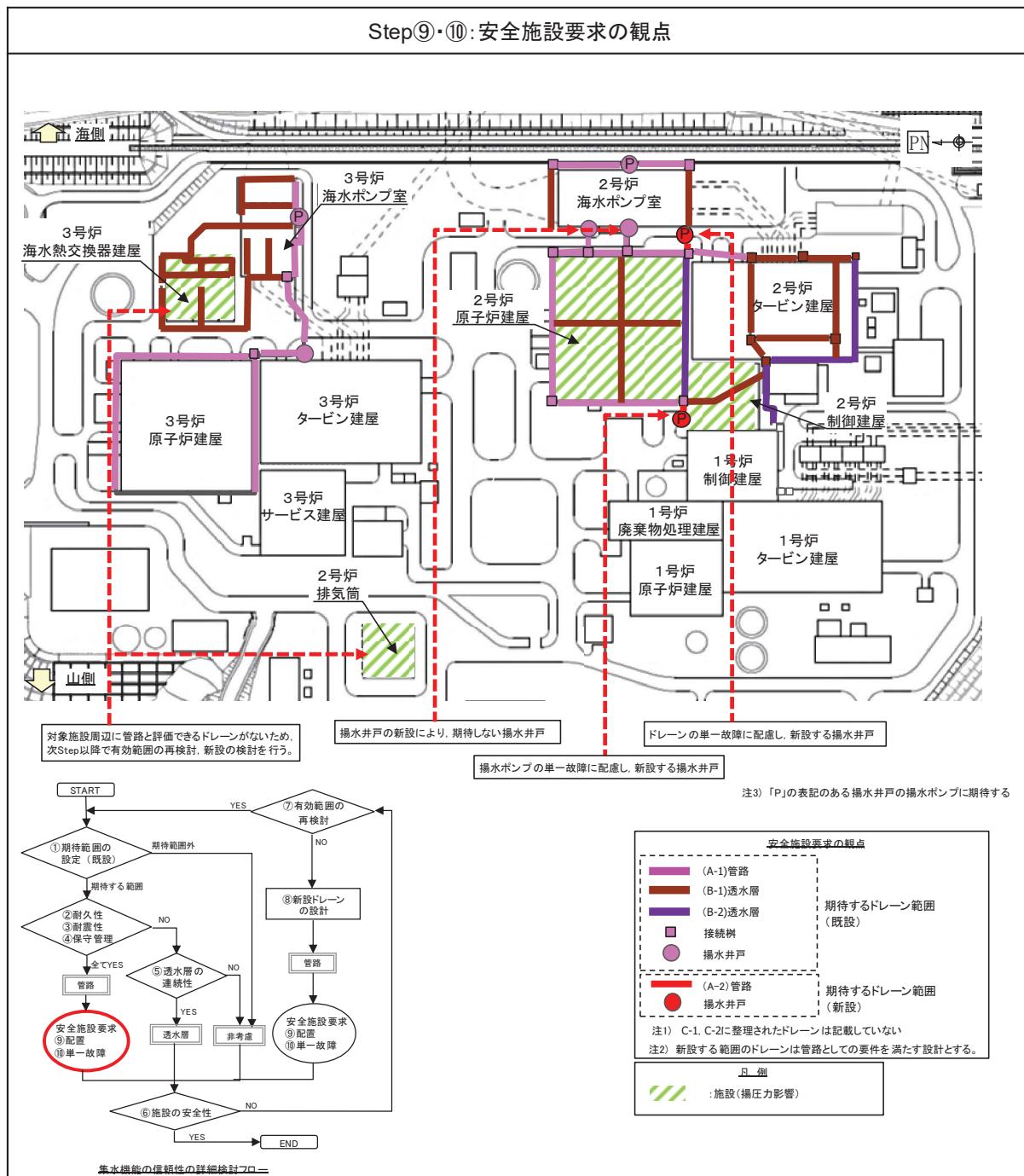
添付 2-7 図 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step③・⑤)

「④管の保守管理」の観点からの有効範囲は添付 2-8 図の通り整理される。



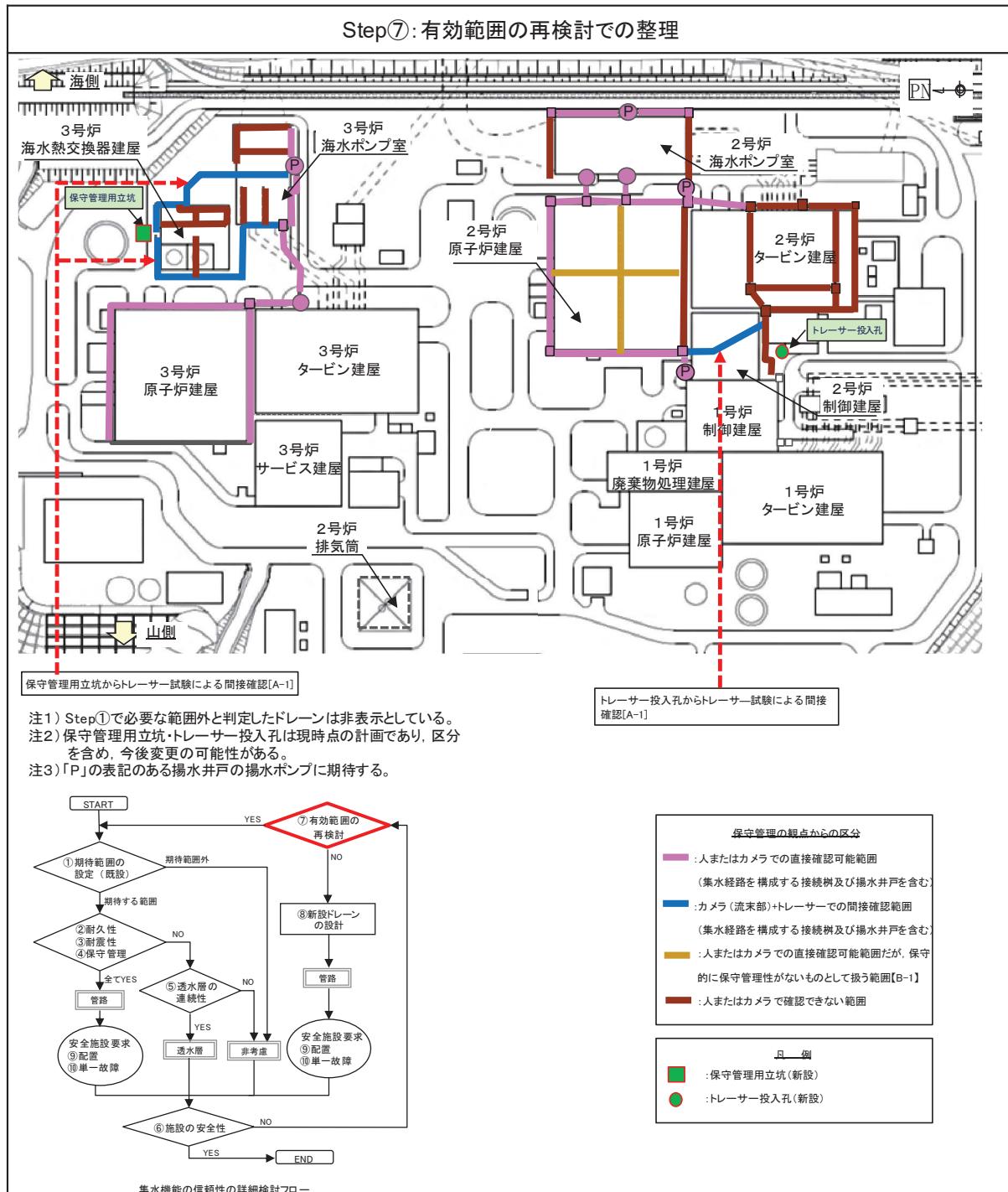
添付 2-8 図 管の保守管理の観点からの整理結果 (Step④)

安全施設要求の観点から、2号炉原子炉建屋において、揚水井戸の新設が必要と整理される。安全施設要求の観点からの整理結果を添付 2-9 図に示す。



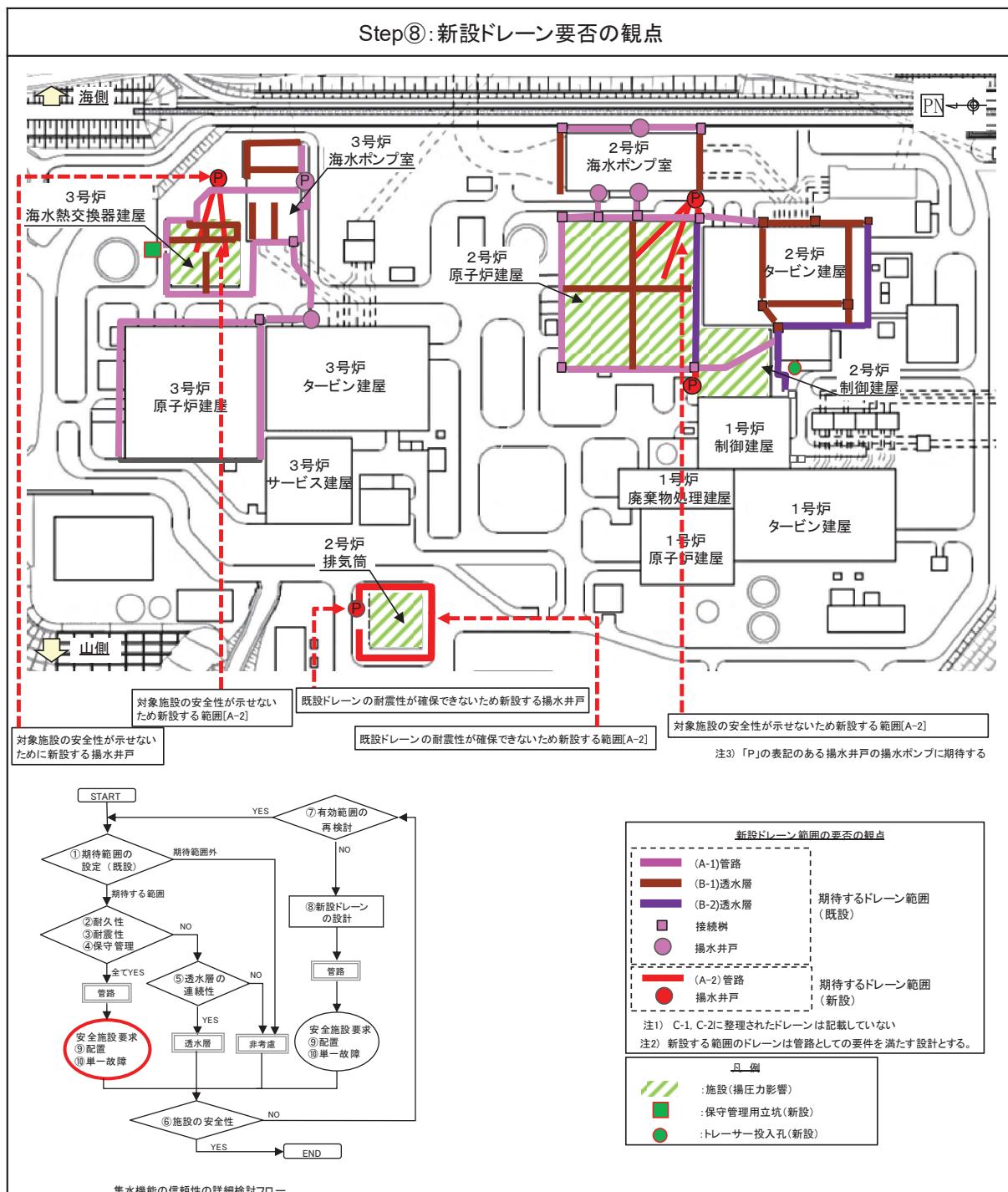
添付 2-9 図 安全施設要求の観点からの整理結果 (Step⑨・⑩)

「⑦ 有効範囲の再検討」において、施設の安全性を満足できない範囲について、保守管理立坑等の追加により保守管理範囲を拡大し、ドレンの有効範囲の再検討を行う。添付 2-10 図に示す有効範囲の再検討での整理結果は、3号炉海水熱交換器建屋及び2号炉制御建屋について、有効範囲の拡大を目的として、保守管理立坑等を追加した例であり、今後の点検実績の反映等により変更の可能性がある。



添付 2-10 図 有効範囲の再検討での整理結果 (Step⑦)

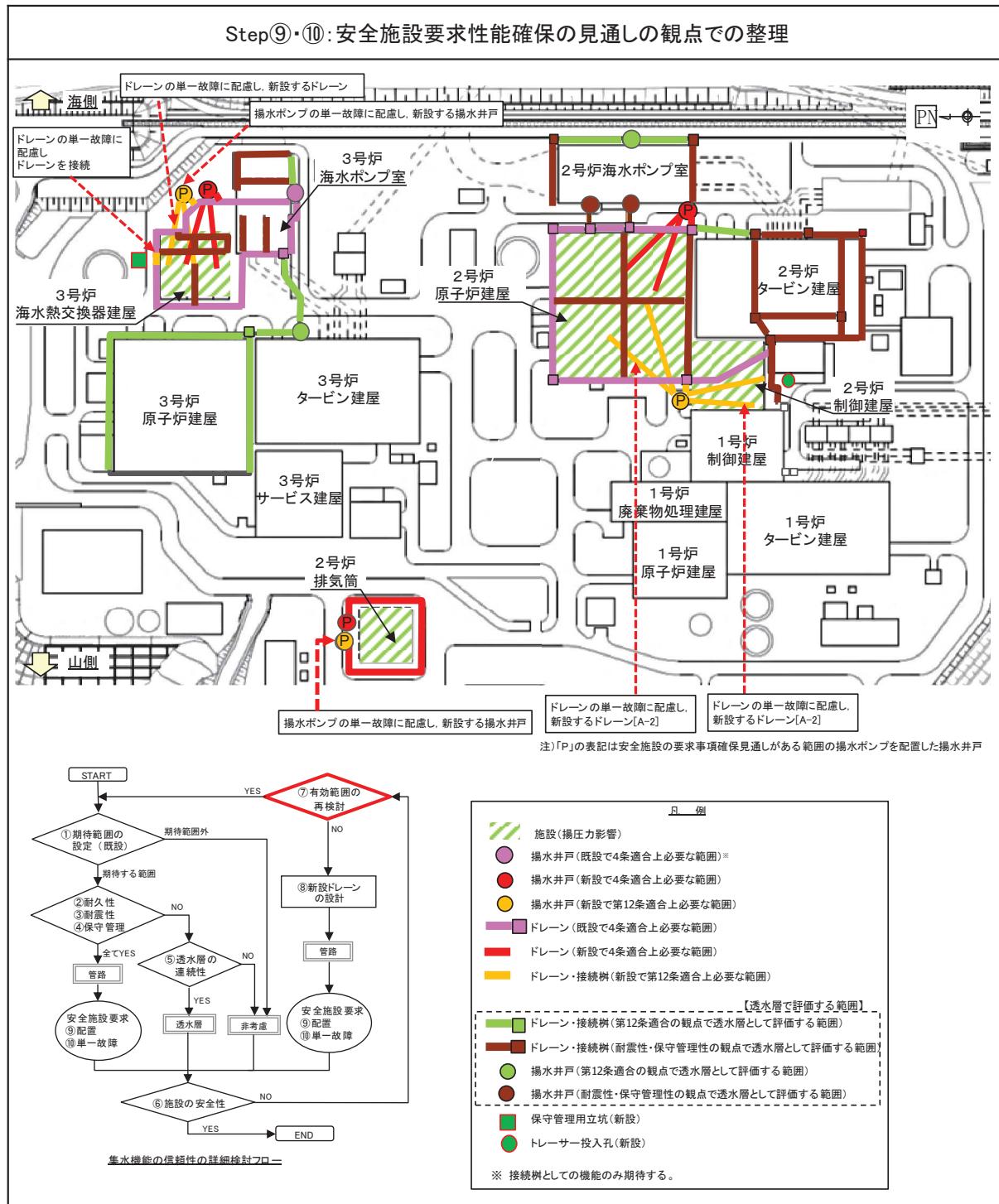
「⑧新設ドレンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレンに期待できない2号炉原子炉建屋や3号炉海水熱交換器建屋において、新設が必要と整理される。新設ドレン要否の観点からの整理結果を添付 2-11 図に示す。



添付 2-11 図 新設ドレン要否の観点からの整理結果 (Step⑧)

添付 2-11 図までで整理したドレン範囲のうち、安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理結果を添付 2-12 図に示す。

安全施設の要求性能の確保にあたっては、「2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」に示す通り短期・長期の単一故障を想定し多重性又は多様性及び独立性を確保するため、揚水ポンプの多重化やドレン・揚水井戸の配置上の配慮が必要となる。

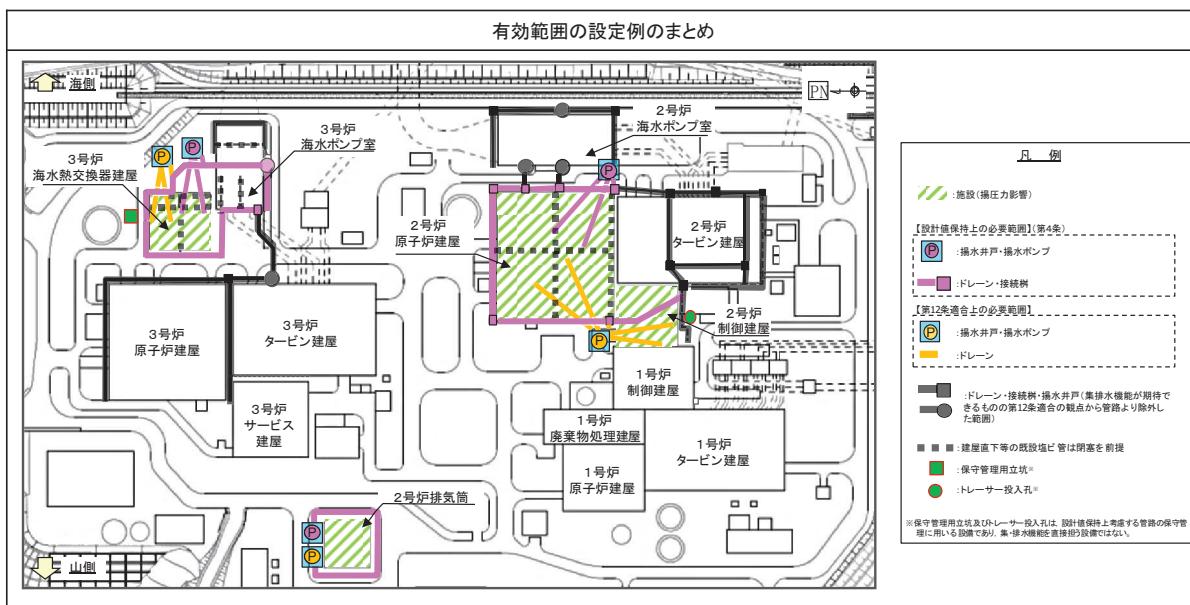


添付 2-12 図 安全施設要求性能確保の見通しの観点での整理 (Step⑨・⑩)

集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定例のまとめを添付2-13図に示す。添付2-13図はこれまでに整理したドレーンの有効範囲の設定例をまとめたものであり、設置許可基準規則第4条及び同第12条の要求を考慮した設備構成例である。

建物・構築物の揚圧力影響（設置許可基準規則第4条）の低減に着目した施設（原子炉建屋、制御建屋、排気筒、3号炉海水熱交換器建屋）に対し、条文適合上必要な集水及び排水機能の範囲は、設計値保持のため必要な範囲（■）と、設置許可基準規則第12条の要求に対応する範囲（□）にて構成される。

なお、ドレーンとしての集水機能が期待できるものの、設置許可基準規則第12条適合の観点から管路より除外した範囲（■）については透水層として取扱う。



添付2-13図 設置許可基準規則第4条及び第12条要求を考慮した地下水位低下設備の構成例

設置変更許可段階及び工事計画認可段階における提示内容

1. 設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方

設置許可基準規則の対応条文のうち、第3条（設計基準対象施設の地盤）、第38条（重大事故等対処施設の地盤）、第4条（地震による損傷の防止）、第39条（重大事故等対処施設／地震による損傷の防止）、第43条（重大事故等対処施設）及び技術的能力審査基準に対して、基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所、並びに工事計画認可段階における審査項目を整理した。

設置許可基準規則第3条は添付3-1表、同第38条は添付3-2表、同第4条は添付3-3表、同第39条は添付3-4表、同第43条は添付3-5表及び添付3-6表、並びに技術的能力審査基準は添付3-7表に、それぞれ基準適合の考え方と設置変更許可申請書への反映箇所、並びに工事計画認可段階における審査項目を示す。

また、設置許可基準規則第3条の規則の解釈を添付3-8表、並びに同第4条の規則の解釈を添付3-9表及び添付3-10表に示す。

添付3-1表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容 第3条（設計基準対象施設の地盤）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	工事計画認可段階における提示内容
		考え方	必要な設備		
第三条 (設計基準対象施設の地盤)	<p>設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地盤力(設計基準対象施設のうち、地盤の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても、当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくともその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>	<p>(添付3-8表、以下主要箇所抜粋) <u>耐震重要施設</u>については、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認する。</u></p>	<p>・なし</p> <p><u>耐震重要施設の基礎地盤</u> ・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載(基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認)</p>	<p>添付書類六 -地盤 -原子炉建屋基礎地盤等の安定性評価 -解析条件／地下水位</p>	(設置変更許可段階で説明)
	<p>2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、<u>変形した場合においてもその安全機能が損なわれない</u>地盤に設けなければならない。</p>	<p>(添付3-8表、以下主要箇所抜粋) <u>「変形」とは、</u>地震発生に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の傾斜及び沈み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び搖り込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。</p>	<p><u>耐震重要施設の周辺地盤</u> ・建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認する。また、安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。 ・地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を地表面等に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認する。また、安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。</p>	<p>添付書類六 -地盤 -原子炉建屋基礎地盤等の安定性評価 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p>	<p>・詳細評価結果(第四条の審査において確認)</p>
	<p>3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>	(添付3-8表)	(地下水位設定とは関連しない)	—	—

添付3-2表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容 第38条（重大事故等対処施設の地盤）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	工事計画認可段階における提示内容
		考え方	必要な設備		
第三十八條（重大事故等対処施設の地盤）	重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。 一 重大事故防止設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故防止設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故防止設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） <u>基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤</u> 二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）第四条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤 三 重大事故緩和設備のうち常設のもの（以下「常設重大事故緩和設備」という。）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	<p>1 第38条の適用に当たっては、本規程別記1に準ずるものとする。 ※別記1:第3条（設計基準対象施設の地盤）</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の震重要度分類のSクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p>	<p>・ 常設重大事故等対処施設の基礎地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎地盤の安定性評価の条件として地下水位の設定方法を記載（基準適合はこの条件を用いた安定性評価により確認） 	<p>・ なし</p> <p>添付書類六 -地盤 -原子炉建屋基礎地盤等の安定性評価 -解析条件／地下水位</p>	
	2 重大事故等対処施設（前項第二号の重大事故等対処施設を除く。次項及び次条第二項において同じ。）は、 <u>変形</u> した場合においても重大事故等対処するために必要な機能が損なわれぬおそれがない地盤に設けなければならない。		<p>常設重大事故等対処施設の周辺地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。 ・ 地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を地表面等に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。 	<p>・ 常設の地下水位低下設備</p> <p>添付書類六 -地盤 -原子炉建屋基礎地盤等の安定性評価 -周辺地盤の変状による施設への影響評価</p>	<p>・ 詳細評価結果（第三十九条の審査において確認）</p>
	3 重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。		(地下水位設定とは関連しない)	—	—

添付3-3表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容 第4条（地震による損傷の防止）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	工事計画認可段階における提示内容
		考え方	必要な設備		
第四条 (地震による損傷の防止)	設計基準対象施設は、地盤力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。	<p>(添付3-9表、添付3-10表、以下主要箇所抜粋)</p> <p><u>1 第4条第1項に規定する「地盤力に十分に耐える」とは、ある地盤力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされるところをいう。</u></p>	<p>設計基準対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を設定の上、地盤力に十分耐えられる設計とする。 また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を地表面等に設定の上、地盤力に十分耐えられる設計とする。 	常設の地下水位低下設備	<p>添付書類八</p> <ul style="list-style-type: none"> -安全設計 -耐震設計 -基本方針 -耐震重要度分類 <p>-その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>-地下水位低下設備</p>
	2 前項の地盤力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	<p><u>設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</u></p>	耐震重要施設		
	3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震に上る加速度によって作用する地盤力(以下「基準地盤動に上る地盤力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	<p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準地盤動に上る地盤力に対してその安全機能が保持できること。 <p>二 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準地盤動に上る地盤力に対してそれぞれの施設及び設備に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)が保持できること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認する。また、安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。(第三条第二項を併せて確認) 地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を地表面等に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認する。また、安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。(第三条第二項を併せて確認) 		
	4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。		— (対象斜面なし)	—	—

**添付3-4表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容**

第39条（重大事故等対処施設／地震による損傷の防止）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	工事計画認可段階における提示内容
		考え方	必要な設備		
第三十九条 (重大事故等対処施設／地震による損傷の防止)	<p>重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 <u>常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがないものであること</u></p> <p>二 <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること</u></p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 特定重大事故等対処施設 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p>	<p><u>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</u></p> <p>※別記2: 第4条（地震による損傷の防止）</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>3 第1項第4号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項第1号の耐震重要度分類のSクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p>	<p>重大事故等対処施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。(第三十八条第二項を併せて確認) 地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を地表面等に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。(第三十八条第二項を併せて確認) <p>地下水位低下設備*</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震に対し機能を保持する設計とする。 (Cクラス, Ss機能維持) <p>*地震による損傷の防止は、同一の地盤、地震に対する第4条への適合性を示すことにより確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常設の地下水位低下設備* 	<p>添付書類八 -安全設計 -耐震設計 -耐震設計／基本方針</p> <p>-その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>-地下水位低下設備</p>
	2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。		— (対象斜面なし)	—	—

**添付 3-5 表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容**
第 43 条（重大事故等対処施設）（1 / 2）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	工事計画認可段階における提示内容
		考え方	必要な設備		
第四十三条 (重大事故等対処設備)	<p>重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>五 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>1 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能とともにその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>2 第1項第3号の適用に当たっては、第12条第4項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>3 第1項第5号に規定する「他の設備」とは、設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。</p>	<p>（地下水位設定とは関連しない）</p>		
	<p>2 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>三 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能とともにその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>4 第2項第3号及び第3項第7号に規定する「適切な措置を講じたもの」とは、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を考慮したものをいう。</p>	<p>（地下水位設定とは関連しない）</p>		

**添付 3-6 表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容**
第 43 条（重大事故等対処施設）（2 / 2）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申請書への反映箇所	工事計画認可段階における提示内容
		考え方	必要な設備		
第四十 三条 (重大事 故等対 処施設)	<p>3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>二 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう、以下同。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができる、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>三 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>5 第3項第1号について、可搬型重大事故等対処設備の容量は、次によること。</p> <p>(a)可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）にあっては、必要な容量を賄うことができる可搬型重大事故等対処設備を1基あたり2セット以上を持つこと。 これに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを工場等全体で確保すること。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型直流電源設備等であって負荷に直接接続するものにあっては、1負荷当たり1セットに、工場等全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加入了する容量を持つこと。</p> <p>(c)「必要な容量」とは、当該原子炉において想定する重大事故等において、炉心損傷防止及び格納容器破損防止等のために、有効に必要な機能を果たすことができる容量をいう。</p> <p>6 第3項第3号について、複数の機能で一つの接続口を使用する場合は、それぞれの機能に必要な容量（同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量）を確保することができるよう接続口を設けること。</p> <p>7 第3項第5号について、可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p>	<p style="text-align: center;">(地下水位設定とは関連しない)</p>		
	<p>六 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できること、適切な措置を講じたものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備による重大事故等への対応に必要なアクセスルートについては、重大事故等の状態でも設計上の配慮により通行性を保持する設計とする。 仮に、同時に地下水位低下設備が機能喪失した場合においても、通行性を保持する設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 常設の地下水位低下設備 	<p>添付書類八 -設置許可基準規則への適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルート保持に係る詳細検討結果
		<p style="text-align: center;">(地下水位設定とは関連しない)</p>			

添付 3-7 表 技術的能力審査基準に対する基準適合の考え方と
工事計画認可段階における提示内容

技術的能力審査基準	技術的能力審査基準 の解釈	基準適合の考え方		設置変更許可申 請書 への反映箇所	工事計画 認可段階 における 提示内容
		考え方	必要な設備		
1. 重大事故等対策における要求事項	(2) 復旧作業に係る要求事項 ①予備品等の確保 発電用原子炉設置者において、重要安全施設(設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいふ。)の取替え可能な機器及び部品等について、適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。	「適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等」とは、気象条件等を考慮した機材、ガレキ撤去等のための重機及び夜間対応を想定した照明機器等を含むこと。	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。 	資機材 ・可搬型設備 ・予備品	添付書類十 -重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力
	②保管場所 発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けにくい場所に、位置的分散などを考慮して保管する方針であること。	—	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない場所に保管する。 	—	
	③アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。	—	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備の機能喪失により生じる液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響については、評価の上、アクセスルートの通行性が一定期間維持されるよう、地盤改良等の適切な対策を講ずる。 また、地下水位低下設備の機能喪失が長期に及ぶ場合においては、外部支援等により通行性の確保を図る運用とする。 	—	~復旧作業に係る事項
1.0 共通事項					—

注)「技術的能力審査基準」及び「技術的能力審査基準の解釈」欄は、地下水位低下設備及びアクセスルートに関する部分を抜粋

添付3-8表 設置許可基準規則第3条の規則の解釈

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
第三条 (設計 基準対 象施設 の地盤)	<p>1 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても、当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p> <p>2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>
	<p>1 第3条第1項に規定する「設計基準対象施設を十分に支持することができる」とは、設計基準対象施設について、自重及び運動時の荷重等に加え、耐震重要度分類(本規程第4条2の「耐震重要度分類」をいう。以下同じ。)の各クラスに応じて算定する地震力(第3条第1項に規定する「耐震重要施設」(本規程第4条2のSクラスに属する施設をいう。)にあっては、第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」を含む。)が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する設計であることをいう。 なお、耐震重要施設については、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することが含まれる。</p> <p>2 第3条第2項に規定する「変形」とは、地震発生に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び搖り込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。 このうち上記の「地震発生に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み」については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるもののか、局所的なものを含む。これらのうち、上記の「局所的なもの」については、支持地盤の傾斜及び撓みの安全性への影響が大きいおそれがあるため、特に留意が必要である。</p> <p>3 第3条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。 また、同項に規定する「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」とは、耐震重要施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう。 なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等とする。その認定に当たって、後期更新世(約12～13万年前)の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降(約40万年前以降)まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。 また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。</p>

注)「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付 3-9 表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈（1/2）

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
	<p><u>設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。</u></p> <p>別記2のとおりとする。ただし、炉心内の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能については以下のとおりとし、兼用キャスク貯蔵施設については別記4のとおりとする。</p> <p>一 第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動による地震力(本規程別記2第4条第4項第1号に規定する弾性設計用地震動による地震力をいう。)又は静的地震力(同項第2号に規定する静的地震力をいい、Sクラスに属する機器に対し算定されるものに限る。)のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆材の応答が全体的におおむね弾性状態に留まることをいう。</p> <p>二 第5項に規定する「基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがない」とは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないことをいう。(別記2)</p> <p>1 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弹性範囲の設計がなされるこをいう。この場合、上記の「弹性範囲の設計」とは、施設を弹性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弹性限界ではなく、局部的に弹性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弹性範囲に留まり得ることをいう。</p>
第四条 (地震による損傷の防止)	<p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)をいう。<u>設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス(以下「耐震重要度分類」という。)に分類するものとする。</u></p> <p>一 Sクラス(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)(以下略)</p> <p>二 Bクラス(以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p> <p>3 第4条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、耐震重要度分類の各クラスに属する設計基準対象施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクラス(以下略)</p> <p>二 Bクラス(以下略)</p> <p>三 Cクラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力を許容限界とすること。 ・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弹性状態に留まること。 <p>4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。(以下略)</p>

注)「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

添付 3-10 表 設置許可基準規則第4条の規則の解釈 (2/2)

設置許可基準規則	設置許可基準規則の解釈
第四条 (地震による損傷の防止) <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震に上る加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。(以下略)</p> <p>6 第4条第3項に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないことを満たすために、基準地震動に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 耐震重要施設のうち、二以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できること。 <p>・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。</p> <p>・機器・配管系については、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。なお、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持すること。具体的には、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とすること。</p> <p>なお、上記の「運転時の異常な過渡変化時及び事故時に生じるそれぞれの荷重」については、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせて考慮すること。</p> <p>二 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)が保持できること。 <p>・津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能及び浸水防止機能)を保持すること。</p> <p>・浸水防止設備及び津波監視設備は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重等と基準地震動による地震力の組合せに対して、その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)を保持すること。</p> <p>・これらの荷重組合せに関しては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮すること。</p> <p>なお、上記の「終局耐力」とは、構造物に対する荷重を漸次増大した際、構造物の変形又は歪みが著しく増加する状態を構造物の終局状態と考え、この状態に至る限界の最大荷重負荷をいう。</p> <p>また、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。</p> <p>なお、上記の「耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも次に示す事項について、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 ・耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 ・建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 ・建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 <p>7 第4条第3項に規定する「基準地震動による地震力」の算定に当たっては、以下に示す方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定すること。なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について、必要に応じて考慮すること。 ・基準地震動による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、十分な調査に基づく適切な解析条件を設定すること。 ・地震力の算定過程において建物・構築物の設置位置等で評価される入力地震動については、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮すること。また、敷地における観測記録に基づくとともに、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、その妥当性が示されていること。
4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	<p>8 第4条第4項は、耐震重要施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、耐震重要施設に影響を及ぼさないようにすることをいう。</p> <p>また、安定解析に当たっては、次の方針によること。</p> <p>一 安定性の評価対象としては、重要な安全機能を有する設備が内包された建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等に影響を与えるおそれのある斜面とすること。</p> <p>二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。</p> <p>三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。</p>

注) 「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

2. 設置変更許可及び工事計画認可段階における提示内容

地下水位の設定の考え方並びに地下水位低下設備の位置付け等について、各条文へ適合させるための設置変更許可段階及び工事計画認可段階における提示内容を整理した。

① 設置変更許可段階

- ・ 建物・構築物の揚圧力影響低減のため地下水位を一定の範囲に保持する方針とし、地下水位低下設備を設計基準対象施設として位置付ける。また、地下水位低下設備の機能を保持するために、安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の配慮として設置許可基準規則第12条を準用した設計、運用管理、及び保守管理を行う方針を説明する。
- ・ 各施設の耐震評価においては、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により発電用原子炉施設周辺の地下水位が一定の範囲に保持されることを前提として設計用地下水位を適切に設定の上、耐震評価を行い地震発生に伴い当該施設の機能が損なわれないことを確認するとともに、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする方針を説明する。

また、地下水位低下設備に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、耐震評価を行い地震発生に伴い当該施設の機能が損なわれないことを確認するとともに、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする方針を説明する。

② 工事計画認可段階

- ・ 設計基準対象施設と位置付けた地下水位低下設備の基準適合性を説明する。
- ・ 設計用地下水位の算定結果、施設の安全性への影響評価結果及び安全確保のための対策内容を説明する。

上記の考え方を踏まえた設置許可及び工事計画認可段階における提示内容(案)を以下に示す。

(1) 設置変更許可段階における提示内容(案)

【地下水位低下設備】

- ・ 建物・構築物の設置許可基準規則第4条への適合に当たり、揚圧力影響低減のため地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設計基準対象施設として位置付ける。
- ・ 設置許可基準規則第3条、第4条、第5条、第38条、第39条、第40条及び第43条への適合に当たっては、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提と

して適切に設定した設計用地下水位を用いる方針とする。また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定する方針とする。

- ・ 地下水位低下設備は、地下水位を一定範囲に保持する機能を保持するため、安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の設計、運用管理及び保守管理上の配慮を行う方針とする。

【各施設等】

- ・ 各施設の耐震評価においては、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により発電用原子炉施設周辺の地下水位が一定の範囲に保持されることを前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、耐震評価を行い地震発生に伴い当該施設の機能が損なわれないことを確認する。また、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。
- ・ 地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定する場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、耐震評価を行い地震発生に伴い当該施設の機能が損なわれないことを確認する。また、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。
- ・ アクセスルート確保の考え方と地下水位低下設備における配慮事項

(2) 工事計画認可段階における提示内容（案）

【地下水位低下設備】

- ・ 建物・構築物の技術基準規則^{*1}第5条^{*2}への適合に当たり、設置許可段階で示す基本方針に基づき、揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備の基準適合性を示す耐震計算書^{*3}を添付する（地下水位の設定方法を含む）。
- ・ 施設の技術基準規則第4条、第5条^{*2}、第6条、第49条、第50条^{*2}、第51条及び54条への適合に当たっては、設置許可段階で示す基本方針に基づき、地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、適切に設定した設計用地下水位、また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ適切に設定した設計用地下水位を用い、基準適合性を示す耐震計算書^{*3}を添付する。

【各施設等】

- ・ 設計用地下水位の算定結果
- ・ 安全性への影響評価結果及び安全確保のための対策内容
- ・ アクセスルート保持に係る詳細検討結果

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

※2 技術基準規則第4条（地盤）への適合性について、第5条・第50条（耐震）にて確認

※3 揚水井戸・ドレンについては、設置許可基準規則3条に対応した地盤の支持性能に係る確認結果を併せて記載

3. 発電用原子炉設置変更許可申請書への記載方針及び記載案

(1) 発電用原子炉設置変更許可申請書への記載方針

発電用原子炉設置変更許可申請書本文及び添付書類における記載方針を以下に示す。

本文

五. 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

□ 発電用原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

「発電用原子炉施設の機能の保持に当たり、建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置する。施設の設計においては、地下水位低下設備により定められる地下水位或いは施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ、設計用地下水位を適切に設定し、発電用原子炉施設の機能が損なわれないよう設計する」旨を記載する。

添付書類六

3. 地盤

3.2 発電用原子炉設置許可変更許可申請(平成25年12月27日申請)に
係る地盤

3.2.6 地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価

3.2.6.1 原子炉施設設置位置付近の地盤の安定性評価

3.2.6.1. ● 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎 地盤^{*}の安定性評価

(●) 地震力に対する基礎地盤の安定性評価

●. 解析条件

(●) 地下水位

「解析用地下水位は、原子炉建屋においては構造物基礎版中央とし、原子炉建屋以外（周辺地盤を含む）においては地表面に設定する」旨を記載する。

(●) 周辺地盤の変状による施設への影響評価

「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする」旨を記載する。

「地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする」旨を記載する。

※周辺斜面については、耐震重要施設・常設重大事故等対処施設いずれも該当する周辺斜面が存在しないため記載不要。

添付書類八

1. 安全設計

1.3 耐震設計

1.3.2 発電用原子炉設置許可変更許可申請(平成25年12月27日申請)以降の耐震設計

1.3.2.1 設計基準対象施設

(1) 耐震設計の基本方針

「設計基準対象施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、地震力に十分耐えられる設計とする」旨を記載する。

また、「地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、地震力に十分耐えられる設計とする」旨を記載する。

(2) 耐震重要施設

「耐震重要施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認する。また、安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする」旨を記載する。

「地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認する。また、安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする」旨を記載する。

(3) 耐震重要度分類

クラス分類表に地下水位低下設備を記載（Cクラス（S_s機能維持する設計））

添付書類八

1.6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」への適合

第三十九条（地震による損傷の防止）

適合のための設計方針

●. 設計方針

「常設重大事故等対処施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする」旨を記載する。

「地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認する。また、機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする」旨を記載する。

第四十三条（重大事故等対処設備）

適合のための設計方針

●. 設計方針

「アクセスルートは、可搬型重大事故等対処設備の運搬経路を確保するため、重大事故等の収束に必要な期間においては、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、アクセスルート直下の地下構造物の地震による浮き上がりにより通行性への影響が及ばない設計とする」旨を記載する。

添付書類八

1.6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」への適合

● その他発電用原子炉の附属施設

● 地下水位低下設備

「地下水位低下設備は、ドレン、揚水井戸及び揚水泵等で構成され、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持し、建物・構築物の揚圧力影響を低減するために設置する」旨を記載する。

「地下水位低下設備は、基準地震動に対して機能維持する設計とし、原子炉施設の安全機能の重要度分類におけるクラス1相当の配慮として、多重性又は多様性及び独立性を確保すること、並びに「電源については、外部電源の喪失に配慮し、非常用電源及び常設代替交流電源からの供給が可能な設計とする。また、地下水位が設計用地下水位を超過することがないよう、補修のための予備品の確保や可搬型設備を用いた機動的な対応により地下水位を低下させる手順等を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する」旨を記載する。

添付書類十

4. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

4.1 重大事故等対策

4.1.5 復旧作業に係る事項

(1) 予備品等の確保

「地下水位低下設備の機能回復を図るため、必要な予備品をあらかじめ確保する」旨を記載する。

「予備品の取替え作業に必要な資機材等として、運搬用の重機、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する」旨を記載する。

(2) 保管場所

「予備品等については、外部事象の影響を受けにくい場所に保管する」旨を記載する。

(3) アクセスルートの確保

「地下水位低下設備の機能喪失により生じる液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響については、評価の上、アクセスルートの通行性が一定期間維持されるよう、地盤改良等の適切な対策を講ずる」、また「地下水位低下設備の機能喪失が長期に及ぶ場合においては、外部支援等により通行性の確保を図る運用とする」旨を記載する。

(2) 発電用原子炉設置変更許可申請書への記載案

発電用原子炉設置変更許可申請書本文及び添付書類における記載案を以下に示す。地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対応（建物・構築物の揚圧力影響低減のために地下水位低下設備を設置、地下水位低下設備により定められる地下水位を前提として設計する等）については、工認時にその詳細を示す。

a. 本文の記載案

五. 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

□ 発電用原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

「発電用原子炉施設の機能の保持に当たり、建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置する。施設の設計においては、地下水位低下設備により定められる地下水位或いは施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ、設計用地下水位を適切に設定し、発電用原子炉施設の機能が損なわれないよう設計する。」

b. 添付書類六の記載案

3. 地盤

3.2 発電用原子炉設置許可変更許可申請(平成25年12月27日申請)に係る地盤

3.2.6 地質・地質構造及び地盤の調査結果の評価

3.2.6.1 原子炉建屋基礎地盤等の安定性評価

3.2.6.1. ● 耐震重要施設の基礎地盤の安定性評価

(●) 地震力に対する基礎地盤の安定性評価

● 解析条件

(●) 地下水位

「解析用地下水位は、原子炉建屋においては構造物基礎版中央とし、原子炉建屋以外（周辺地盤を含む）においては地表面に設定する。」

(●) 周辺地盤の変状による施設への影響評価

「耐震重要施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認するとともに安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。」

また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認するとともに安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。」

3.2.6.1. ● 常設重大事故等対処施設の基礎地盤等の安定性評価

(●) 地震力に対する基礎地盤の安定性評価

● 解析条件

(●) 地下水位

「解析用地下水位は地表面とする。」

(●) 周辺地盤の変状による施設への影響評価

「常設重大事故等対処施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、

液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認するとともに機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。

また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認するとともに機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。」

c. 添付書類八の記載案

1. 安全設計

1.3 耐震設計

1.3.2 発電用原子炉設置許可変更許可申請(平成25年12月27日申請)以降の耐震設計

1.3.2.1 設計基準対象施設

(1) 耐震設計の基本方針

「設計基準対象施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、地震力に十分耐えられる設計とする。」

また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、地震力に十分耐えられる設計とする。」

(2) 耐震重要施設

「耐震重要施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認するとともに安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。」

また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても安全機能が損なわれないことを確認するとともに安全機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。」

(3) 耐震重要度分類

P. 4 条-39 第1.4-1表 耐震重要度分類表 (6/6) 再掲

第1.4-1表 耐震重要度分類表 (6/6)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動 注6)
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を抑制するための施設で耐震Sクラス及びBクラスに属さない施設	・原子炉再循環流量制御装置 ・制御棒駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属しない部分)	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・制御建屋	S _c S _c
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設で耐震S及びBクラスに属しない施設	・試料採取系 ・固化装置より下流の固体廃棄物取扱い設備(貯蔵庫を含む) ・雑固体系 ・新燃料貯蔵設備 ・その他	C C C C C	—	—	・機器・配管等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・サイトバンカ建屋	S _c S _c S _c S _c
	(iii) 放射線安全に關係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・補助ボイラ ・消防系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系(Sクラスの換気空調系以外のもの) ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・海水ポンプ室 ・タービン建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S _c S _c S _c S _c S _c
	・地下水位低下設備	C 注11)	・電気計装設備	C 注11)	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C 注11)	・原子炉建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外コンクリート構造物	S _s S _s S _s	

注11) Cクラスではあるが、基準地震動S_sに対し機能維持することを確認する。

1.6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」への適合

第三十九条（地震による損傷の防止）

適合のための設計方針

● 設計方針

「常設重大事故等対処施設は、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認するとともに機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。」

また、地下水位低下設備の機能に期待しない場合は、施設の配置位置や地盤条件等を踏まえ設計用地下水位を適切に設定の上、液状化等による地盤変状が生じた場合においても機能が損なわれないことを確認するとともに機能に影響が及ぶ場合は適切な対策を講ずる設計とする。」

第四十三条（重大事故等対処設備）

適合のための設計方針

● 設計方針

「アクセスルートは、可搬型重大事故等対処設備の運搬経路を確保するため、重大事故等の収束に必要な期間においては、建物・構築物の揚圧力影響低減のために設置する地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として、アクセスルート直下の地下構造物の地震による浮き上がりにより通行性への影響が及ばない設計とする。」

● その他発電用原子炉の附属施設

● ● 地下水位低下設備

「地下水位低下設備は、ドレーン、揚水井戸及び揚水ポンプ等で構成され、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保持し、建物・構築物の揚圧力影響を低減するために設置する。

また、地下水位低下設備は、基準地震動に対して機能維持する設計とし、原子炉施設の安全機能の重要度分類におけるクラス 1 相当の配慮として、多重性又は多様性及び独立性を確保する。

電源については、外部電源の喪失に配慮し、非常用電源及び常設代替交流電源からの供給が可能な設計とする。また、地下水位が設計用地下水位を超過することができないよう、補修のための予備品の確保や可搬型設備を用いた機動的な対応により地下水位を低下させる手順等を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断した場合にはプラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する。」

d. 添付書類十の記載案

4. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

4.1 重大事故等対策

4.1.5 復旧作業に係る事項

(1) 予備品等の確保

「地下水位低下設備の機能回復を図るため、必要な予備品をあらかじめ確保する。

予備品の取替え作業に必要な資機材等として、運搬用の重機、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。」

(2) 保管場所

「予備品等については、外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。

(3) アクセスルートの確保

「地下水位低下設備の機能喪失により生じる液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響については、評価の上、アクセスルートの通行性が一定期間維持されるよう、地盤改良等の適切な対策を講ずる。

また、地下水位低下設備の機能喪失が長期に及ぶ場合においては、外部支援等により通行性の確保を図る運用とする。」

4. 設計用地下水位に関する各審査段階の提示内容

設計用地下水位の設定に係る各審査段階における提示内容を添付3-11表に、設計の各審査段階における提示内容を添付3-12表に、及び運用管理・保守管理の各審査段階における提示内容を添付3-13表に示す。

添付3-11表 各審査段階における提示内容（設計用地下水位の設定関連）

分類	細目	提示内容	
		設置変更許可段階	工事計画認可段階以降 ※は工事計画認可後のプロセスを示す
設計用地下水位の設定	水位評価用モデル作成、再現解析による検証	<ul style="list-style-type: none"> 保守性を確保する方針(地盤の透水性、ドレーンの有効範囲、透水係数) 観測記録との比較により浸透流解析モデル全体の保守性を確認する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 解析モデルの妥当性に係る確認結果
	地下水位が上昇した場合の影響確認	<ul style="list-style-type: none"> 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等を網羅的に抽出し、抽出した施設等について、地下水位の上昇により生じる影響の時系列的な変化を整理し、この影響を低減するための対象施設毎の対応方針を定めたうえで、対応条文を整理して地下水位低下設備の設置許可基準規則への適合上における位置付けを整理する方針 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位の上昇による生じる影響評価結果
	地下水位低下設備の考慮(信頼性が確保された範囲)	構成部位の設計方針	(添付3-12表にて詳述)
		ドレーンの有効範囲	<ul style="list-style-type: none"> ドレーンの有効範囲は、揚圧力影響低減(設置許可基準規則第4条)の観点から設定することとし、添付資料2に示す集水機能の信頼性の検討フローに基づき、信頼性(耐久性、耐震性、保守管理性)並びに多重性又は多様性及び独立性の観点から設定する方針
	設計用地下水位の設定	<ul style="list-style-type: none"> 建物・構築物の揚圧力影響の低減の観点から地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する方針 再現解析により検証された水位評価用モデルを用いて、信頼性が確保された範囲で地下水位低下設備を考慮する方針 地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設定する設計用地下水位を用いて評価を行い、地震力に対して当該施設の機能が損なわれないことを確認するとともに当該施設の機能が損なわれることにより施設の安全性に影響が及ぶ場合は適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を行う方針 設置許可段階においては、建設時工認での設定値を目安とした設計値にて対象施設の評価を行う方針 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位低下設備の機能を考慮した浸透流解析により得られる地下水位分布及び各施設における設計用地下水位の算定結果 それに基づく耐震評価と、当該施設の機能が損なわれないような対策(地盤改良等の耐震補強)
	観測による検証	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位観測データの観測計画及びその観測結果を用いて設計用地下水位の検証を行う方針 	<ul style="list-style-type: none"> 取得した観測結果に基づく検証結果 <p>※さらに、防潮堤沈下対策後の観測結果に基づく設計用地下水位の検証結果</p>

添付 3-12 表 各審査段階における提示内容(設計関連)

分類	機能・構成部位	提示内容		備考	
		設置変更許可段階	工認計画認可段階		
設計	集水機能	ドレーン・接続樹	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析により地下水の集水機能を維持する設計とする*) 保守的な雨水流入を考慮 閉塞による機能喪失の可能性に対して、ドレーンの配置・形状を考慮した新設ドレーン・揚水井戸の配置等の配慮により機能維持 保守管理性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 集水能力の十分性(保守性を確保した浸透流解析による湧水量評価結果を参照) 	
	支持・閉塞防止機能	揚水井戸	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析により揚水ポンプ及び配管の支持機能並びに閉塞防止機能を維持する設計とする) 可搬型設備による機動的な対応を考慮した構造上の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 	
	排水機能	揚水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析・加振試験により地下水の排水機能を維持する設計とする。また、支持金物は揚水ポンプの支持機能を維持する設計とする) 多重化 保守的な雨水流入を考慮 外部ハザード考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 排水能力の十分性(保守性を確保した浸透流解析による湧水量評価結果を参照) 	支持金物を含む
		配管	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析により揚水ポンプで汲み上げた地下水の排水経路を維持する設計とする) 多重化 保守的な雨水流入を考慮 外部ハザード考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 排水能力の十分性(保守性を確保した浸透流解析による湧水量評価結果を参照) 	支持金物を含む
	監視・制御機能	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析・加振試験により揚水ポンプの制御機能を維持する設計とする) 多重化 制御、監視の系統の多重化 外部ハザード考慮 内部事象に起因する共通要因故障に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 	
		水位計	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> Ss機能維持(解析・加振試験により揚水井戸内に継続的に流入する地下水位監視機能、揚水ポンプの起動停止の制御機能を維持する設計とする。また、支持金物は水位計の支持機能を維持する設計とする。) 多重化 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る詳細評価結果 詳細評価を踏まえた構造概要 	
	電源機能	電源	<ul style="list-style-type: none"> 信頼性確保の方針 <ul style="list-style-type: none"> 多重化 非常用電源(非常用DG)に接続 非常用DG喪失時の配慮(常設代替交流電源に接続) 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細評価を踏まえた構造概要 	

※ 許容限界

- 有孔ヒューム管は、Ss地震時の発生断面力が許容値(ひび割れモーメント)を下回ることを確認する(下水道施設の耐震対策指針と解説-2014年版-による)。
- 接続樹は、発生応力度がコンクリートおよび鉄筋の許容応力度を下回ることを確認する(コンクリート標準示方書「構造性能照査編」(2002)による)。
- 岩盤と躯体に囲まれた範囲に設置されることから、Ss地震時に管の設置空間が保持されること(岩盤がせん断破壊しないこと)を確認する。

添付 3-13 表 各審査段階における提示内容(運用管理・保守管理関連)

分類	細目	提示内容		
		設置変更許可段階	工認段階	工認可後 (使用前検査・保安検査)
運用 管理 ・ 保守 管理	運用管理	<ul style="list-style-type: none"> 運転上の制限等を定める方針 (LCO, 要求される措置, AOT, サーベラヌ) 必要な手順を整備する方針 	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安規定において運転上の制限等を設定 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類に運用に係る体制, 確認事項・対応等を整備し, これに基づく管理の実施
	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全対象として管理する方針 可搬型ポンプ及び予備品を確保する方針 	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類に保守管理办法を定め, 予防保全対象として管理

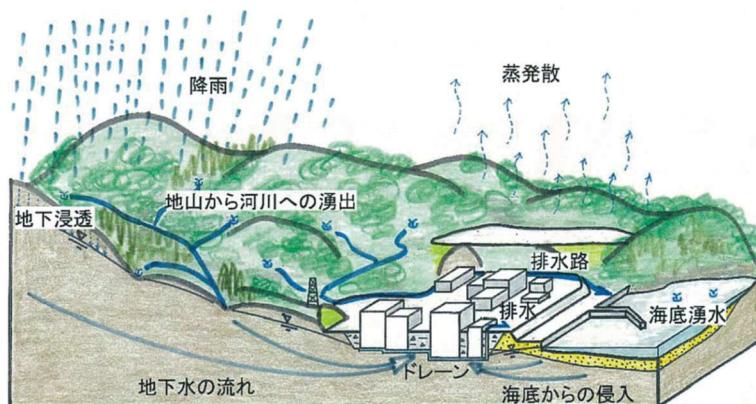
敷地の水文環境

敷地は、北東側が海に面し、その他は山地に囲まれている。山地の尾根は北東－南西～北北東－南南西方向に延び、それらの尾根に沿って小規模な沢が発達し、沢沿いには小規模な低地が分布している。敷地の一部は、この小規模な低地となっている。

山側に降った雨は、蒸発散分を除き、表面水として敷地へ流入するものと盛土や岩盤内に浸透し地下水として敷地に流入するものに分かれる。

表面水は排水路を通じて海へ排水される。また、地下水は主要建屋周辺に設置した地下水位低下設備により集水後、排水路へ排水される。

敷地の水文環境のイメージを補足 1-1 図に、発電所周辺の小河川や尾根筋の状況を補足 1-2 図に示す。また、主な地表水の流れを補足 1-3 図に示す。



補足 1-1 図 敷地の水文環境のイメージ



補足 1-2 図 発電所周辺の小河川・尾根筋等の分布状況



発電所周辺の空中写真(2011年撮影)
(CTO20117 C28 23) 出典:国土地理院

→ 主な地表水の流れ

補足 1-3 図 発電所周辺の主な地表水の流れ

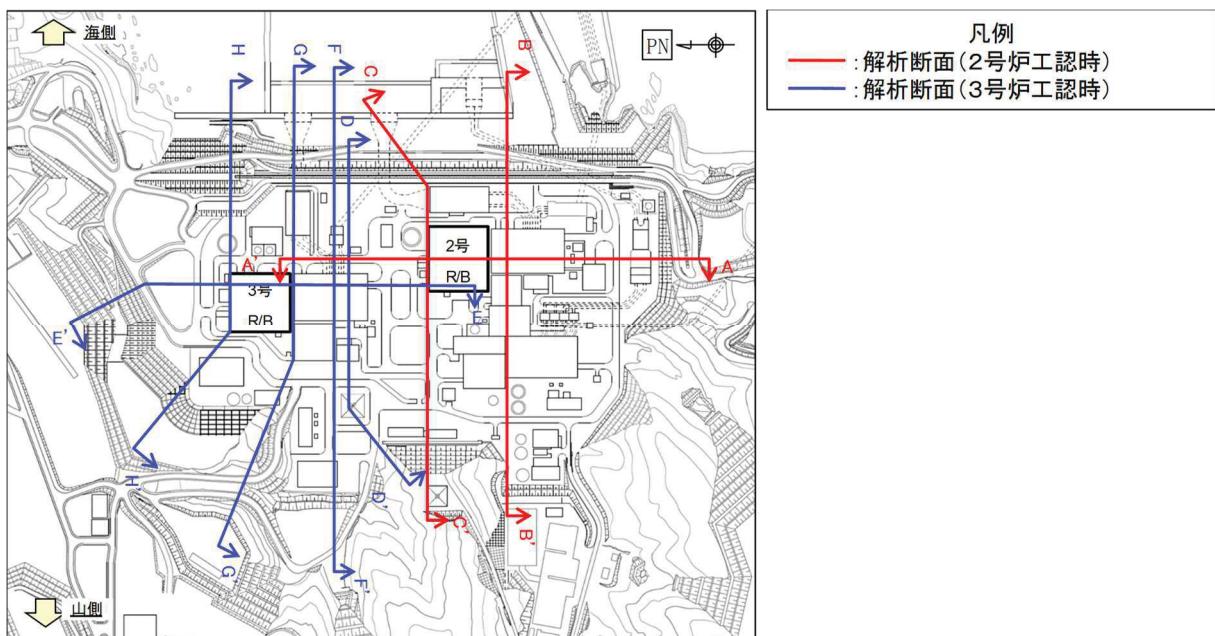
建設時工認段階の浸透流解析結果

1. 解析の目的

2号炉及び3号炉工認時において、以下の内容を把握するため、浸透流解析を実施している。

- ① 地下水位低下設備の設計に使用する湧水量
- ② 建屋の設計に使用する揚圧力
- ③ 地下水位状況

地下水は海山方向の流れが支配的であることから、海山方向（補足 2-1 図の上下方向）の断面を主とした有限要素法による二次元定常解析としている。



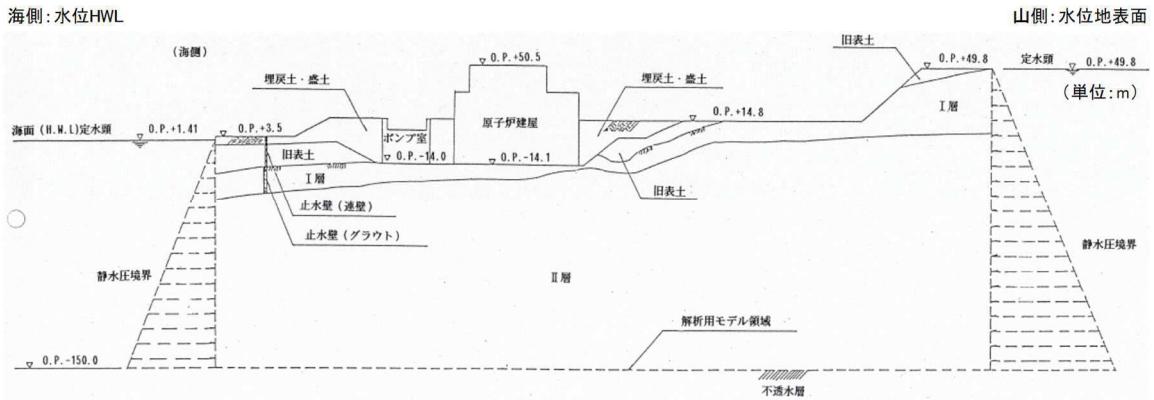
補足 2-1 図 浸透流解析断面位置*

* 2号炉及び3号炉工認時の浸透流解析断面は、当時の地形にてモデル化しており、現地形とは異なる。

2. 解析条件

(1) 境界条件

2号炉及び3号炉工認時（定常浸透流解析）の海側境界は H.W.L.、山側境界は地表面に水位を固定し、モデル下端は不透水境界として扱い、側方境界には静水圧を作用させている。なお、海側には建屋との間に地中連続壁が設置されており海水の流入を遮断する効果があるが、保守的に考慮しない。

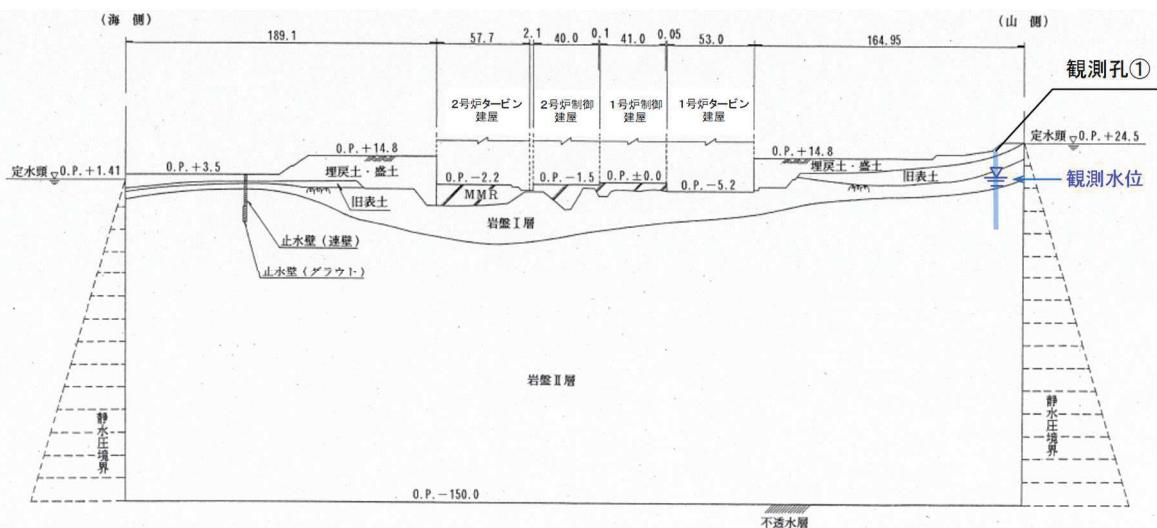


注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定（朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの）とは異なる。

補足 2-2 図 浸透流解析断面図 (C-C' 断面)

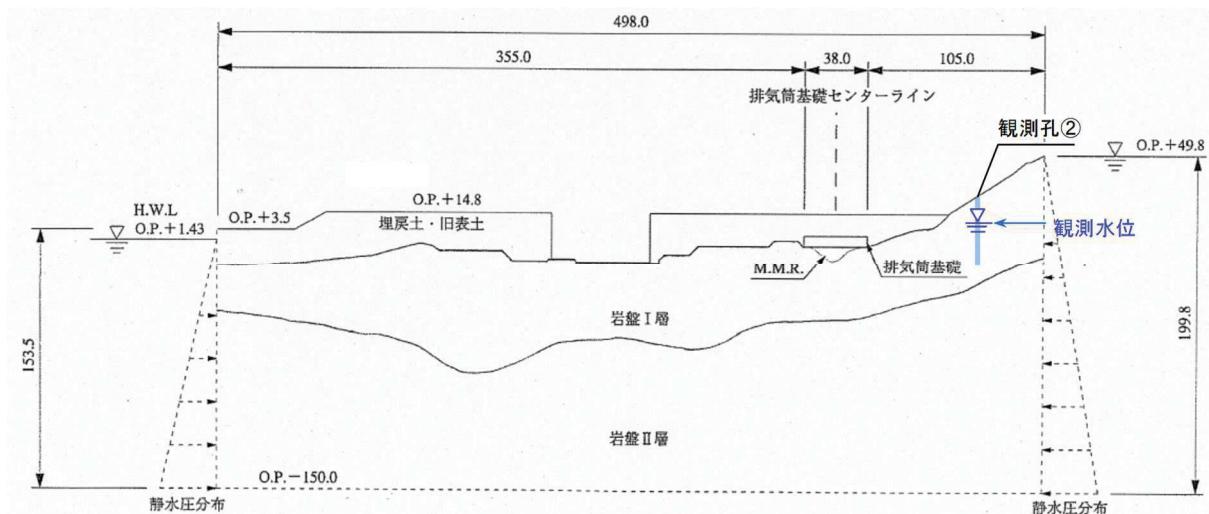
B-B' 断面近傍の観測孔①及びD-D' 断面近傍の観測孔②における地下水位観測結果をそれぞれの断面に補足 2-3 図及び補足 2-4 図の通り図示するとともに、補足 2-1 表にその数値を示す。

観測された水位は、いずれも浸透流解析の境界条件（初期水位）より低い水位となっており、境界条件が保守的であることを確認した。



注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定（朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの）とは異なる。

補足 2-3 図 浸透流解析断面図 (B-B' 断面)



注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定（朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの）とは異なる。

補足 2-4 図 浸透流解析断面図 (D-D' 断面)

補足 2-1 表 観測孔①及び②の地下水位観測結果

	観測水位	境界条件 (初期水位)
観測孔①	O.P.約+5.8m	O.P.約+15.1m (地表面)
観測孔②	O.P.約+11.5m※	O.P.約+25.0m (地表面)

※: 地殻変動による1mの沈降を考慮したものとなっており、
補正した水位を記載

(2)透水係数

浸透流解析に用いた透水係数を補足 2-2 表及び補足 2-3 表に示す。

岩盤の透水係数は、2号炉及び3号炉工認時に実施した透水試験により設定した。岩盤の透水試験位置を補足 2-5 図に示す。

また、盛土・旧表土の透水係数は Creager の手法（地盤工学会：地盤工学ハンドブック）、MMR の透水係数は水セメント比と粗骨材の最大寸法（コンクリート工学ハンドブック）より設定した。

補足 2-2 表 解析用物性値（2号炉周辺）

(単位:m/s)

地層	盛土 ・旧表土	岩盤		MMR
		I層	II層	
透水係数	3.0×10^{-5}	7.0×10^{-7}	5.0×10^{-7}	1.0×10^{-11}

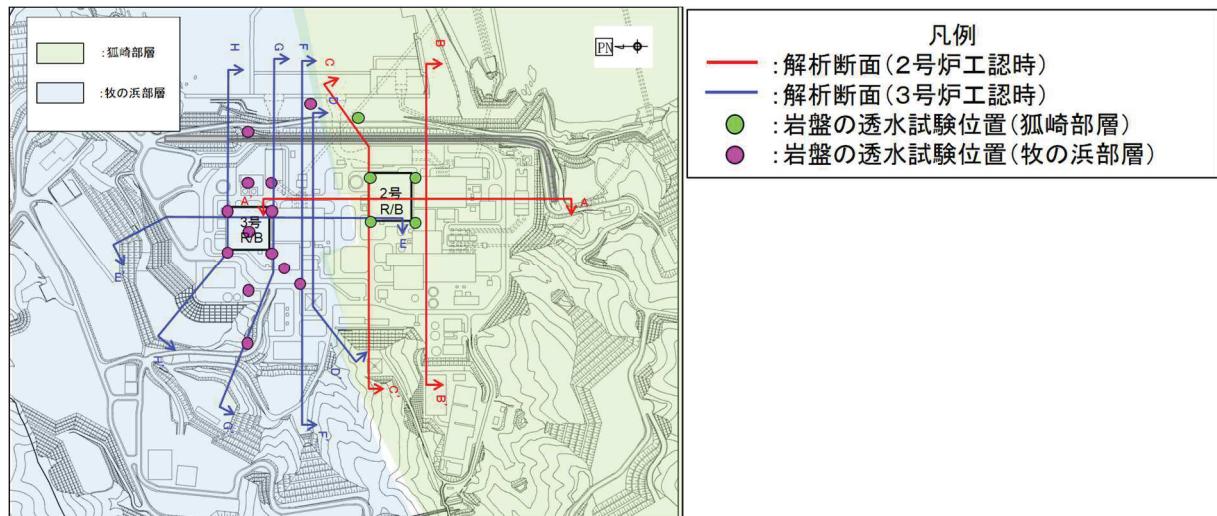
注) A-A' 断面、B-B' 断面及びC-C' 断面に使用

補足 2-3 表 解析用物性値（3号炉周辺）

(単位:m/s)

地層	盛土 ・旧表土	岩盤		MMR
		I層	II層	
透水係数	3.0×10^{-5}	2.0×10^{-7}	1.0×10^{-7}	1.0×10^{-11}

注) D-D' 断面、E-E' 断面、F-F' 断面、G-G' 断面及びH-H' 断面に使用



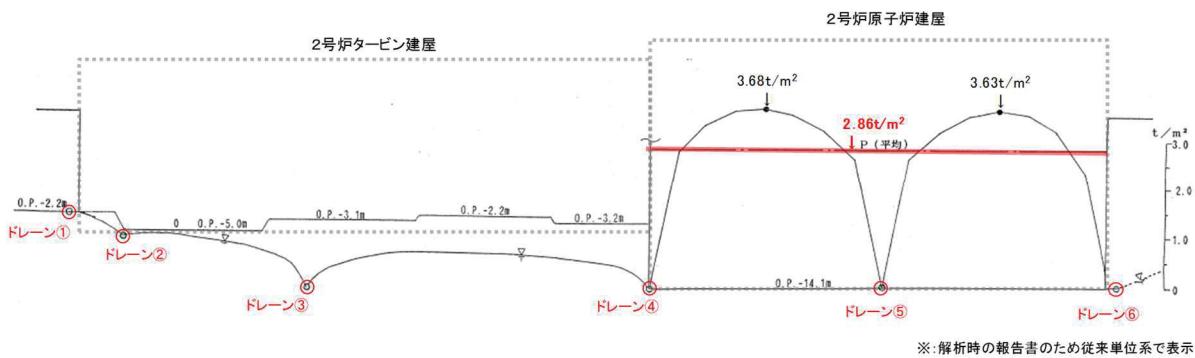
補足 2-5 図 岩盤の透水試験位置

3. 解析結果

(1) 2号炉主要建屋の揚圧力及び湧水量

補足2-6図に示す各ドレーン位置での湧水量は補足2-4表の通りであり、これらの湧水量から揚水ポンプの仕様やドレーン径を設計している。

また、2号炉原子炉建屋及び2号炉タービン建屋にかかる揚圧力は、補足2-6図及び補足2-5表の通りであり、いずれも設計値を下回っていることを確認している。



補足2-6図 揚水圧分布図及び地下水水面形 (A-A'断面のうち建屋近傍)

補足2-4表 各ドレーンの湧水量 (l/min/m)

	①	②	③	④	⑤	⑥
湧水量	0.0315	0.1182	0.2897	0.1730	0.1499	1.1772

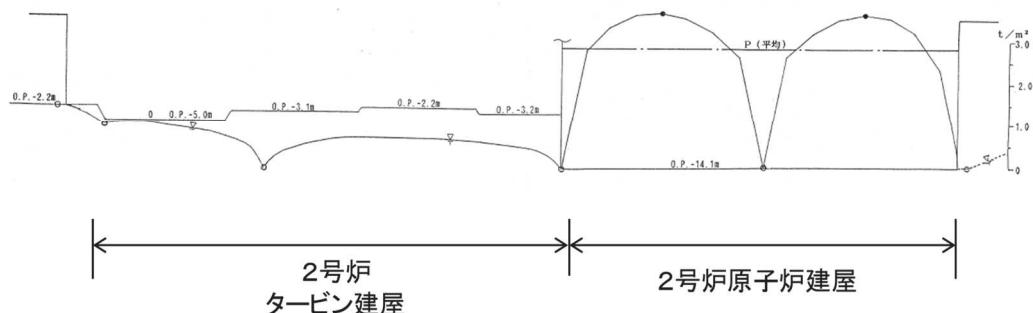
補足2-5表 2号炉原子炉建屋及び2号炉タービン建屋にかかる揚圧力
(設計値及び解析結果)

建屋名称	揚圧力 (t/m ²)	
	設計値	解析結果
2号炉原子炉建屋	3.0	2.86
2号炉タービン建屋	0	0

(2) 2号炉主要建屋の揚圧力

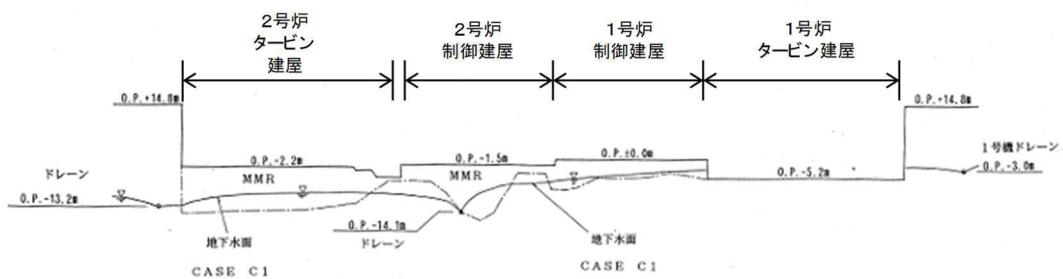
2号炉主要建屋における揚圧力の解析結果を補足2-7図～補足2-9図に示す。

※: 解析時の報告書のため従来単位系で表示



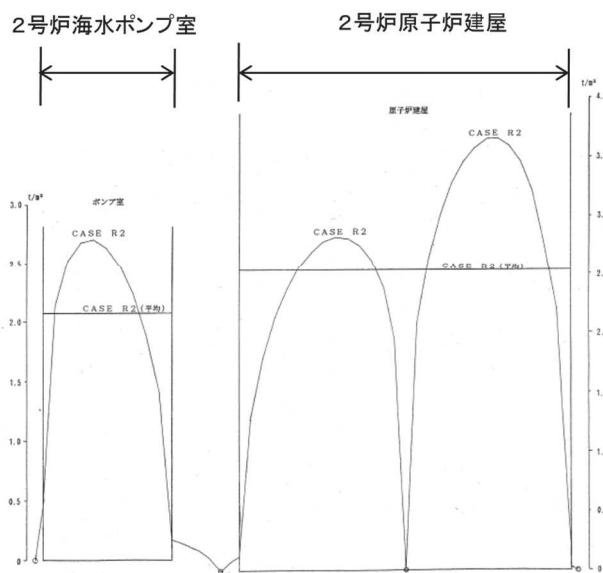
補足2-7図 揚圧力分布図及び地下水面形 (A-A' 断面)

※: 解析時の報告書のため従来単位系で表示



補足2-8図 揚圧力分布図及び地下水面形 (B-B' 断面)

※: 解析時の報告書のため従来単位系で表示



補足2-9図 揚圧力分布図及び地下水面形 (C-C' 断面)

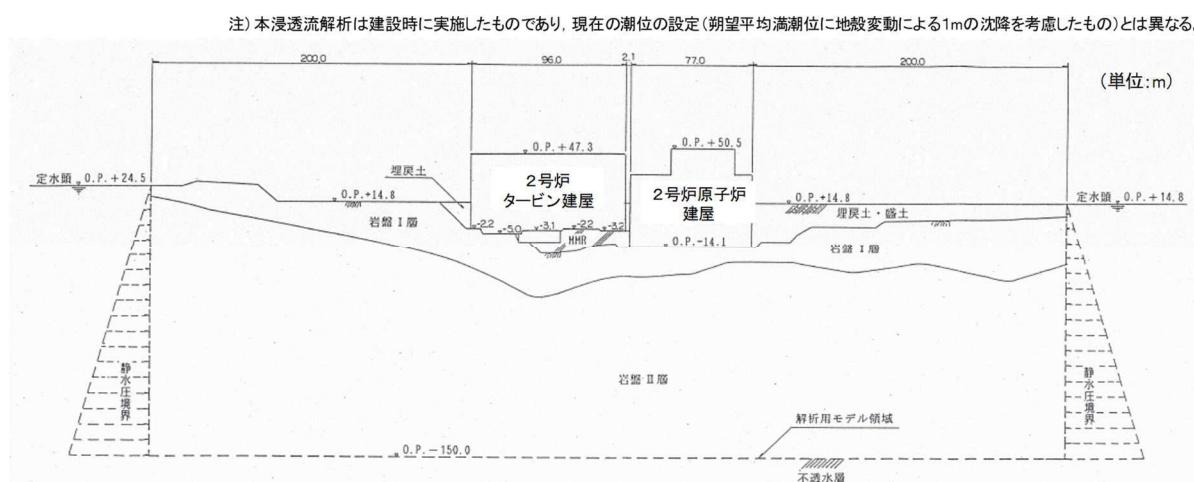
(3) 2号炉主要建屋の間隙水圧分布

A-A' 断面の浸透流解析断面図と間隙水圧分布を補足 2-10 図及び補足 2-11 図に示す。

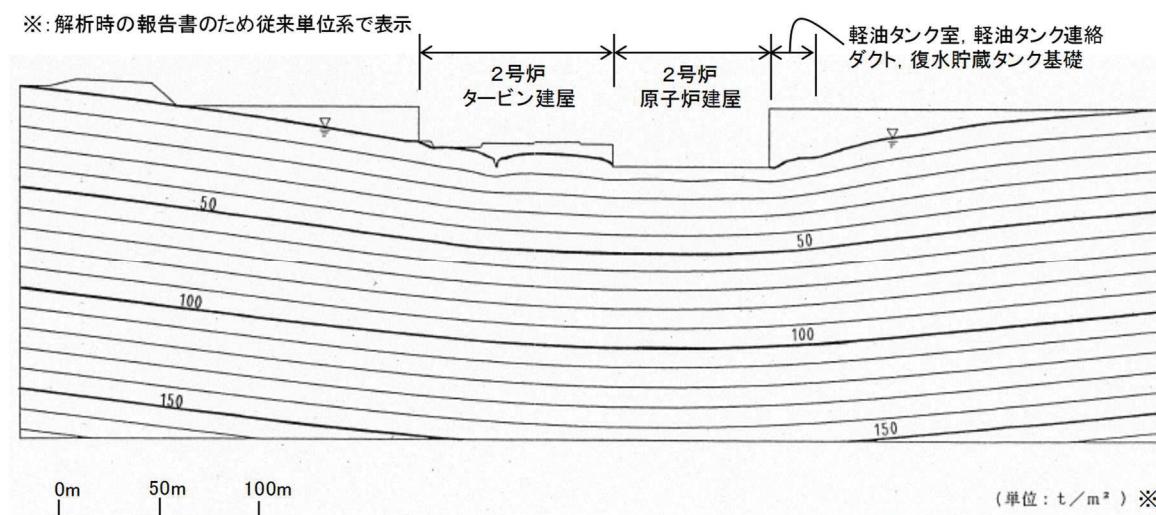
ドレンを設置している 2号炉原子炉建屋及び 2号炉タービン建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下している。

また、B-B' 断面及び C-C' 断面の浸透流解析断面図と間隙水圧分布を補足 2-12 図～補足 2-15 図に示す。

いずれの断面においてもドレンを設置している各主要建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

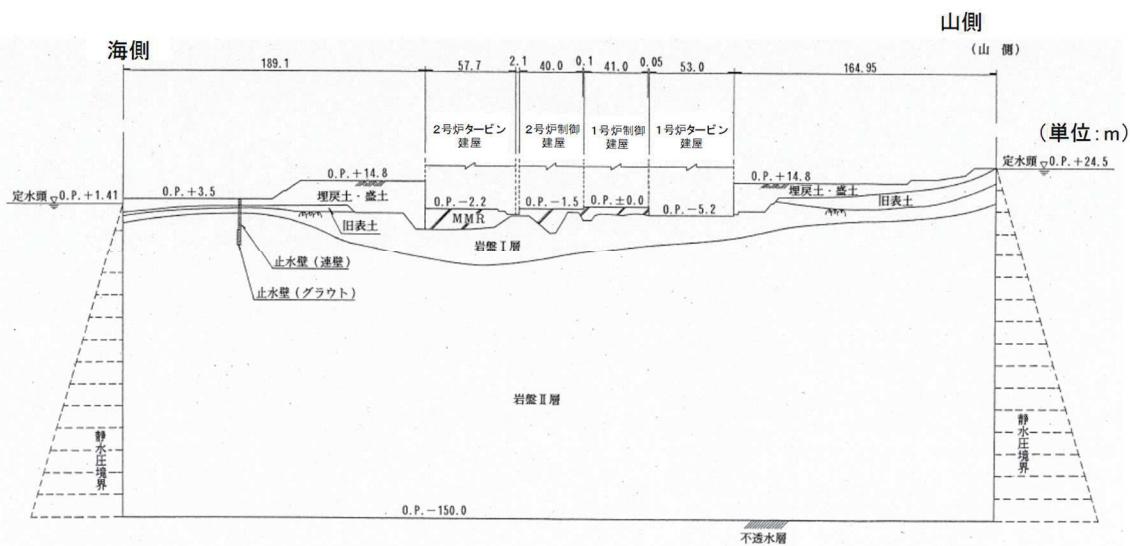


補足 2-10 図 浸透流解析断面図 (A-A' 断面)



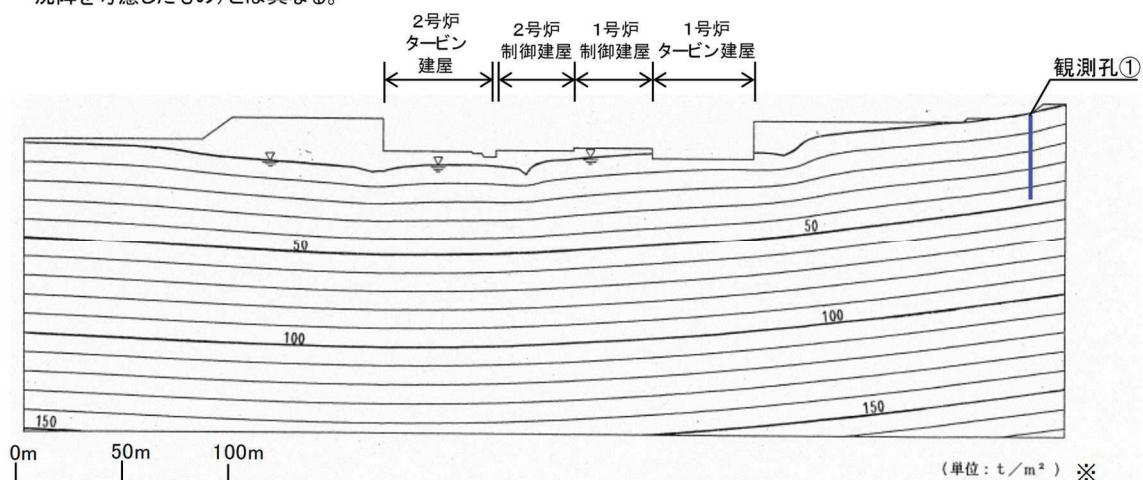
補足 2-11 図 間隙水圧分布図 (A-A' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。



補足 2-12 図 浸透流解析断面図 (B-B' 断面)

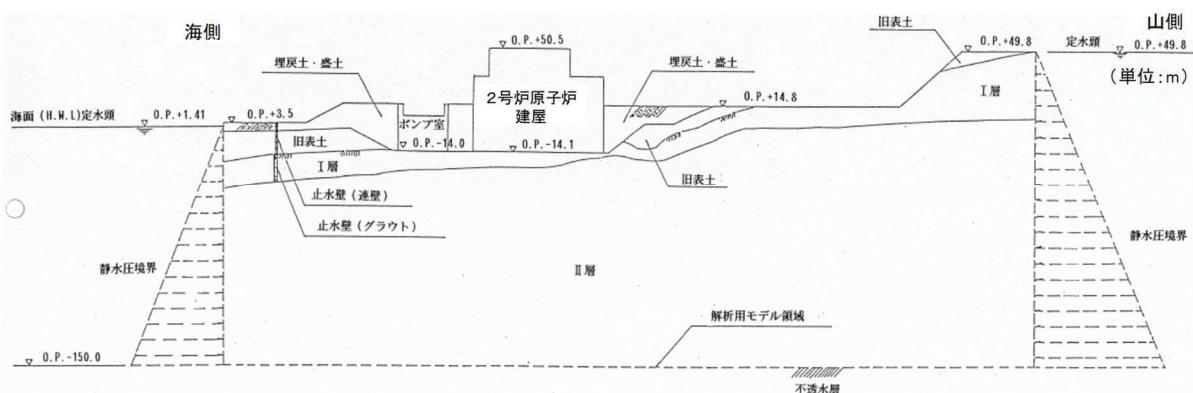
注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。



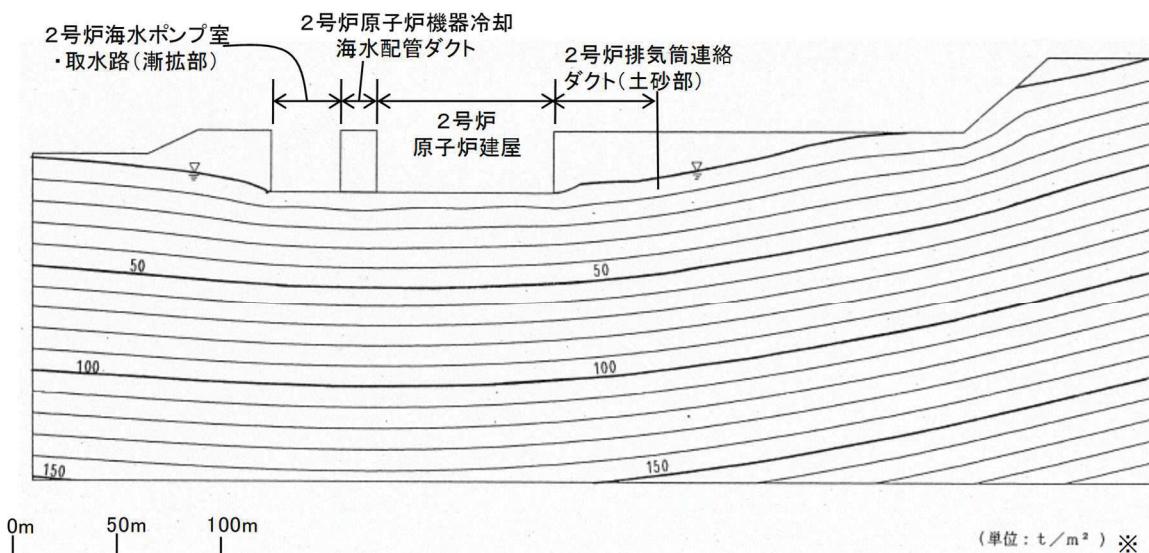
※: 解析時の報告書のため従来単位系で表示

補足 2-13 図 間隙水压分布図 (B-B' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、現在の潮位の設定(期望平均満潮位に地盤変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。



補足 2-14 図 浸透流解析断面図 (C-C' 断面)



※: 解析時の報告書のため従来単位系で表示

補足 2-15 図 間隙水圧分布図 (C-C' 断面)

(4) 3号炉主要建屋の揚圧力及び湧水量

二次元浸透流解析による3号炉原子炉建屋他の湧水量を補足2-16図に示す。また、3号炉主要建屋における揚圧力の解析結果を補足2-17図～補足2-21図に示す。

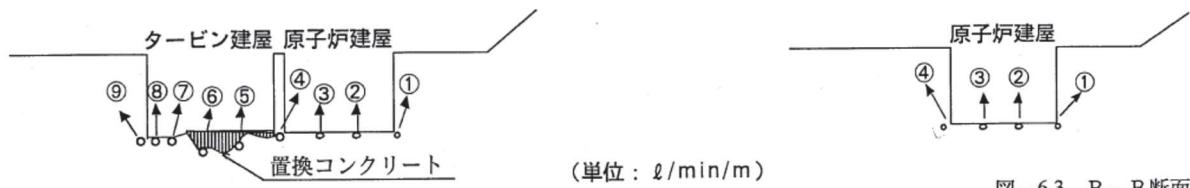


図-6.2 A-A断面

①6.465 ②1.256 ③0.017 ④0.0 ⑤0.298
⑥2.760 ⑦0.0 ⑧0.058 ⑨4.331
合計15.185 ($\ell/\text{min}/\text{m}$)

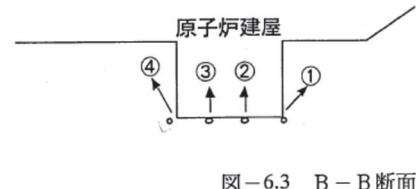


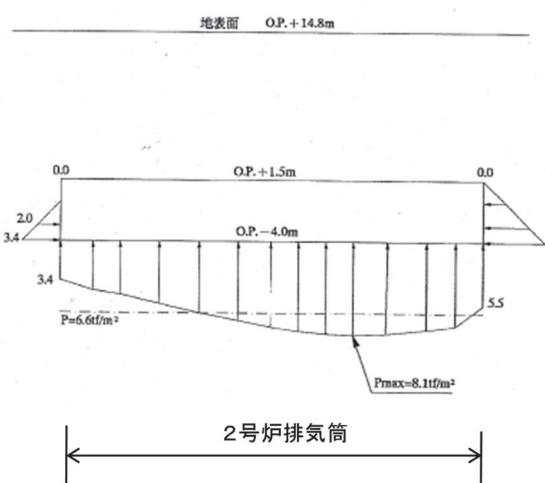
図-6.3 B-B断面

①5.082 ②0.323 ③0.456 ④1.743
合計7.604 ($\ell/\text{min}/\text{m}$)

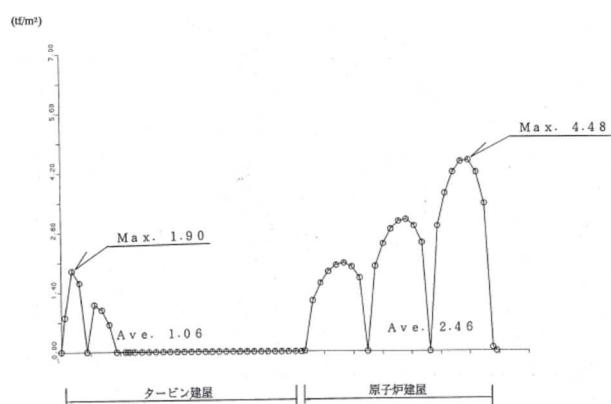
原子炉建屋

原子炉建屋及びタービン建屋

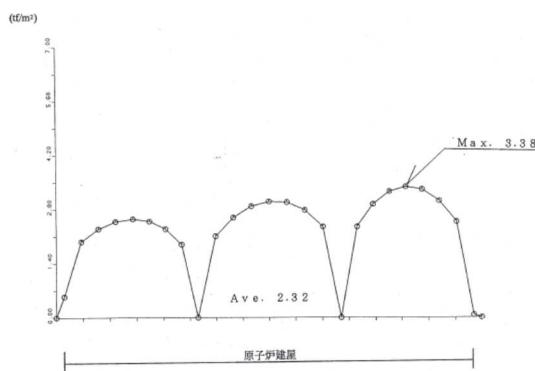
補足2-16図 3号炉原子炉建屋他の湧水量解析結果



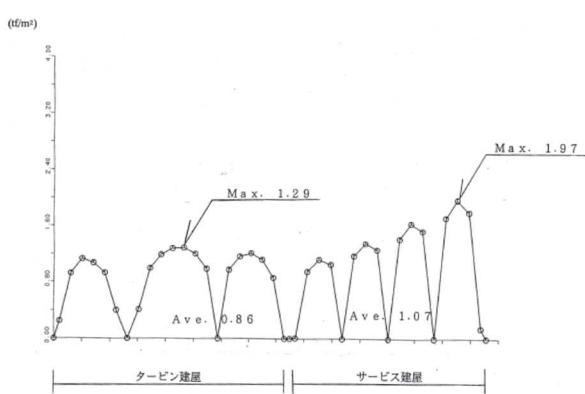
補足2-17図 揚圧力分布図及び地下水水面形 (D-D' 断面)



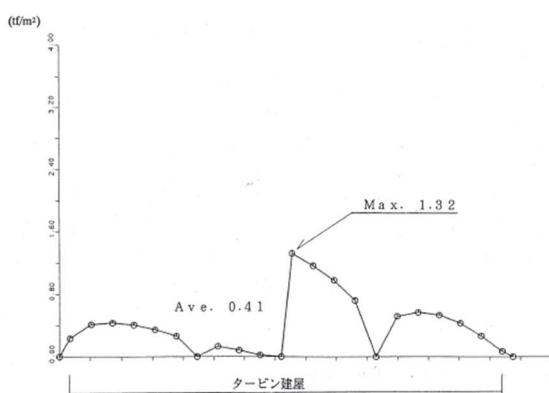
補足2-18図 揚圧力分布図及び地下水水面形 (E-E' 断面)



補足 2-19 図 揚圧力分布図及び地下水水面形 (F-F' 断面)



補足 2-20 図 揚圧力分布図及び地下水水面形 (G-G' 断面)



補足 2-21 図 揚圧力分布図及び地下水水面形 (H-H' 断面)

(5) 3号炉主要建屋の間隙水圧分布

3号炉主要建屋の間隙水圧分布について、解析断面とその結果を補足2-22図～補足2-31図に示す。

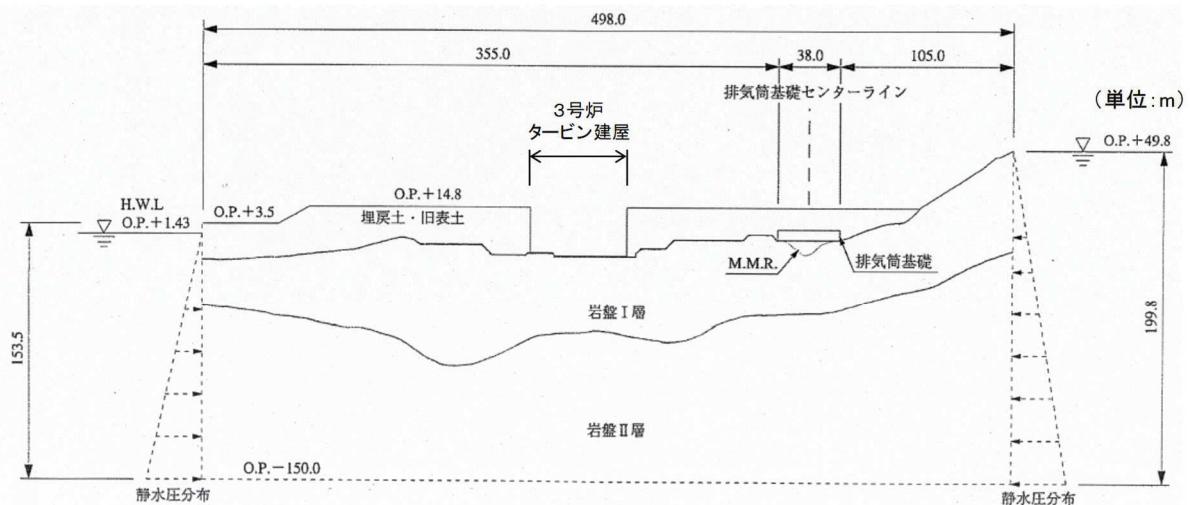
補足2-22図、補足2-23図(D-D'断面)ではドレンを設置している3号炉タービン建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

補足2-24図、補足2-25図(E-E'断面)ではドレンを設置している3号炉タービン建屋及び3号炉原子炉建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下している。

補足2-26図、補足2-27図(F-F'断面)ではドレンを設置している3号炉タービン建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

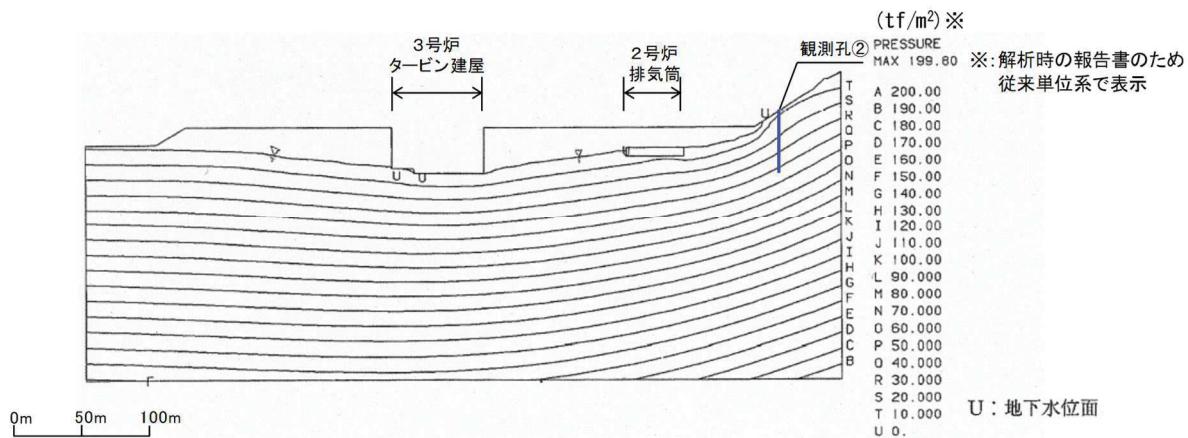
補足2-28図、補足2-29図(G-G'断面)ではドレンを設置している3号炉タービン建屋及び3号炉サービス建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

補足2-30図、補足2-31図(H-H'断面)ではドレンを設置している3号炉原子炉建屋の基礎に向かって周囲の地下水位は低下しており、海面よりも低くなっている。

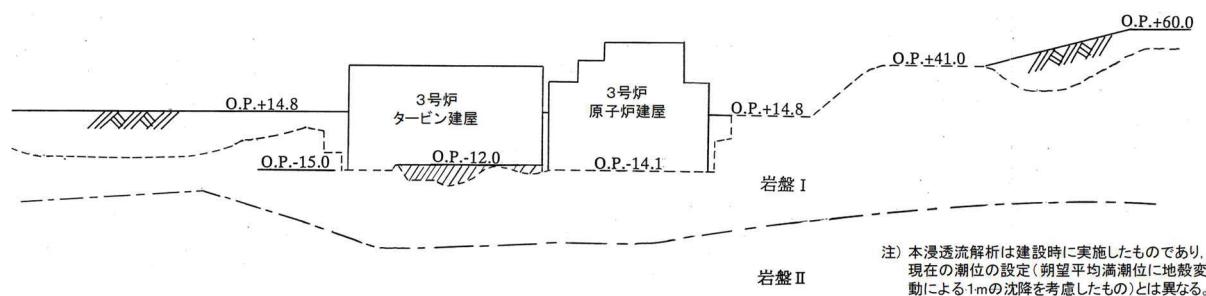


注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、
現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。

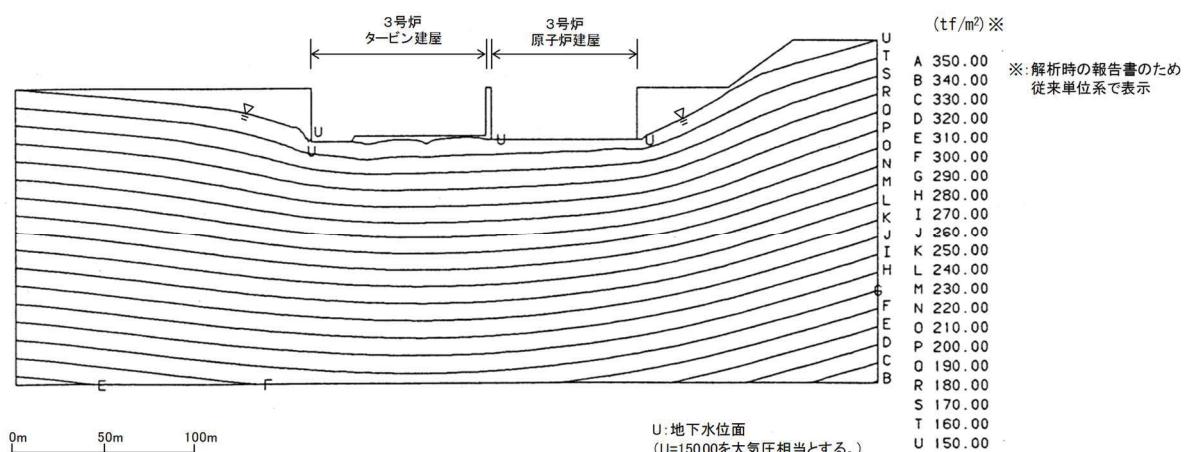
補足2-22図 浸透流解析断面図 (D-D'断面)



補足 2-23 図 間隙水圧分布図 (D-D' 断面)

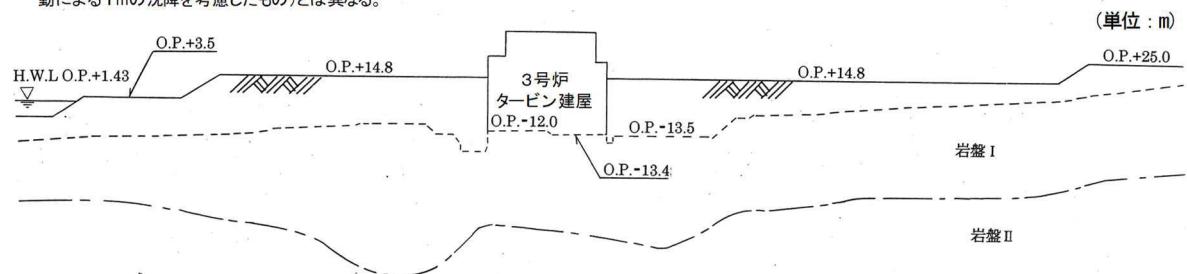


補足 2-24 図 浸透流解析断面図 (E-E' 断面)

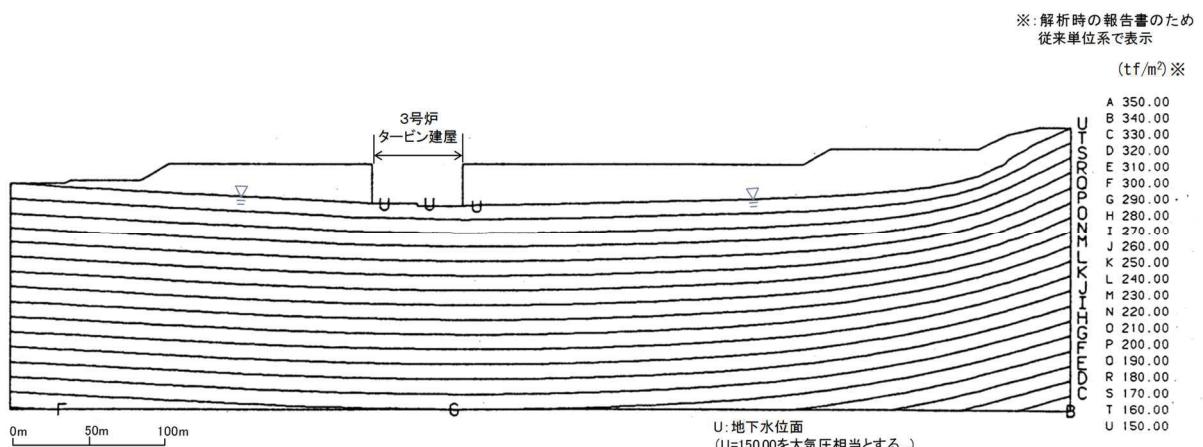


補足 2-25 図 間隙水圧分布図 (E-E' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、
現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。

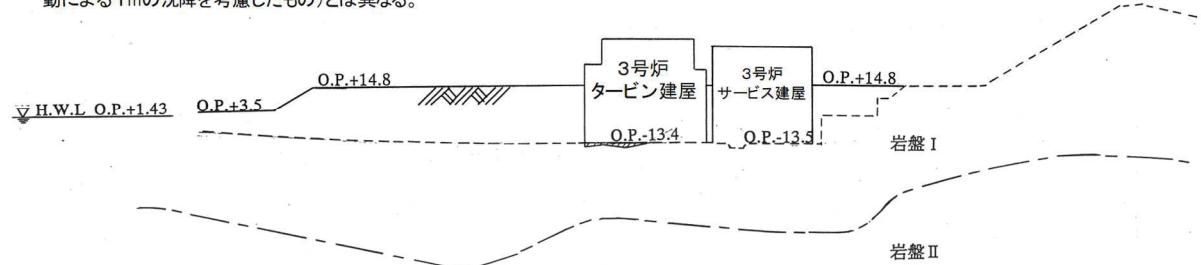


補足 2-26 図 浸透流解析断面図 (F-F' 断面)

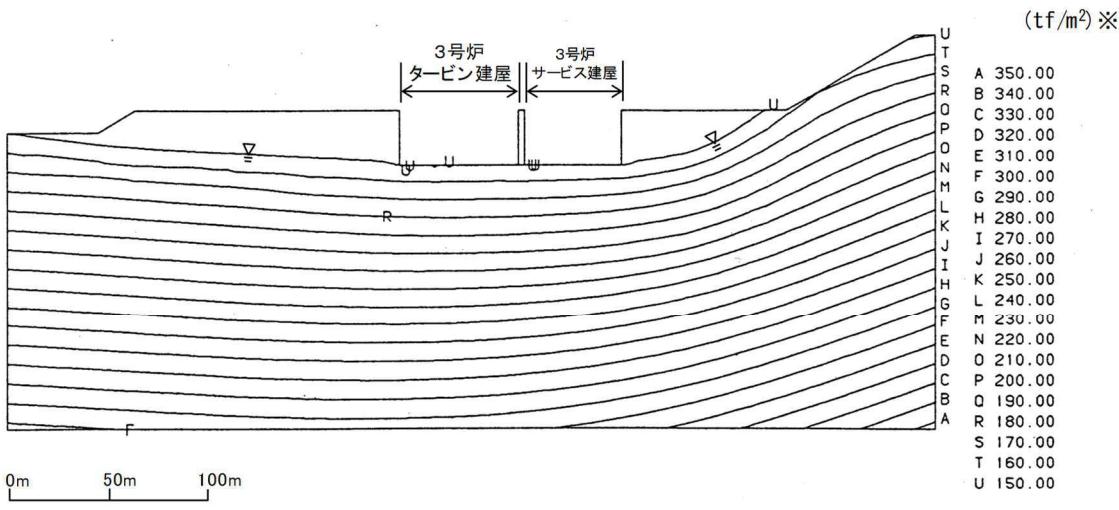


補足 2-27 図 間隙水压分布図 (F-F' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、
現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。

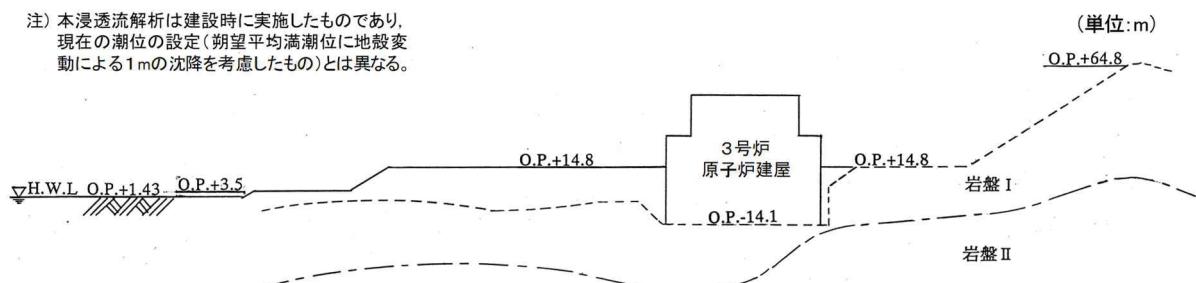


補足 2-28 図 浸透流解析断面図 (G-G' 断面)

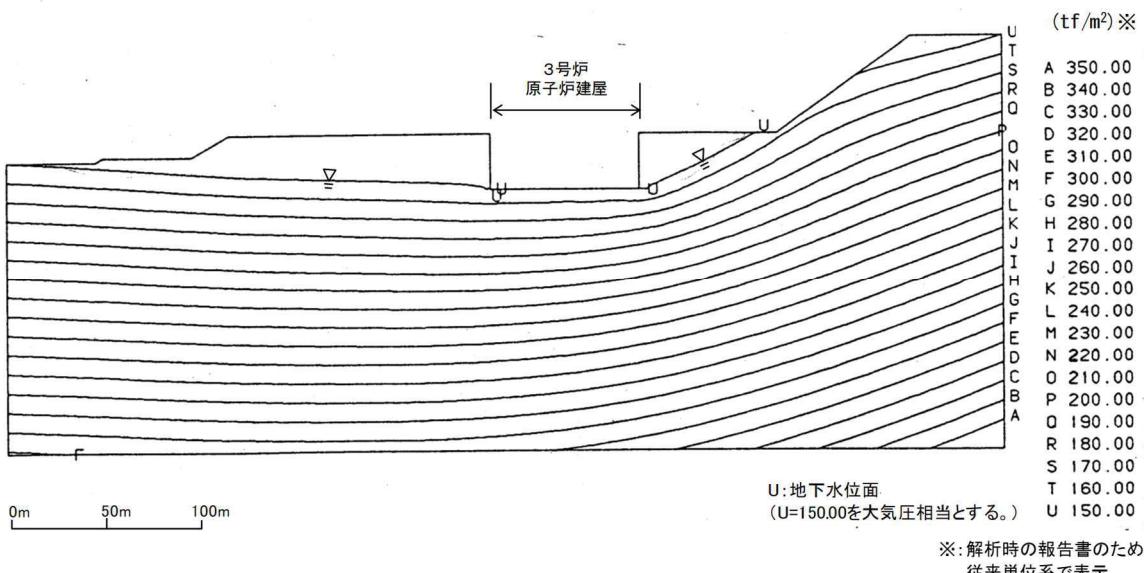


補足 2-29 図 間隙水圧分布図 (G-G' 断面)

注) 本浸透流解析は建設時に実施したものであり、
現在の潮位の設定(朔望平均満潮位に地殻変動による1mの沈降を考慮したもの)とは異なる。



補足 2-30 図 浸透流解析断面図 (H-H' 断面)



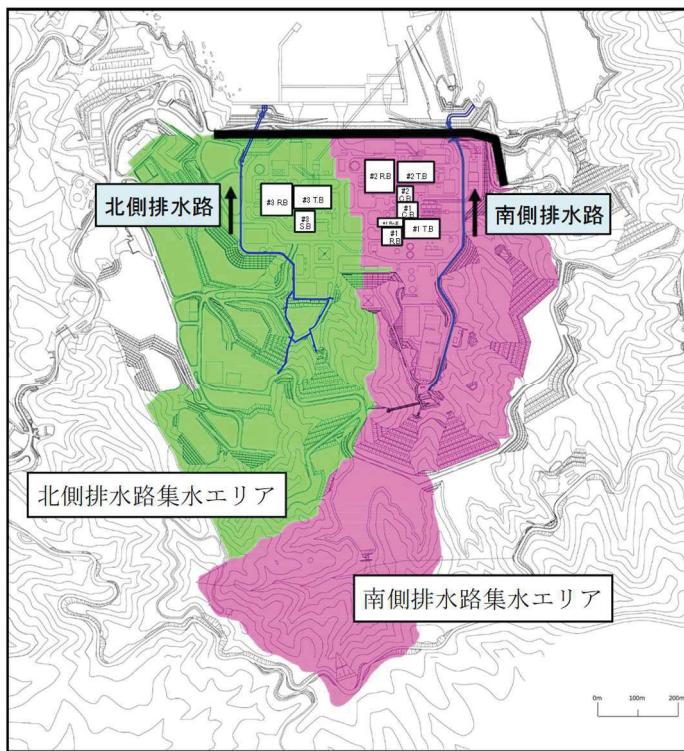
補足 2-31 図 間隙水圧分布図 (H-H' 断面)

構内排水路の概要

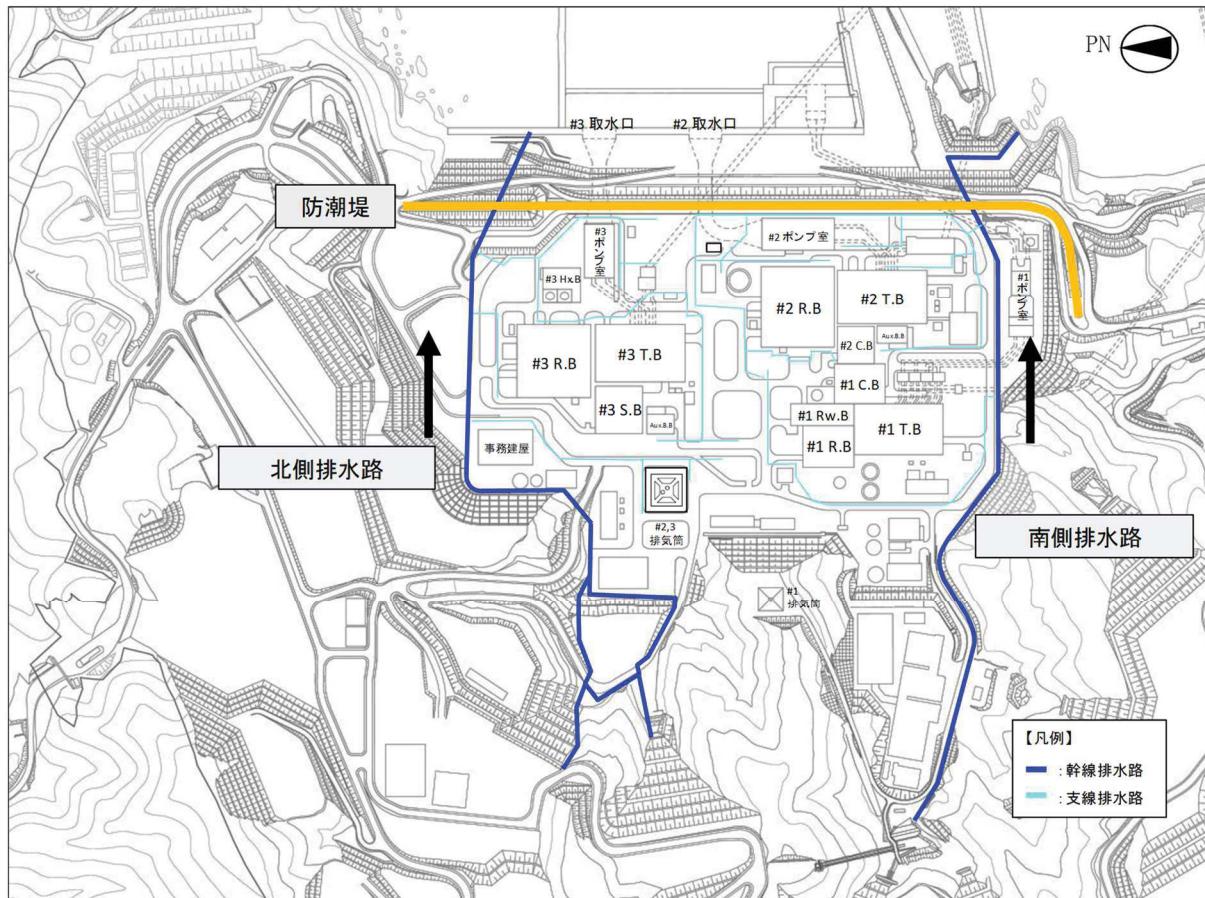
発電所の敷地は、発電所敷地内の集水エリアとして補足3-1図に示す通り分水嶺を境に北側と南側の集水エリアに大別できる（補足3-1図の緑が北側、紫が南側の集水エリア）。

これに対応して補足3-2図に示す通り幹線排水路を配置しており、降雨の際の表面水を構内排水路を通じて幹線排水路へ集水し、海へ排水することとしている。

補足3-1表に示す幹線排水路の排水能力は、石巻特別地域気象観測所における既往最大1時間雨量の91.0mm/hを考慮しても十分排水可能となるよう設定している。



補足3-1図 発電所敷地内の集水エリア



補足 3-2 図 発電所敷地内の排水路配置概要図

補足 3-1 表 幹線排水路の仕様と排水能力

排水路名	仕 様	91.0mm/h降水時の 雨水流入量[m ³ /s]	排水可能 流量 [m ³ /s]
北側 排水路	ボックスカルバート B3000 , H2500	9.4	51.16
南側 排水路	ダブルプレスト管 φ1000×3	9.5	16.23

※:林地開発許可申請書記載値(平成29年12月)

三次元浸透流解析による防潮堤沈下対策の影響確認結果

1. 地下水位低下設備（既設）を考慮した場合の地下水位分布

(1) 解析条件等

a. 領域とモデル化範囲

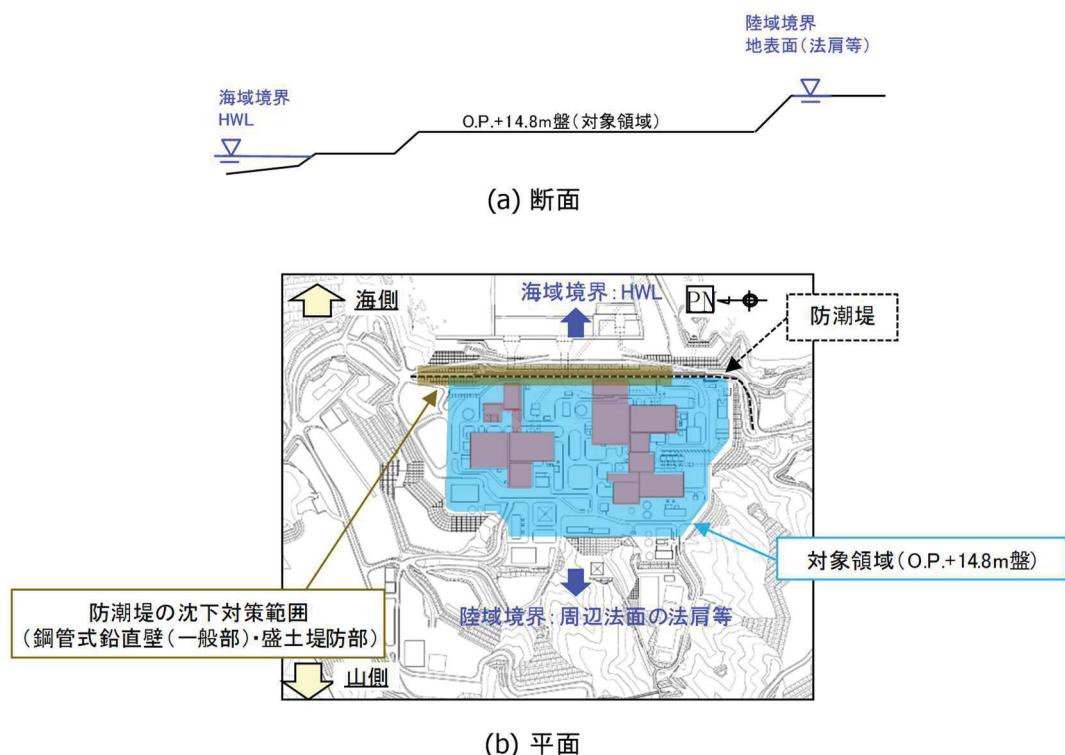
施設が配置される主要エリア（O.P.+14.8m盤周辺）を対象とし、解析領域は周辺法面等を含むものとする。

領域内の構造物※、地下水位低下設備をモデル化し、敷地造成時における掘削・埋戻しを反映する。

防潮堤下部の状態は現況（防潮堤下に盛土・旧表土が存在）及び防潮堤下部の沈下対策後（防潮堤下の地盤改良・前面の置換コンクリートは有）とする。

三次元浸透流解析の範囲等を補足 4-1 図に示す。

※ 耐震裕度向上等の目的で実施した地盤改良等は、低透水層としてモデル化する。ただし、海側の地中連壁の影響は保守的に考慮しないものとする。



補足 4-1 図 三次元浸透流解析の範囲等

b. 透水係数

既往の二次元浸透流解析における採用値を基本として設定する。透水係数の一覧を補足 4-1 表に示す。

補足 4-1 表 透水係数一覧

地層区分		透水係数 (m/sec)
改良地盤・セメント改良土		2×10^{-7}
盛土・旧表土		3×10^{-5}
2号炉周辺 以南	岩盤 I	7×10^{-7}
	岩盤 II	5×10^{-7}
3号炉周辺 以北	岩盤 I	2×10^{-7}
	岩盤 II	1×10^{-7}
構造物		0 (不透水)

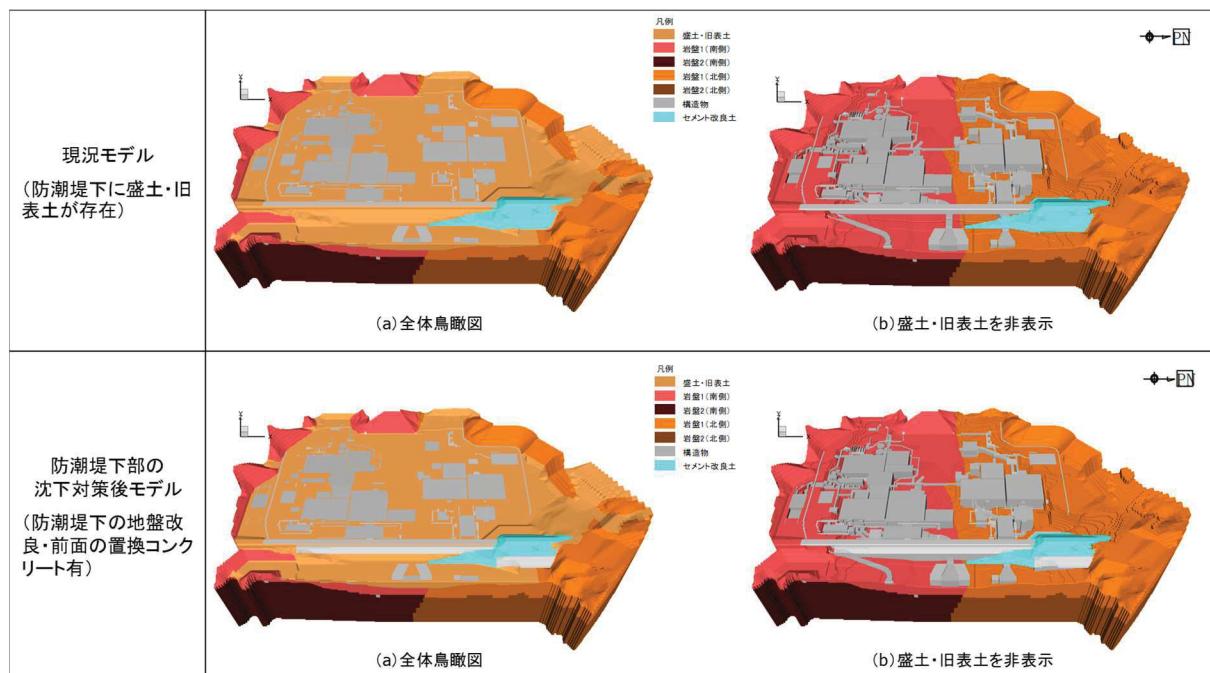
c. 境界条件等

初期条件は淡水飽和状態とし、境界条件は陸域は地表面に静水圧固定境界を海域は H. W. L. (O. P. +2.43m) に静水圧固定境界とする。

降水量条件は入力なし（定常解析）とする。

(2) 解析モデル

現況モデル及び対策後モデルの概要を補足 4-2 図に示す。両者の違いは防潮堤の沈下対策の有無のみであり、他の条件は同一である。

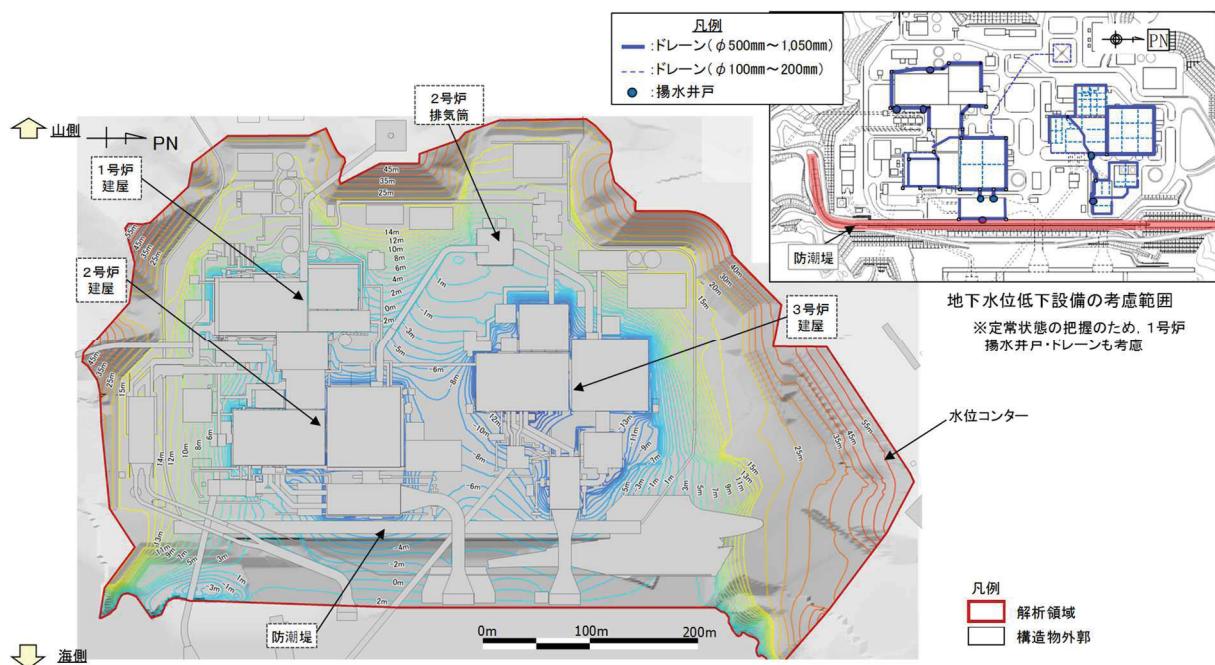


補足 4-2 図 現況モデル及び対策後モデルの概要

a. 定常状態（現況モデル）

現況モデル（防潮堤下に盛土・旧表土が存在）における自由地下水位の等高線図を補足 4-3 図に示す。

これによると、解析領域境界より建屋周辺に向かって地下水位は緩やかに下降しており、地下水位低下設備による水位低下効果が確認できる。また、防潮堤海側から防潮堤山側に向かって地下水位は緩やかに下降しており、防潮堤下部より山側に地下水が流入していることがわかる。

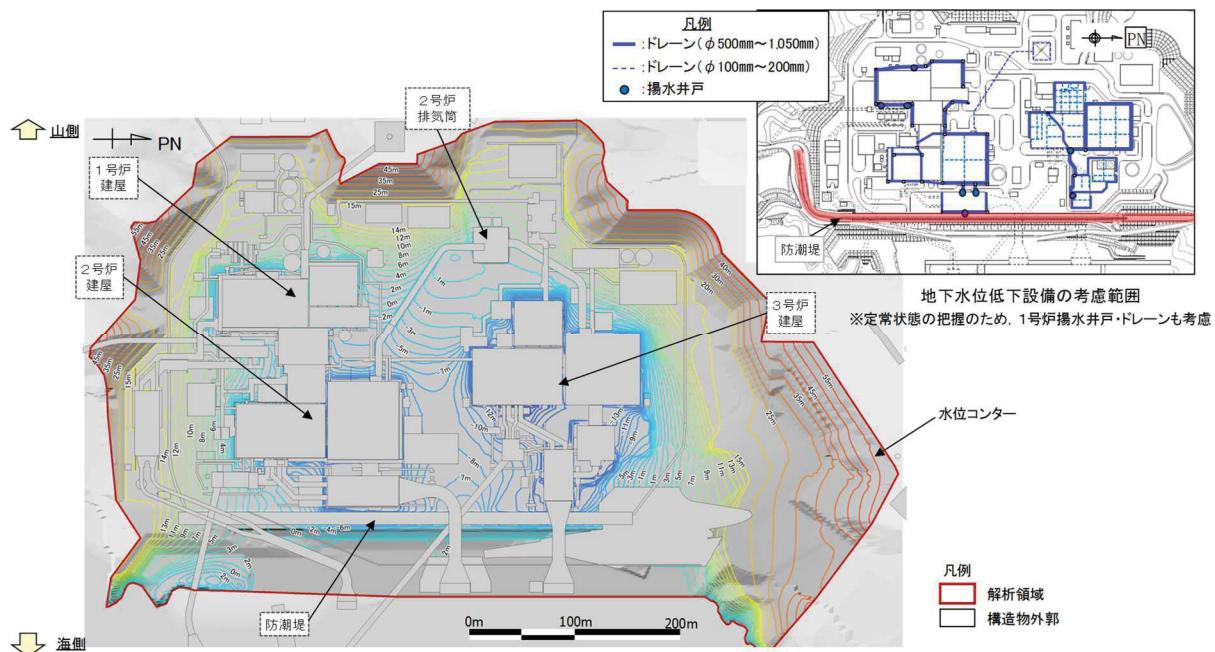


補足 4-3 図 三次元浸透流解析結果（定常状態・現況モデル）

b. 定常状態（沈下対策後モデル）

防潮堤下部の沈下対策後モデル（防潮堤下の地盤改良・前面の置換コンクリート有）における自由地下水位の等高線図を補足4-4図に示す。

これによると、防潮堤海側より防潮堤山側に向かう地下水位は、防潮堤付近で不連続となっていることから、防潮堤の沈下対策により浸水経路が遮断されていることが確認できる。



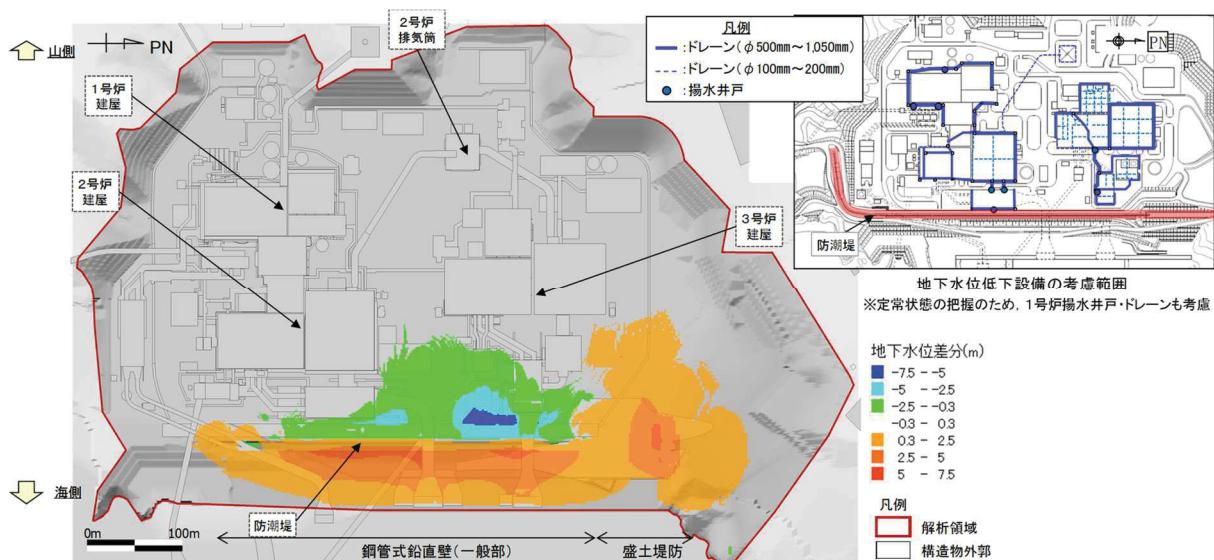
補足4-4図 三次元浸透流解析結果（定常状態・沈下対策後モデル）

c. 定常状態（沈下対策前後の差分）

防潮堤下部の沈下対策前後における自由地下水位の差分を補足4-5図に示す。

これによると、沈下対策による地下水の遮断効果により、防潮堤海側の地下水位は地下水位低下設備の影響を受けなくなることから、対策前より相対的に上昇する。また、防潮堤山側については、沈下対策による影響範囲は海寄りの範囲に限定される。

また、比較的地下水位低下設備が近い鋼管式鉛直壁（一般部）周辺では、海側からの海水供給が絶たれることにより、対策前より地下水位は下降する。一方、比較的地下水位低下設備が遠い盛土堤防周辺では対策前より地下水位が上昇する。このことは、防潮堤山側の設計用地下水位として鋼管式鉛直壁（一般部）をH.W.L., 盛土堤防を地表面としていることと整合的な結果となっている。



補足4-5図 防潮堤下部の沈下対策前後における自由地下水位差分

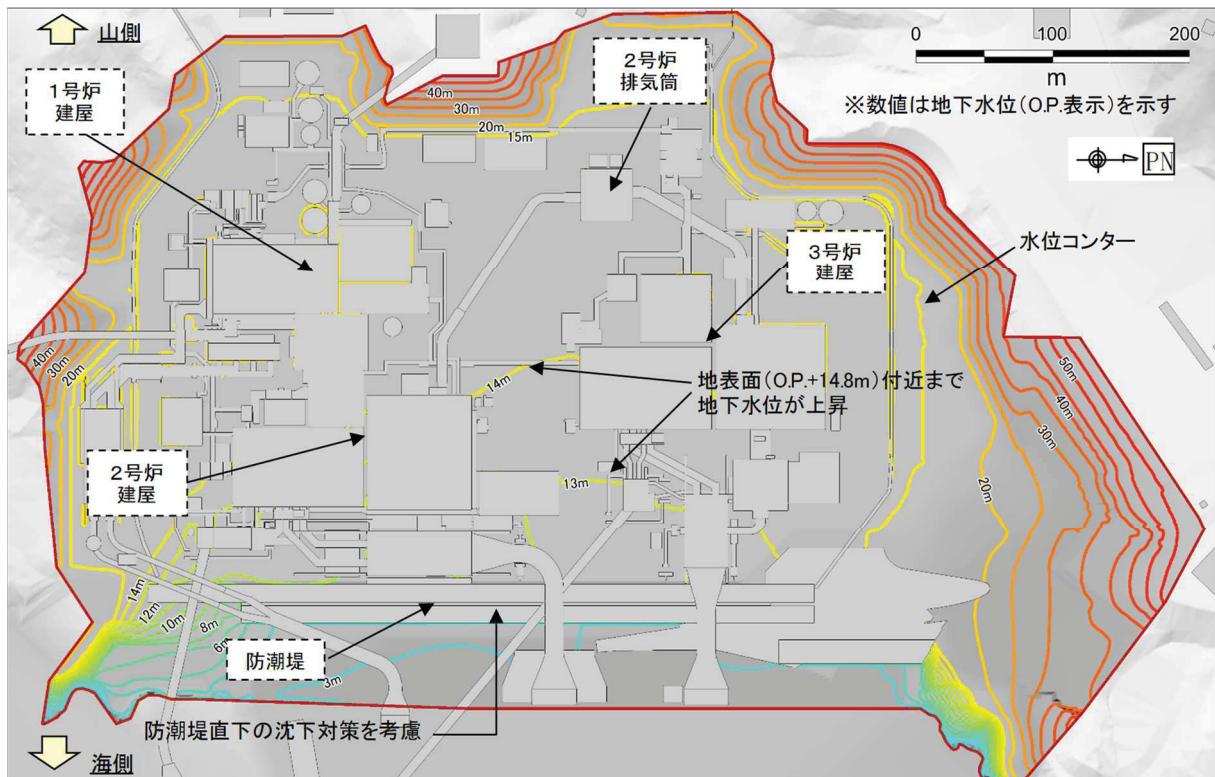
2. 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布

地下水位低下設備が機能しない状態が継続した場合の定常的な地下水位分布を概略的に予測した浸透流解析の結果を補足 4-6 図に示す。

境界条件として、陸地は地表面に静水圧固定境界、海域は H. W. L. (O. P. +2.43m) に静水圧固定境界を設定した。また、透水係数は再現解析で保守性が確認された値（建設時工認段階の設定値）とした。

防潮堤の沈下対策（改良地盤・置換コンクリート）により敷地内から海側への排水経路が遮断されることから、敷地内に流入した地下水が滞留し、この結果、地下水位が地表面付近まで上昇する。

なお、地下水位低下設備の機能喪失後、地下水位が上昇し施設等の安全性に影響を与えるレベルに達するまでの期間を「時間余裕」として定義する。この時間余裕は、地下水位に係る対策の妥当性を検証する場合等、必要に応じて参考する。



補足 4-6 図 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布算定結果※

※：本図は解析境界の地表面に水位固定した定常解析により得られた地下水位分布であり、実際の降雨条件とは異なるが、解析開始（地下水位低下設備が機能喪失）から数年程度で地下水位が地表面近くに到達する。

3. 地下水位低下設備が機能しない場合の影響

建物・構築物については設計値を上回る地下水位となった場合には基礎版の耐震性に影響が生じる可能性、土木構造物、津波防護施設及び浸水防止設備については、液状化影響として有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下による土圧、加速度が変化することで耐震性に影響が生じる可能性があるが（補足4-2表及び補足4-3表）、地下水位低下設備の機能停止後の水位上昇範囲は、初期段階では建屋近傍に限定されることから（補足説明資料6参照）、揚圧力影響と液状化影響は段階的に生じるものと想定される。

また、アクセスルート（0.P.+14.8m盤）については地下水位が上昇した場合に、液状化に伴う地下構造物の浮き上がりにより、通行性への影響が及ぶ可能性がある。これに対して、「2.4(3) アクセスルート確保の考え方と地下水位低下設備における配慮」に示す、地下水位低下設備に対する設計上並びに機能喪失時にに対する配慮によりアクセスルートの通行性は確保される。また、地下水位低下設備の機能喪失時に対してアクセスルートの通行性が一定期間維持されるよう地盤改良等の適切な対策を講ずることにより、アクセスルートの機能は供用期間の全ての状態において保持される。

なお、液状化による影響は、地下水位低下設備が機能停止してから地下水位が地表面近くに到達するまで数年程度（参考値）であることを踏まえると、地下水位低下設備の機能停止後、直ちに発生するものではない。

補足4-2表 地下水位低下設備の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項（建物・構築物）

施設等	耐震クラス 〔検討用 地震動〕	審査区分及び設置許可基準規則の該当条項		適合性審査において地下水位低下設備の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項			(参考) 建設時工認等の設計における地下水位の扱い	
		設置 許可	工認※5	常時	地震時(地下水位は補足4-6図参照)		設計用揚圧力	設計への反映事項
					周辺地盤(液状化)影響			
原子炉建屋 (直接基礎)	S※1	—	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	地下外壁の設計では、地下水位が低下している状態として地下水圧を考慮していないため、基礎版上端レベルを上回る地下水位となつた場合には、地下水圧が上昇し軸体の耐震性に影響が生じる可能性がある。 (4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条, 40条)	設計用地下水位(設計用揚圧力)を上回る場合には、基礎版の耐震性(間接支持機能)を確保できない可能性がある。	揚圧力29.4kN/m ² 〔建屋基礎底面 O.P.-14.1m〕	地下水位低下設備の効果を見込んだ地下水位を考慮して耐震評価を実施
制御建屋 (直接基礎)	S※2	—	4条(3条2項) 39条(38条2項)	OK			揚圧力0kN/m ² 〔建屋基礎底面 O.P.-1.5m〕	地下水位低下設備の効果を見込んだ地下水位を考慮して耐震評価を実施
3号炉 海水熱交換器建屋 (直接基礎)	—※3 (Ss)	—	4条(3条2項) 39条(38条2項) 5条, 40条	OK			揚圧力14.7kN/m ² 〔建屋基礎底面 O.P.-12.5～-16.25m〕	地下水位低下設備の効果を見込んだ地下水位を考慮して耐震評価を実施
排気筒 (直接基礎)	S※4	—	4条(3条2項) 39条(38条2項)	OK	設計地下水位を上回る地下水位に対して、排気筒の耐震性に影響が生じる可能性<4条(3条2項), 39条(38条2項)>	設計地下水位(揚圧力)を上回る地下水位に対して、排気筒の耐震性を確保できない可能性<4条, 39条>	揚圧力85kN/m ² 〔排気筒基礎底面 O.P.-4.0m〕	地下水位低下設備の効果を見込んだ地下水位を考慮して耐震評価を実施

※1：原子炉建屋原子炉棟のみ耐震Sクラス。それ以外については、耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。

※2：中央制御室遮蔽のみ耐震Sクラス。それ以外については、耐震Sクラス設備等の間接支持構造物。

※3：防潮壁(耐震Sクラス)等の間接支持構造物。

※4：非常用ガス処理系の排気機能を有するため耐震Sクラス。

※5：A条(B条)の表示は、A条の適合確認をもってB条の適合確認が併せて可能であることを示す。

補足 4-2 表 地下水位低下設備の機能に期待しない場合の影響
及び設置許可基準規則の該当条項（土木構造物・津波防護施設・浸水防止設備）

施設等	耐震クラス 〔検討用〕 〔地震動〕	審査区分及び設置許可基準規則の該当条項		適合性審査において地下水位低下設備の機能に期待しない場合の影響及び設置許可基準規則の該当条項	(参考) 建設時工認等の設計における地下水位の扱い	
		設置許可	工認 ^{※5}		設計用地下水位	設計への反映事項
防潮堤 (杭基礎)	S	- ^{※6}	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	地盤改良する杭周辺の地盤には液状化が発生しないため, 耐震性への影響は軽微。 <4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条, 40条>	— (新設)
防潮壁 (杭基礎)	S	-	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により, 土圧, 加速度が変化し, 耐震性に影響が生じる可能性。<4条(3条2 項), 39条(38条2項), 5条, 40条>	— (新設)
海水ポンプ室 (直接基礎)	- ^{※1~4} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	転体周辺は地盤改良するため, 耐震性への影響は軽微。 また, 間隙水圧の上昇に伴う浮力の増大とせん断抵抗の減少 により転体の安定性を確保できない可能性(浮き上がり ^{※7})。 <4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条, 40条>	EW断面: O.P.-14.2m~+2.43m NS断面: O.P.-14.1m~+14.8m 耐震評価に用いる地 震応答解析の解析条件として考慮
原子炉機器冷却 海水配管ダクト (直接基礎)	- ^{※1, 3} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	転体周辺は地盤改良するため, 耐震性への影響は軽微。 <4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条, 40条>	O.P.-14.2m 耐震評価に用いる地 震応答解析の解析条件として考慮
取水水路 (直接基礎)	- ^{※1, 2} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により, 土圧, 加速度が変化し, 耐震性に影響が生じる可能性。また, 間隙 水圧の上昇に伴う浮力の増大とせん断抵抗の減少により転体 の安定性を確保できない可能性(浮き上がり ^{※7})。	EW断面: O.P.-14.2m~+2.43m 耐震評価に用いる地 震応答解析の解析条件として考慮
軽油タンク室 (直接基礎)	- ^{※1, 3} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	<4条(3条2項), 39条(38条2項)>	— (建設工認時対象外)
復水貯蔵タンク基礎 (直接基礎)	- ^{※3} (Ss)	-	39条(38条2項)	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により, 土圧, 加速度が変化し, 耐震性に影響が生じる可能性。また, 間隙 水圧の上昇に伴う浮力の増大とせん断抵抗の減少により転体 の安定性を確保できない可能性(浮き上がり ^{※7})。 <39条(38条2項)>	EW断面: O.P.-6.0m NS断面: O.P.-11.1m~+10.725m 耐震評価に用いる地 震応答解析の解析条件として考慮
軽油タンク 連絡ダクト (直接基礎)	- ^{※1, 3} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	有効応力の減少に伴う周辺地盤の剛性低下により, 土圧, 加速度が変化し, 耐震性に影響が生じる可能性。また, 間隙 水圧の上昇に伴う浮力の増大とせん断抵抗の減少により転体 の安定性を確保できない可能性(浮き上がり ^{※7})。 <4条(3条2項), 39条(38条2項), 5条, 40条>	— (建設工認時対象外)
排気筒連絡ダクト (直接基礎)	- ^{※1, 3} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項)	OK	O.P.-8.0m~+4.5m 耐震評価に用いる地 震応答解析の解析条件として考慮	
3号炉 海水ポンプ室 (直接基礎)	- ^{※4} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	EW断面: O.P.-14.6m~+2.43m NS断面: O.P.-14.7m~+1.5m 耐震評価に用いる地 震応答解析の解析条件として考慮	
貫通部止水処置 (直接基礎)	S	-	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	— (新設)	
3号炉補機冷却 海水系放水ピット (直接基礎)	- ^{※4} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	— (建設工認時対象外)	
揚水井戸 (直接基礎)	- ^{※4} (Ss)	-	4条(3条2項), 39条(38条2項), 5 条, 40条	OK	— (建設工認時対象外)	

※1 : 屋外重要土木構造物。※2 : 常設重大事故防止設備等。※3 : 常設重大事故防止設備等の間接支持構造物。※4 : 浸水防止設備の間接支持構造物。

※5 : A条(B条)の表示は、A条の適合確認をもってB条の適合確認が併せて可能であることを示す。

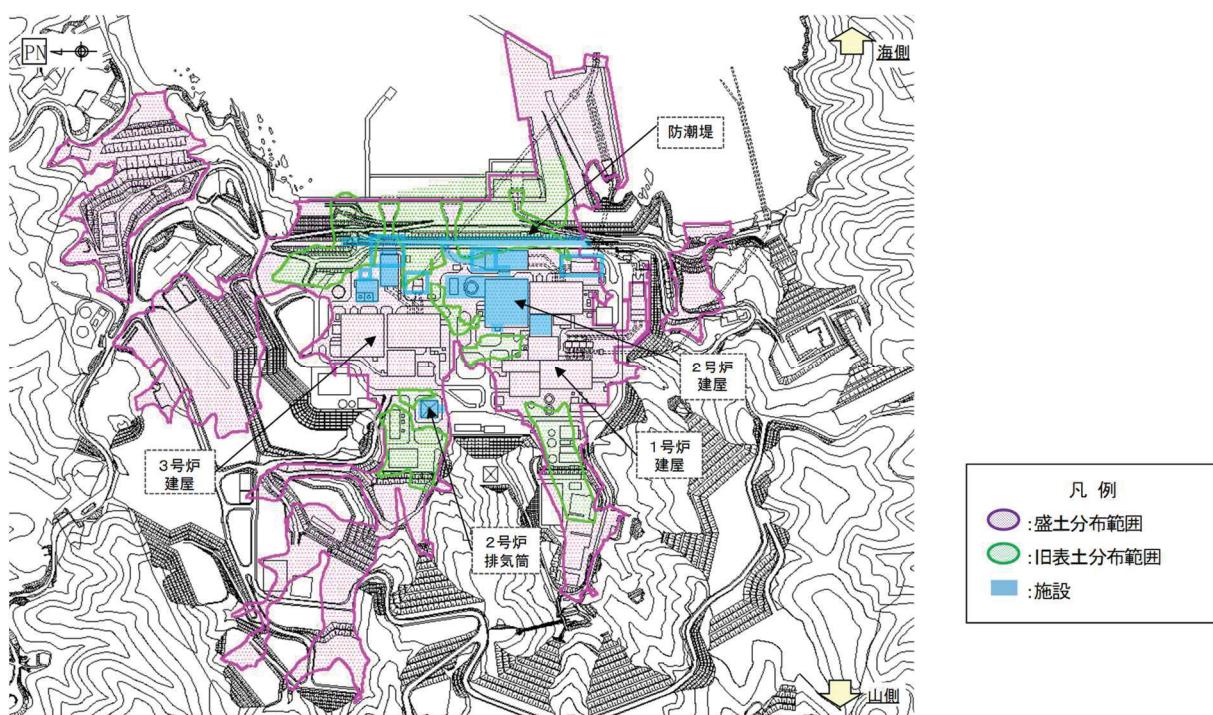
※6 : 鋼管式鉛直壁(一般部)山側の地下水位をH.W.L.(O.P.+1.43m, 約1mの沈降を考慮)に設定し構造成立性の見通しを説明の上, 工認段階で地下水位に変更が生じる場合には、安全性への影響を評価した上で必要に応じて対策を実施。なお、鋼管式鉛直壁(岩盤部)及び盛土堤防は山側の地下水位を地表面に設置。

※7 : 女川の盛土及び旧表土は、繰返しせん断による有効応力の減少はあってもせん断抵抗が完全に失われることはない。また、せん断応力の作用により有効応力が回復し、粘り強い挙動を示すため、浮き上がりに対する耐性は大きいと考えられるが、保守的に浮き上がるもとの評価した。なお、その影響は、地下水位低下設備が機能停止してから地下水位が地表面近くまで達するまで数年程度(参考値)であることを踏まえると、地下水位低下設備の機能停止後、直ちに発生するものではない。

(参考) 盛土・旧表土分布と対象施設の配置との関係

液状化等による影響(設置許可基準規則第3条第2項)の観点から、盛土・旧表土の分布と対象施設の配置との関係を補足4-7図に示す通り確認した。

なお、女川原子力発電所における盛土・旧表土は、液状化強度試験結果から「非液状化」または「繰返し軟化」と分類され、有効応力がゼロまで低下して液体状とはならず、ひずみが漸増する粘り強い挙動を示すことが確認されている(別紙17参照)。



補足4-7図 施設等の配置と盛土・旧表土の分布

基礎地盤の安定性評価における地下水位設定の考え方

1. 地下水位の設定方針

建設時の設置許可では、基礎地盤の安定性評価で設定する地下水位は、基礎地盤安定性評価における地下水位設定イメージとして補足 5-1 図に示す通り、原子炉建屋及びタービン建屋で地下水位の低下を見込むものの、地盤の地下水位は保守的に地表面に設定している。

また、敷地全体を包含して地盤の安定性を評価するため、原子炉建屋及びタービン建屋以外の地下水位は地表面とし、かつ隣接する地中構造物を盛土としてモデル化し構造物の強度を見込まないことで、保守的な評価としている。

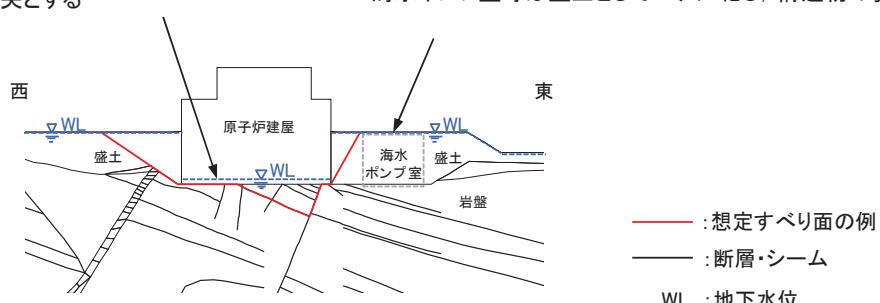
女川 2 号炉新規制基準適合性審査においては、「地下水位の設定について」の整理の通り、設置変更許可段階では原子炉建屋等の地下水位を一定範囲に保持し揚圧力影響を低減するために設置した地下水位低下設備を設計基準対象施設として位置付けるとともに、「安全機能の重要度分類」におけるクラス 1 に相当する設備として設計上の配慮を行う方針を示す。また、工事計画認可段階においては、設計基準対象施設として位置付けた地下水位低下設備の基準適合性を示し、施設の耐震設計に用いる設計用地下水位は、揚圧力影響を低減するために設置した地下水位低下設備の効果を考慮して設定する。

基礎地盤の安定性評価においては、原子炉建屋では建屋の設計水位を反映して地下水位を基礎版中央に設定し、それ以外の地下水位は地表面に設定する。

なお、基礎地盤のすべりに対する評価において、地下水位以深の盛土・旧表土が地震動により繰り返し軟化し強度が低下する可能性を考慮し、岩盤部のみのすべりに対する検討を実施する。

原子炉建屋の地下水位は
基礎版中央とする

周辺地盤の地下水位は保守的な評価として地表面に設定する。
海水ポンプ室等は盛土としてモデル化し、構造物の強度を見込まない。

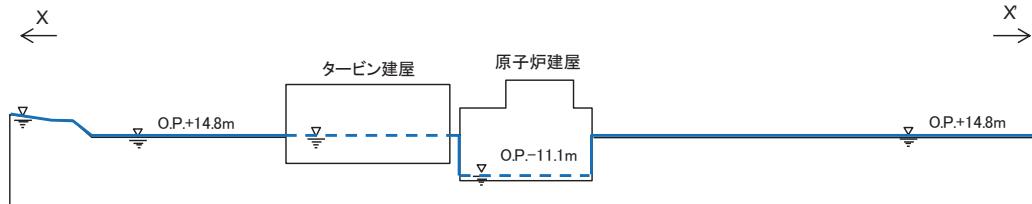


補足 5-1 図 基礎地盤安定性評価における地下水位設定イメージ

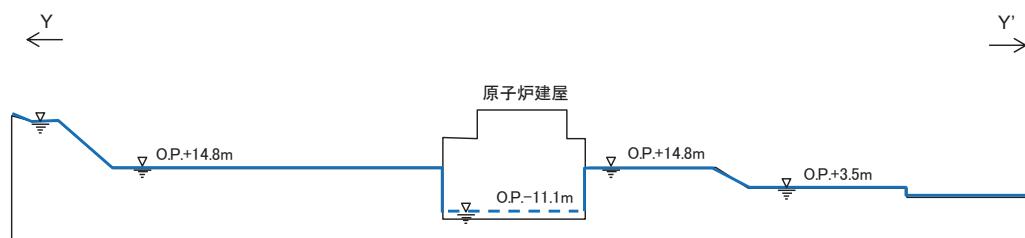
2. 地下水位（原子炉建屋）

補足 5-2 図に示す通り原子炉建屋基礎地盤原子炉建屋基礎地盤のうち、原子炉建屋の地下水位は基礎版中央とし、タービン建屋及び周辺地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。

【X-X' 断面】



【Y-Y' 断面】



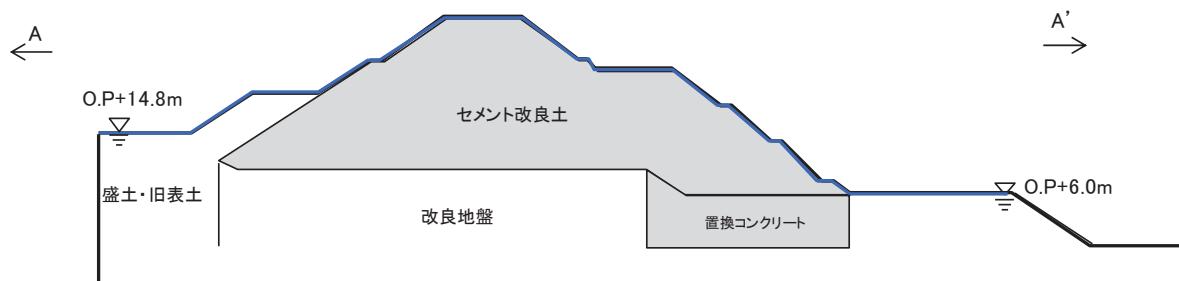
補足 5-2 図 原子炉建屋基礎地盤の地下水位

(平成 31 年 4 月 5 日第 700 回審査会合 資料 1-1 p63 修正)

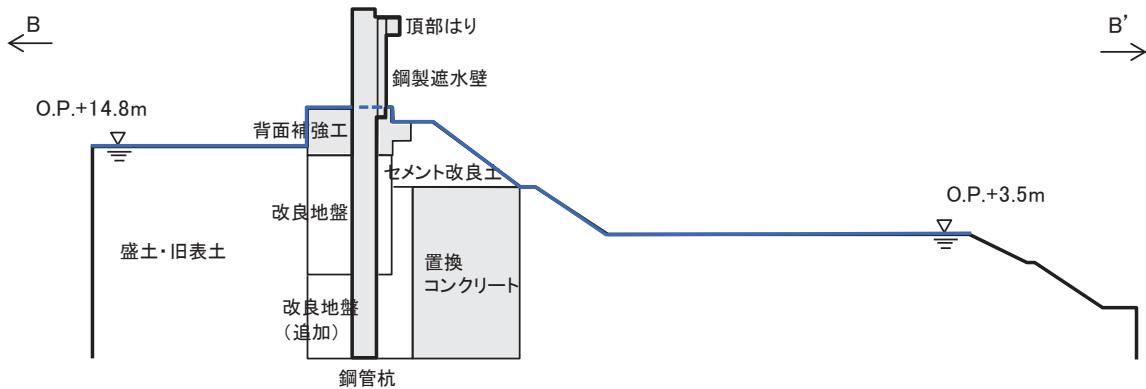
3. 地下水位（防潮堤）

補足 5-3 図に示す通り防潮堤（盛土堤防）の基礎地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。

また、補足 5-4 図に示す通り防潮堤（鋼管式鉛直壁）の基礎地盤の地下水位は保守的な評価として地表面とした。



補足 5-3 図 防潮堤（盛土堤防）基礎地盤の地下水位



補足 5-4 図 防潮堤（鋼管式鉛直壁）基礎地盤の地下水位

4. (参考) 防潮堤の構造成立性評価における地下水位設定との比較

防潮堤の構造成立性評価における地下水位設定との比較を補足 5-5 図に示す。

	地下水位の設定	備考
設置許可基準規則 第3条（基礎地盤の安定性評価）	<p>鋼管式鉛直壁（一般部）</p> <p>山側: 地表面 海側: 地表面</p>	改良地盤に支持する構造物の代表であり保守的な設定
	<p>盛土堤防</p> <p>山側: 地表面 海側: 地表面</p>	同上
設置許可基準規則 第4.5条（構造成立性評価）	<p>鋼管式鉛直壁（一般部）</p> <p>山側: HWL(O.P.+2.43m) 海側: HWL(O.P.+2.43m)</p>	<p>(山側) 海側同様、朔望平均満潮位(HWL)※1に設定 (海側) 朔望平均満潮位</p>
	<p>盛土堤防</p> <p>山側: 地表面(O.P.+14.8m) 海側: 地表面</p>	<p>(山側) 地表面に設定 (セメント改良土もO.P.+14.8mに設定) (海側) 朔望平均満潮位</p>

※ 工認段階で地下水位の設定が変更となった場合は再評価を行うとともに、施設の機能が損なわれ影響が及ぶ場合は、その機能が損なわれないよう適切な対策（地盤改良等の耐震補強）を実施する。

補足 5-5 図 防潮堤の構造成立性評価における地下水位設定との比較

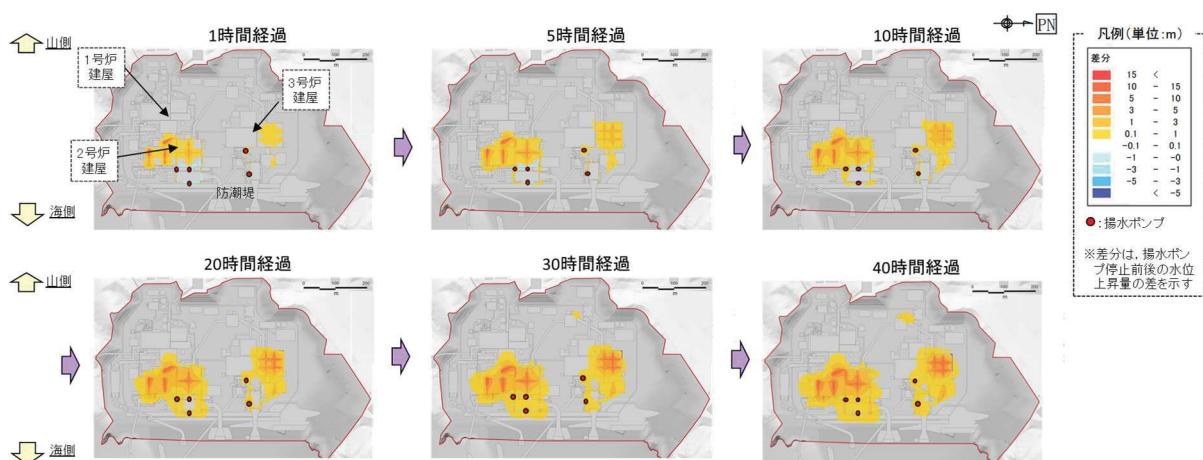
地下水位低下設備の機能喪失後の水位上昇

地下水位低下設備の信頼性の確保により、集水機能を喪失した状態が長期間継続することは考えにくいが、念のための検討として、この状況を仮定した水位の経時変化を確認した。

既設の2号炉及び3号炉揚水ポンプに対する検討例を補足6-1図に示す。

地下水位低下設備が設置される原子炉建屋周辺は岩盤を掘り込み構築し、盛土で埋め戻していることから、地下水位低下設備の機能停止後の水位上昇範囲は、初期段階では建屋近傍に限定され、揚水ポンプ停止が長期間継続した場合はその周囲に拡大していく。また、地下水位の上昇速度は非常に緩速である。

補足6-1図の通り、集水機能喪失後の建屋周辺の水位の変動は、揚水井戸の位置で把握することが可能である。



補足6-1図 三次元浸透流解析による揚水ポンプ停止後の水位上昇の評価例
(保守的に解析境界の法肩地表面に水位固定した非定常解析の例)

現行の重要度分類上の位置付けの整理

1. 設置許可基準規則における耐震重要度分類

耐震重要度分類指針の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について以下の通り整理を行った。

設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方を補足 7-1 表に示す。

- 設計基準対象施設の耐震重要度は、設置許可基準規則上、その重要度に応じたクラス分類（S, B, C），また、それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、S クラス設備及びB クラス設備のいずれにも該当しないため、C クラスに分類できる。
- 第 I 編に示した機能喪失時の影響確認の結果を踏まえ、原子炉建屋の基礎や土木構造物等の間接支持構造物の耐震性を確保する観点から、地下水位低下設備の耐震性については、間接支持構造物に要求される耐震性（S s 機能維持）を考慮する。
- 以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、C クラスに分類し、基準地震動 S s に対して機能維持させる設計とする。

補足 7-1 表 設置許可基準規則における耐震重要度分類の考え方

耐震 クラス	定義	対象とする施設の例	該当
S	地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するため必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 等 	×
B	安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)等 	×
C	Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設	-	○

設置許可基準規則の観点から地下水位低下設備に関する信頼性向上について以下の通り整理を行った。

- 設置許可基準規則第 2 条における以下の定義から、地下水位低下設備は安全機能を有するものではない。
- また、安全機能を有するものではないことから、安全施設にも該当しない。

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則における定義

第二条

五 「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、次に掲げるものをいう。

- イ その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能
- ロ 発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能
- 八 「安全施設」とは、設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものをいう。

設置許可基準規則における安全施設に該当しないことから、地下水位低下設備が有する機能に着目し、設備の位置づけについての観点から発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく整理を行った。

- 地下水位低下設備が有する機能について安全機能の重要度分類指針における位置づけを確認した結果、以降に示す通り、安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当しないことを確認した。

2. 安全機能の重要度分類

(1) 安全機能の区分

安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類される。

- ① その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの(異常発生防止系。以下「PS」という。)。
- ② 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの(異常影響緩和系。以下「MS」という。)。

(2) 重要度分類

重要度分類指針では、PS 及び MS のそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、

その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類している。安全上の機能別重要度分類を補足7-2表に示す。

なお、重要度分類指針においては、所要の安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器を「当該系」、当該系が機能を果たすのに直接、間接に必要な構築物、系統及び機器を「関連系」と定義している。

補足7-2表 安全上の機能別重要度分類

重要度による分類	機能による分類	安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器
		異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	
安全に関連する構築物、系統及び機器	クラス1	PS-1	MS-1	—
	クラス2	PS-2	MS-2	
	クラス3	PS-3	MS-3	
安全に関連しない構築物、系統及び機器		—	—	安全機能以外の機能のみを行うもの

(3) 地下水位低下設備の重要度分類上の位置付け

重要度分類指針の分類に基づき、地下水位低下設備の位置付けを整理した結果、『安全に関連する構築物、系統及び機器』に分類されないため、『安全機能以外の機能のみを行うもの』と整理できる。

安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と地下水位低下設備の位置付けを補足7-3表～補足7-5表に示す。

補足7-3表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と地下水位低下設備の位置付け

分類	定義	機能	地下水位低下設備の位置付け
PS-1	その損傷又は故障により発生する事象によって、(a)炉心の著しい損傷、又は(b)燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	該当しない
		(2)過剰反応度の印加防止機能	該当しない
		(3)炉心形状の維持機能	該当しない
クラス1	(1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	(1)原子炉の緊急停止機能	該当しない
		(2)未臨界維持機能	該当しない
		(3)原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	該当しない
MS-1	(4)原子炉停止後の除熱機能 (5)炉心冷却機能 (6)放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	(4)原子炉停止後の除熱機能	該当しない
		(5)炉心冷却機能	該当しない
		(6)放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	該当しない
安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	(1)工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 (2)安全上特に重要な関連機能	(1)工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	該当しない
		(2)安全上特に重要な関連機能	該当しない

補足 7-4 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と
地下水位低下設備の位置付け

分類		定義	機能	地下水位低下設備の位置付け	
クラス2	PS-2	(1)その損傷又は故障により発生する事象によって、炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器	(1)原子炉冷却材を内蔵する機能(ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。)	該当しない	
		(2)通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に作動を要求されるものであって、その故障により、炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物、系統及び機器	(2)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	該当しない	
		(3)燃料を取り扱う機能	(3)燃料を取り扱う機能	該当しない	
	MS-2	(1)安全弁及び逃がし弁の吹き止り機能	(1)安全弁及び逃がし弁の吹き止り機能	該当しない	
		(1)PS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器	(1)燃料プール水の補給機能	該当しない	
		(2)異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	(2)放射性物質放出の防止機能	該当しない	
		(1)事故時のプラント状態の把握機能	(1)事故時のプラント状態の把握機能	該当しない	
		(2)異常状態の緩和機能	(2)異常状態の緩和機能	該当しない	
		(3)制御室外からの安全停止機能	(3)制御室外からの安全停止機能	該当しない	

補足 7-5 表 安全上の機能別重要度分類に係る定義及び機能と
地下水位低下設備の位置付け

分類		定義	機能	地下水位低下設備の位置付け	
クラス3	PS-3	(1)異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	(1)原子炉冷却材保持機能(PS-1, PS-2以外のもの。)	該当しない	
			(2)原子炉冷却材の循環機能	該当しない	
			(3)放射性物質の貯蔵機能	該当しない	
			(4)電源供給機能(非常用を除く。)	該当しない	
			(5)プラント計測・制御機能(安全保護機能を除く。)	該当しない	
			(6)プラント運転補助機能	該当しない	
MS-3	(2)原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物、系統及び機器	(1)核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	(1)核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	該当しない	
		(2)原子炉冷却材の浄化機能	(2)原子炉冷却材の浄化機能	該当しない	
	(1)運転時の異常な過渡変化があつても、MS-1, MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器	(1)原子炉圧力の上昇の緩和機能	(1)原子炉圧力の上昇の緩和機能	該当しない	
		(2)出力上昇の抑制機能	(2)出力上昇の抑制機能	該当しない	
		(3)原子炉冷却材の補給機能	(3)原子炉冷却材の補給機能	該当しない	
		(2)異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器	緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能	該当しない	

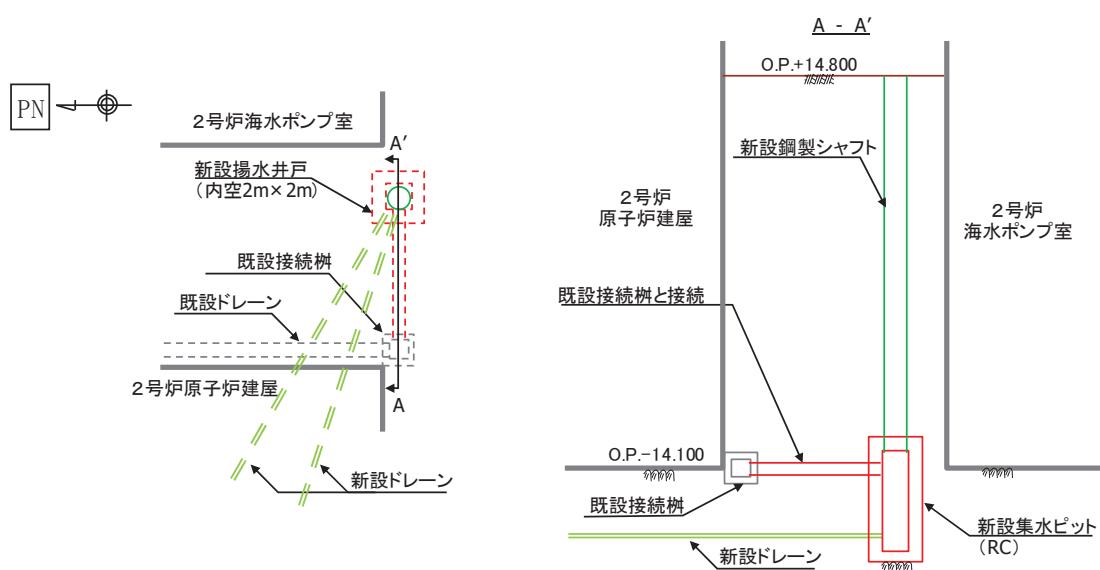
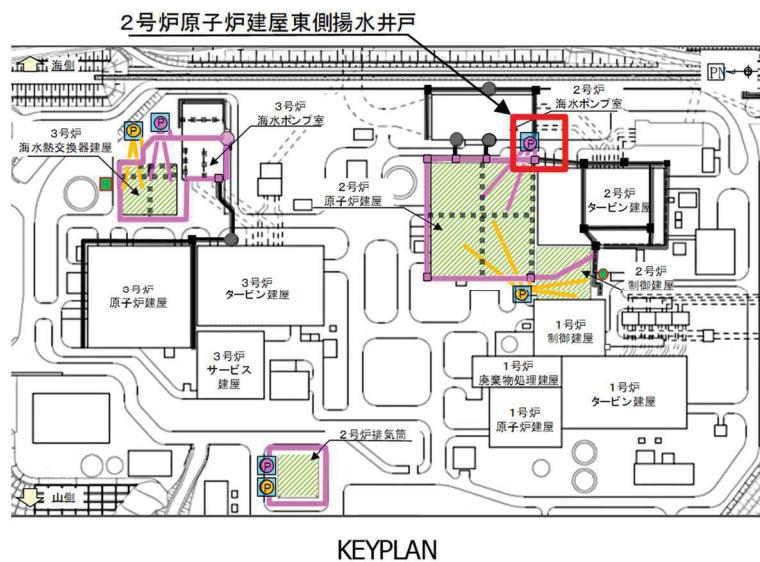
新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

1. 新設揚水井戸の構造概要

新設する揚水井戸は添付資料 2 に示すフローに基づき、耐久性、耐震性及び保守管理性を考慮して設計し、さらに安全施設の要求性能に配慮した配置とする。

2号原子炉建屋東側の新設揚水井戸を例とした構造・配置例を補足 8-1 図に示す。

なお、揚水井戸の位置及び構造並びに施工方法については工認段階で詳細検討を行い決定する。



補足 8-1 図 新設揚水井戸の構造・配置例

2. 新設揚水井戸の施工手順

新設する揚水井戸の施工手順（例）を補足 8-2 図に示す。

	①掘削	②軸体構築	③埋戻し
概要	<ul style="list-style-type: none"> 土留施工 揚水井戸～既設接続樹の掘削、ボーリング穿孔 	<ul style="list-style-type: none"> ドレン設置、集水ピット構築 既設接続樹と集水ピットとの接続、集水ピット周辺埋戻し 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼製シャフト据付 埋戻し
平面図			
断面図			

補足 8-2 図 揚水井戸の施工手順（例）

2号炉海水ポンプ室周辺のドレーンに集水される地下水について

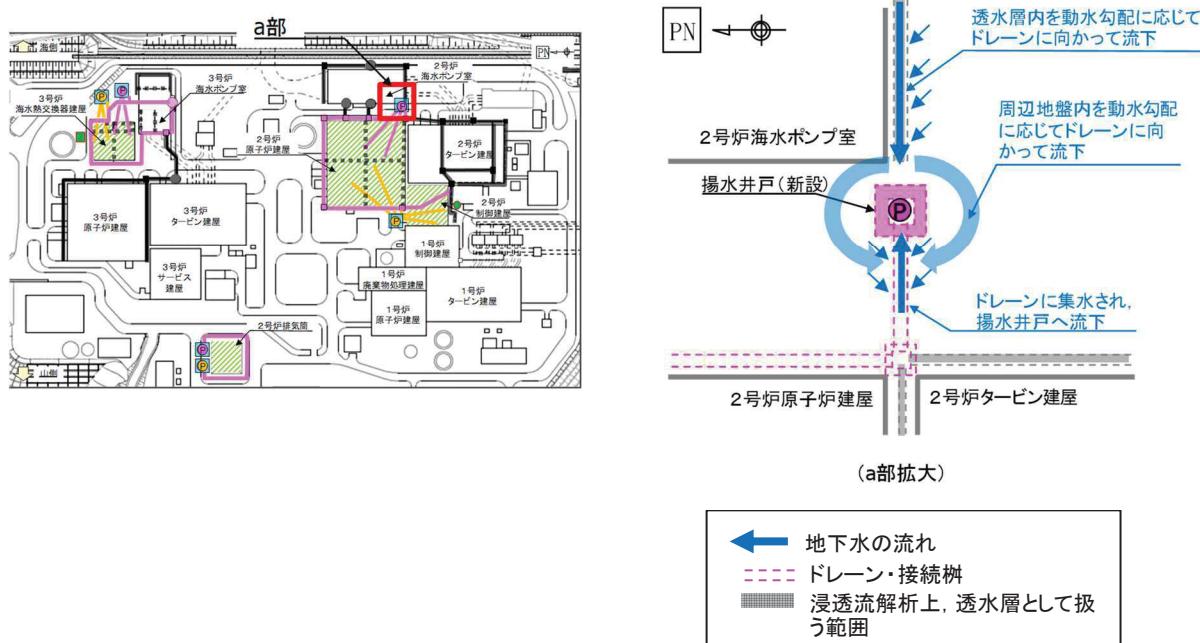
1. 地下水の排水の考え方

集水機能を担うドレーンは、安全重要度分類におけるクラス1相当の信頼性を確保できる範囲を管路(A-1)として考慮することとしている。2号炉海水ポンプ室周辺の既設ドレーンは耐久性・耐震性等を満足するものの閉塞等の单一故障への対応が困難であることから、浸透流解析上は地盤(ドレーン周囲の碎石相当の透水係数を有する透水層(B-1))として取扱うこととしている。

2号炉海水ポンプ室周辺のドレーン(透水層)に集水される地下水は、2号炉原子炉建屋東側のドレーンに向かって碎石層及び周辺地盤内を動水勾配に応じて流下し、2号炉原子炉建屋東側の揚水井戸のポンプにて排水される(補足9-1図)。

また、当該揚水井戸は2号炉海水ポンプ室周辺のドレーン近傍に新設し、補足9-1図に示す流下経路上付近において基礎掘削を行う計画であることから、排水性の観点を踏まえ、必要に応じ井戸周辺の埋め戻し材に碎石等の透水性に優れた材料を用いる、あるいは揚水井戸を集水しやすい構造とする等の検討を進める。

なお、集水機能を担うドレーンに接続桿を介す等により地盤(B-1, B-2)として取扱う既設ドレーンが接続される箇所があるが、集水機能に影響を及ぼさない構造であることを工認段階で示す。



補足9-1図 2号炉海水ポンプ室周辺のドレーンからの地下水の排水経路イメージ